

参議院地方行政・警察委員会会議録第一号

平成十一年三月九日(火曜日)

午前十時開会

出席者は左のとおり。

委員長 小山 峰男君
理事 釜本 邦茂君
松村 龍二君
興石 東君
山下八洲夫君
富樫 練三君

委員 井上 吉夫君
鎌田 要人君
木村 仁君
久世 公麿君
谷川 秀善君
保坂 三蔵君
高嶋 良充君
藤井 俊男君
魚住裕一郎君
白浜 一良君
八田ひろ子君
照屋 寛徳君
高橋 令則君
松岡満壽男君
岩瀬 良三君

國務大臣 自治大臣 野田 毅君
國務大臣 (国家公安委員会委員長) 野田 毅君

政府委員 警察庁長官官房 長 野田 健君
警察庁刑事局長 林 則清君

警察庁交通局長 王造 敏夫君
警察庁警備局長 金重 凱之君
公安調査庁長官 木藤 繁夫君
運輸省海上技術安全局長 谷野龍一郎君
海上保安庁長官 楠木 行雄君
自治大臣官房長 嶋津 昭君
自治大臣官房総務審議官 香山 充弘君
自治省行政局長 鈴木 正明君
兼内閣審議官 片木 淳君
自治省行政局長 二橋 正弘君
自治省財政局長 成瀬 宣孝君
自治省税務局長 谷合 靖夫君
消防庁長官 入内島 修君

事務局側 常任委員会専門員 内閣官房内閣内政審議室内閣審議官 田中 法昌君
国土庁長官官房審議官 齋藤 博君

説明員

本日の会議に付した案件
○地方行政、選挙、消防、警察、交通安全及び海上保安等に関する調査
(地方行政、消防行政、警察行政等の基本施策に関する件)
○平成十一年度海上保安庁業務概況に関する件
(平成十一年度地方財政計画に関する件)
○平成十一年度の地方財政計画に関する件
(平成十一年度の地方財政計画に関する件)
○地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(小山峰男君) ただいまから地方行政・警察委員会を開会いたします。

地方行政、選挙、消防、警察、交通安全及び海上保安等に関する調査を議題とし、地方行政、消防行政、警察行政等の基本施策に関する件及び平成十一年度海上保安庁業務概況に関する件について質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○井上吉夫君 私は、かねがね、地域に元気がみなぎり、夢のある地域とならなければ日本全体も元気が出ないというくあいに考えておる男であります。

私、鹿児島出身であります。私どもが、一番強く念願しておりますのは、地域の均衡ある発展、これがなければやっばり日本という国はよくならないということをお願いしてまいりました。

このたびの自治大臣の所信表明ではまさに、地方公共団体は地域の総合的な行政主体として、自らの創意工夫による施策を積極的に展開していくことが何よりも必要だとされております。全く同感であります。こうした考え方に立って自治省は、平成十一年度から地域活力創出プランを推進し、地方公共団体の取り組みを支援することとしておりますが、その内容について御説明をいただきたいのでございます。

また、昭和六十三年、竹下内閣におきまして行われましたふるさと創生一億円事業以来、それ以来のふるさと創生によりまして地域が知恵を出す町づくりが全国的に盛り上がってきたと考えておるのであります。今回の地域活力創出プランはこのふるさと創生とどのような関係にあるのか、あわせて御説明をいただきたいと思っております。

○國務大臣(野田毅君) 井上先生御指摘のとおり、まさに各地域、その総合的な担い手である地方公共団体、特に市町村、主体的に自分たちの地域のことについて自分たちみずから活力をどう生み出していくのか、活性化していくかという、その主体的な取り組みをさらにバックアップしていくということが極めて大事なことであり、この認識をいたしておるわけでございます。

そういう意味で、今度の地域活力創出プランは、地域の自立促進の条件を整備するとともに、地域の活力により我が国経済の再生に資するという目的で推進しようとしているものでございます。

具体的には、ソフト事業としては、農産物の生産、加工、流通、販売を一貫して事業化する取り組み、俗に六次産業化という言い方もあります。また、地域経済再生のための取り組み、地域活性化などの地域経済再生のための取り組み、そしていわゆるイターン、Uターン、Jターンなどの地方への移住や定住の促進、人材の活用、人材の育成等の人づくりに対する総合的な取り組みに必要な経費として、普通交付税措置を二千五百億円程度講ずるといふことをいたしておるわけであります。

そして第二に、ハード事業として、地域経済再生、人づくり、広域連携などを推進するための地域活力創出事業等に対して、地域総合整備事業債、七千五百億円程度でございますが、起債による支援を行うこととしておるわけでございます。

御指摘の従来のふるさと創生というのは、昭和六十三年度にスタートさせたいわゆるふるさと創生一億円事業を契機として、地域の創意工夫による地域づくり、地域住民の参加による地域づくりを支援してきたものでございます。これによって、地域づくりの機運が全国的に盛り上がった、あるいは住民参加による地域の活性化が図られた、さ

らに市町村の企画能力が向上した、このような大きな成果が上がったという認識をいたしております。

他方で、事業のマンネリ化、画一化、あるいは財政措置が小規模団体に手厚過ぎるのではないかと、こういった批判も見られるようになったところでございます。このため、平成十一年度におきまして、地域の創意工夫を大切にするというふるさと創生事業の理念を生かしつつ、地域を支える人づくり、地域経済の再生、こういった公共団体にとつて基本的重要なテーマに絞り込んで重点的な財源措置を講ずることとしたわけでござい

ます。

○井上吉夫君 ありがとうございます。
今お述べいただきましたこうした地域の創意に基づく施策を推進するためには、何といひましてもやっぱりそれを実行に移す人材、中でも地方行政を担う公務員の能力、そのための公務員の育成が大変重要だと考えております。

現段階では、国家公務員に比べてまして地方公務員の行政の処理能力は若干問題が残るんじゃないのか、あるんじゃないのかなという気がいたしますが、これは今の仕組みの中から、あらゆる補助事業が、国が仕組みを決めて国の示した基準に合格するという、そのことが市町村の仕事の中心になつていくということから起こっていることが非常に多いと思っております。

したがって、最初から、みずから考えているんなことを提案しながらやっつけていく、そういう課題を与えながら鍛えていけば、当然、地方公務員も決して国家公務員に負けないだけの、その地域の実態をよく知っているし、能力もあると私は思っております。みずから考えみずから施策を実施する職員というの、やっぱり地域を一番よく知っている人間の、その知識の中から、改めて今申し上げましたような課題として取り組むならば、必ず私はすぐれた人材ができ上がっていくというぐあい

に思います。
ただ、そういうぐあいになるには、まだまだ国

の仕組みも含めて、こういうぐあいに切りかわるときいろいろなかかり方を含めて、相当やっぱり人材の養成という面にとりわけ自治省がしっかりと取り組んでいただかなければならないというぐあいに考えておりますので、かなり幅広い話になりますが、地方の行政を受け持つ県や市町村に対する自治省としての人材養成に向けてのお考えがあればお聞かせをいただきたいと思ひます。

○國務大臣(野田毅君) まさにこれから、特に地方分権を推進していこう、そして住民に身近な仕事はまさに住民に身近な自治体が、特に市町村が基本的に責任を担っていく、そういう形でやっつけていこうとするならばなおさらのこと、その担い手である地方自治体の職員の、言うなら企画立案能力等々、行政執行能力のいわゆるレベルアップというところが避けて通れない極めて大事なテーマでござい

ます。
そういう点で、一つは、仕事の流れそのものがいろいろな縦型で、中央のそれぞれの役所が一つの政策を出して、言うならそれを勉強するという形の中で地方自治体が縦型で勉強していこうということだけで後追いをしておりますと、なかなかその実が上がっていくか。

そういう点で、包括的にいろいろな仕事の流れ、責任分担といひますか、本当に地方のことは地方自身が責任を持つんだという、そういう事務、権限等の移譲といひますか、本当の意味での、自己責任といひますか、本当の意味として、まさにそういう言葉がいかにかは別として、まさにそういう自主自治体自身にみずから責任を持つて企画立案なりやっつけていくんだというような仕組みをつくっていくということが、まず一つ客観的な姿としてはどうしても必要な部分だろうというふう

に思っております。
同時に、しかしそれをまっまでもなく、そういう意味で地方自治体の人材を育成していくということが極めて重要でありますし、そういう角度から平成九年十一月に自治省としては「地方自治・新時代における人材育成基本方針策定指針」、これは自治省の公務員部長の通知でござい

ます。
この指針を示して、その中で、人を育てる職場環境、職員研修の充実、多様化の取り組み、都道府県と市町村との連携など、地域の実情に即した具体的かつ実効性のある取り組みを積極的に行うよう要請をいたしております。また、本年度から新たに人材育成等アドバイザー制度というものを創設いたしましたわけでございます。さらに、平成十一年度から実施されます、先ほど御指摘のございました地域活力創出プランの事業におきまして、地域の活力によつて我が国経済の再生に資するという観点からの人づくり事業について財政措置を行つて積極的に支援をしてまい

るといふことを取り入れたわけでございます。そういう意味で、地域の人づくりの支援に全力を挙げて取り組んでまいりたいというふう

に考えております。
○井上吉夫君 いろいろな事業を行います場合に、個々の市町村で行うということも大事であります。それをこなす人材をどう養成するかということの大事さは大臣から今お答えをいただきました。しかしながら、これからはむしろさまざまな行政課題に対応するためには複数の市町村が広域的に連携して事業を行うことがより重要になつてきていると考えるわけであり

ます。地域活力創出プランにおいてはこうした広域的な連携をどのように支援するお考えをお聞きしたいと思ひます。
これと関連をいたしまして、きょうは国土庁からも見えておると思ひますが、生活空間倍増戦略プラン、その中でも、わけてもその一環としての生活空間倍増の地域戦略プランは国土庁が総合窓口として展開する地方のいわば生活空間倍増の事業であります。

私はこのことに非常に大きな期待を寄せておるわけであり

ます。
という過程にこそ大きな意味があるというぐあいに考えております。
したがって、自治省のこの問題への取り組みは、関係省庁の中でもとりわけ国土庁の地域戦略プランと大変密接なかわりがあると考えておりますので、ひとつ両省が最大限の協力をしながら、これを一つの大きな素材として、まさにこれこそが生きた勉強、このことを立派にやり上げることがい

われば地方の時代をもたらすための最大の実験材料であり生きた教材だといふぐあいに私は考えておりますので、国土庁には、四百地区、一地区百億、五年間に四兆円の規模で発足したわけであり

ますが、今概要でどのくらいの申請というか、全国から地区数あるいは金額がどのくらい出てきているか、そのことをお知らせいただきたいと思ひます。
○政府委員(香山充弘君) 地域活力創出プランの広域連携の関係についてお答えを申し上げます。大臣からもお答え申し上げましたように、事業の内容としては地域経済の再生、人づくりということ

を掲げますとともに、仕事の進め方としては広域連携といひますのを大きな柱としてこのプランを位置づけておりました、重点的な財政措置を講ずること

にいたしてござい

最大限の支援を行い、生活の夢の実現と地域の再生を願うというものでございまして、今、井上先生からもお話ありましたとおり、関係省庁多数に上りまして、二十二省庁でございまして、私も総合的窓口を引き受けるという御指示でございまして、そういった形で進めております。もとより自治省もその重要なメンバーでございまして、常に連絡をとりながら進めているところでございまして。

先般、十一月の緊急経済対策におきまして、その地域の数といたしまして全国で四百カ所程度、一地域当たりの事業規模は平均して約百億円との想定のもとで、五年間の総事業費でございまして、これも、総額四兆円程度ということを開議決定したわけでございまして。

それに沿いまして、当初のスケジュールですと、一月末までに骨子の提出をしていただき、三月にプランの提出をしていただくというところで進めてまいりまして、この一月に各県を通じてプランの骨子というものが提出されております。

これはでき上がったプランのスケルトンという意味ではなくて、これから議論をしていくそのベースになる現段階で市町村が考えている骨子というところでございまして、提出されました骨子の総数は四百七十六ということにございまして、当初の想定は四百を多少上回るという数字になっております。また、骨子の策定には全国で三千八百八十市町村、これは全国市町村の約九八%に上るわけでありまして、が参加をしているところでございまして。

事業規模につきましては、先ほど先生もお触れになりましたように、五年間の総事業費で約四兆円という想定でございまして、この骨子の段階ではまだ各地域とも内容を絞り込んでいないという現状でございまして、未確定な要素も多く、熟度もまだまだなものでございまして、仮に機械的に計算いたしますと六十兆円近くになっているという現状でございまして、したがって、今後、相当規模の調整が必要であるというところで

でございます。

○井上吉夫君 私の持ち時間が参りましたのでこれでやめますが、お聞きのとおり、自治省の構想と国土庁が考えております地域戦略プラン、共通の部分がたくさんあります。むしろ同じ目標に向かってこの仕事をやっていくというぐあいに考えられます。構想にありましたよりもはるかに、四兆円と考えていたのには実に縮めてみたら六十兆出てきた、四百と考えていたのに四百七十何は出てきた、これをどういうぐあいに四兆におさめるか。必ずしも四兆におさめるが芸ではありませんが、むしろそのことよりも、このことをしっかりと練り上げるためのいわばプロセスこそ大事だ、このことに一番大きな意味を私は考えております。

したがって、改めてこのことをどういうぐあいにまとめるかという作業を少し期間を延ばして進めていかれるということのようでありまして、むしろ期間を限定して考えるよりも、一応の目標はそういうことでありまして、一応の目標はそういうことである地方の勉強、練り上げプロセスとこれを上げるための地方の勉強、練り上げプロセスとこのことを特に大事にしたいと思っております。私ども古い人間は、地方自治法が制定されたことを希望申し上げまして、私の質問を終わります。

○鎌田要人君 私からは、画期的な地方分権推進計画の実施というのを目の前にいたしまして、一、二、まず最初にお伺いしたいと思っております。

私ども古い人間は、地方自治法が制定されたことをきくことをきくのうのように思い出すのでございまして、この地方自治法というのは、今の人たちは何のことはない、当たり前法律のようには思っておられるかもしれませんが、戦前は例えば東京都制というものがある、あるいは府県制というものがある、あるいは市制、町村制というものがある、北海道には北海道でまた官制がある、そういうことで地方自治法がばらばらでございまして、それが一つの地方自治法という体系になった。私ども、その当時、自治省の未釐でございまして、この地方財政のところの分担を命ぜられたら、ああえらいことを考えられるものだな

という気持ちでございました。

ただ、その地方自治法の中で委任事務、これだけが残った、これが大変残念でございまして、ここにおられる久世先生は、その名著「地方自治法」の中で、新しい中央集権体制が構築されたと批評をしておられるのであります。それが我が国の都道府県、市町村を対等、協力の関係ということで割り切られた、これは非常に大きな意味があると思っております。

それと、地方団体の事務を今までのような固有事務、委任事務あるいは政令事務、こういうことでやりますんで、ただ簡単に地方団体の事務を自治事務とすることを主体にして、それに国政の委託事務というものが、これは全く便宜的なものでございまして、これは全く従とすると、こういう割り切り方をやらせられて、それに基づいて新しい地方分権の制度をつくられる、非常に大きな意義がある。見方によりますと、戦後五十年のあかを取り除いて第二の地方自治制度の改革という大きな意味を有するということをまず最初に申し上げたい。

それで、この問題は大変な作業であると思っております。何と申しますと、五百本の法律を改正する必要がありますと言われております。また、大臣の所信表明でもそれが書かれておるわけでございまして、これだけの大きな作業ということになりますと、これを国会に提出する時期はいつごろになるのか、そのことをまず第一に事務当局の方からお伺いをいたしたいと思います。

○国務大臣(野田毅君) 事務当局からの答弁ということであつたのですが、まずは所信に対する御質疑でございまして、大前提として、今度の地方分権一括法に盛り込まれている、言うなら国と地方の間の事務事業の役割分担といえますが、非常に歴史的に見て大きな意味があるという御指摘、全くそのとおりでございまして、本日に今までのいろいろな角度から言われてきましたが、むしろいよいよこれから本日に実行の段階に入ってきた、そういうふうな認識をいたしております。

この一括法案の提出時期についてであります。約五百本の法律を改正するわけでございまして、大変な作業であります。現在調整中でありませぬけれども、三月中旬に国会に提出をさせていただきます。現在鋭意作業中でございます。

○鎌田要人君 三月中旬に国会に提出ということにございまして、余り時間もございませぬ。大変な作業だと思っておりますが、私も大いに期待をいたしておりますので、そのことを申し上げまして、次に進ませていただきます。

市町村合併の問題でございます。これは、基礎的な地方公共団体である市町村の合併の必要なのは言うまでもございませぬが、今日、三百余の市町村の合併は、言うはやすく実行することはまことに困難なものがある。極端なことを言いますと、合併がこれまででできなくて、それで滑った転んだのあぐくに残ったのがこの三千の市町村の中にあるわけでございまして、そのことからこの合併特例法でもいろいろと苦心をしておられるわけでございまして、当該市町村はもとより関係都道府県が一体となって取り組まなければいけないと思っております。これは自治省の事務当局の方に伺いをいたします。事務当局のこれに取り組み決意をひとつ明らかにしていただきたいと思います。

○政府委員(鈴木正明君) 市町村合併の推進についてでございますが、地方分権の担い手でありまして特に市町村が基礎的な自治体として住民への行政サービスの水準というものを確保し、さらに充実していくという観点、あるいは行政の効率化を図るといふことで積極的に推進していくことが必要であると考えております。そのための行政措置につきますと、地方分権推進計画に基づきまして、幅広く拡充を図ってまいりたいと思っております。地方審議会の設置あるいは合併特例債の創設、過疎債並みの中身を持つものでございまして、また、普通交付税算定の特例の合併算定がえの期間の延長、住民参議制度、平成七年に創設しましたが、

それをさらに拡充する、あるいは都道府県知事の合併協議会設置に向けての勧告ということなどを盛り込みました合併特例法の改正を地方分権一括法案の中に盛り込んで、今通常国会に提出する予定といたしているところでございます。

その上で、進め方でございますが、都道府県が積極的な役割を果たすことが重要と考えておりまして、都道府県に對しまして合併のパターンなどを作成して県下に周知するなど、積極的に取り組むように要請してまいりたいと考えております。そのために、自治省としてはその参考となります合併推進のガイドラインを本年度上半期に示したいと考えております。このようにしまして、行財政措置の拡充あるいは地方公共団体に対します積極的な取り組みの要請、合併の機運の醸成といったことで、自主的な市町村合併を総合的に支援してまいりたい、このように考えております。

○鎌田要人君 それで、話は途端に私の選挙区の問題になるんですが、鹿児島県あるいは長崎県というような離島県、離島が圧倒的に多い県、しかもその離島は瀬戸内海の離島と違っていて、外洋性の離島ということになりますと、これの合併というのは非常に難しい。

一つの島で、例えば私の国で屋久島という島があります、上屋久と下屋久と、一つの島に二つ町が残っているんですね。その上屋久と下屋久と一緒にするのは難しい。あるいは奄美群島の中でもそういうところがあるんですが、この離島の町村合併で、島を超えて合併させようということを考えておられるのか、そこるところも含めまして、私どもの離島に対する自治省の御方針、これを伺いたいと思います。

○国務大臣(野田毅君) 御指摘のとおり、同じ離島でも内海離島、外海離島それぞれ実態がかなり異なっておりますことは承知いたしております。

しかし、そういう中でも例えば交通通信手段の発達によって日常生活圏が拡大している地域とか、あるいは同一島内を中心にごみ処理、消防などの事務の共同処理の実績がある地域などもまた

あるわけでもございますが、今後、今まで以上に高度かつ多様な行政サービスを提供できるように行財政の基盤を強化していかねばならぬというふうなことを考えますと、やはりこうした地域でも合併について大いに議論していただいで、住民自身がやはりその方が自分たちの生活なり利便を向上させる上でも、あるいは行政サービスのレベルを維持し、あるいは充実させていく上で大事なことだという認識をまずつくってもらいたいということが非常に大事なことだというふうには実は考えております。

そういう点で、さつき局長からも御答弁申し上げたんですが、時折、自分たちが置いてきぼりになるんじゃないか、そういうやはり地域住民の大変な不安感が現にあるわけですね。しかし、合併は必ずしもそういうことにはならないんだという意味で、今度、地域審議会というものを新たに設置して、やはりコミュニケーションとしての大事なニーズについてはきちんとそれはそれでそのニーズをすくい上げることができると、大事にされるんですという仕組みは講じながら、一方で自治体としての、行政単位としての合併という問題ということと私は両立し得るんじゃないか、そのような認識をまた強制ということはなかなか難しいと思っております、ぜひ住民レベルでも御議論いただいで理解が進んでいくならばいいんじゃないか、そのように思うんです。

特に、くだいようですが、今度、介護事務等々いろいろんことが入ってまいります。そうするとそれなりの専門性を要求されるような仕事があるんだから出てくるというときに、やはり小さな行政単位だけで果たしてそれをバックアップすることは本当にできるんだらうかどうだらうか、そんなことを思いますときに、いわゆるコミュニケーション行政単位ということではなくて、そのところはいろいろ御議論していただければいいんじゃないか、そのようにも思います。

○鎌田要人君 いや、私がお伺いしたかったのは、端的に言いますと、離島の中で二つないし三つ市

町村があるところはその島の中で一つになるというところをお考えになっておられるのか、その島を飛び越えて二つの島を一緒にするとかそういうこととお考えになっておられるんじゃないでしょうかというところを念を押したかったんです。それだけでありますから、コメントは要りません。

それから次に、地方公務員制度のあり方の問題でございますが、三年程度でポストをかえる、今はそういう状態ですね。私を実際経験をいたした県でもそうでございますが、そういうことではなくて、同一の分野に長年勤続する、地方公務員法前の昔の府県制、市町村制の時代の公務員の任用の仕方あるいは使い方、そういうことも、幸い今度、地方公務員制度の調査会も専門家の意見をお集めになるようでございますので、昔の制度のいいところを、縦割りのいいところをやはりこの際取り入れてほしい、これは希望意見でございます。

御回答がもし公務員部長なり行政局長なりでいただければ結構でございます。

○政府委員(鈴木正明君) 御指摘のように、地方公務員制度調査研究会を設けまして、今後の地方公務員制度のあり方全般について現在検討を進めております。

お話しのように、地方公共団体の人事管理におきましては、どちらかといえば幅広い能力を持つ人材の養成あるいは組織の士気の停滞を防ぐという意味で、通常、一定期間を単位にいわば人事ローテーションで異動するということが行われているというところが事実でございます。しかし、お話しのように、地方公共団体の行政サービスが高度化、複雑化してきている、また職員の職業意識もスペシャリスト志向が高まる、こういうことで多様な人事管理が求められるということで環境も大きく変わっております。

そういうことを踏まえまして、専門的な知識、技術を要する職場あるいは住民の方と連携をして仕事をを行う職場、そういうものを中心に、いわば

経験を蓄積して専門的な知識、経験を持った人材というものを養成していくことも必要だと考えておりますので、今後の研究会におきまして、いわゆるスタッフ制あるいは専門職制とか専門的職員というものの養成も含めまして検討してまいりたいと思っております。

○鎌田要人君 次に、この地方分権の推進のために地方税財源の充実強化ということは、これは極めて重要なことは申すまでもないところでございますが、この文言は実は歴代自治大臣、毎回同じことをおっしゃってちつとも実が上がっておらないんです。私は、この点につきまして、野田自治大臣には、熊本と鹿児島という関係もあります、非常にあなたに親近感を持っておりまして、今度は何か一つ、二つ、まあ三つぐらいは具体的なこういうことをやりますよということを、大変難しいお尋ねだと思っておりますが、お願いを申し上げたいと思っております。

○国務大臣(野田毅君) おっしゃるとおり、地方税財源の充実強化という言葉が常套語みたいになつていっているのは、残念ながら、客観的に見れば、その願望を持ち努力をしながらもなかなか具体的な実を上げられなかったということだと思っております。それは、いわゆる税財源の再配分ということと同時に、それと連動して行われる国と地方の間の役割分担の見直しという、このところがこれまた常套語でなかなか現実には動かなかった。ある種のそういう車の両輪みたいな関係の中でずるずると来たようにも感じております。

そういう点で、先ほど来先生御指摘のとおり、いよいよこの三月中にも、今調整中ではあります、いわゆる地方分権一括法という形の中で、ぜひ国と地方の間の事務配分の見直しをする、そして、国と地方の関係も縦の関係ではなくていわば対等、協力の関係に持っていくんだ、この基本原則をまずはしっかりと打ち立てる。そして、それに伴って、財源問題についても当然のことながらその裏づけをつくっていくという、このことがいよ

い言葉だけでなくて実行の段階に移ってきた、私はそのように認識をしております、客観的に見てそういうきちんとした位置づけをしようというときにこの任務を仰せつかりまして、責任と同時に充実感なりその使命感を非常に感じておるわけでございます。

そういう点で、特に今経済状況そのものが非常に低迷をいたしております、どういう税目なりそういうものからどれだけの税収がノーマルの姿であれば上がってくるのかということが必ずしも定かではない。そういう環境の中で、国、地方の間の税源の見直しということも今ここでやるのが適切かどうか。もう少し経済の状況がノーマルな姿になったところで、いわゆる税財源の国、地方の間の配分問題をきちんと手当てをすべきであるという考えでおるわけでございます。

しかし、さはさりながら、それまで待つのにそんなに時間はかからないと思いますが、しかしそれよりもまだ手前で、地方税は独自の問題としてやれることがあるのではないかと。その中の一つとして、事業税についてのいわゆる外形標準というものの考え方を導入していくという発想があつていいのではないかと。私も真剣に取り組んでまいりたい、その決意でおるわけでございます。

とりあえず、これ以上は、時間の関係もありまして、後ほどの御質疑の中でまたいろいろ敷衍して申し上げさせていただきます。

○鎌田要人君 今、大臣がおっしゃいました事業税の外形標準課税の問題、これは正直言いました、終戦直後、地方税で附加価値税を導入しようというシャウプ勧告のときからの、これも一種の事業税の外形課税ですから、そのときからの問題という認識を持っておりますので、私の方は四十年戦争だと言っておりますが、またぞろ赤字が多いですから、赤字法人の方からそういうことはとんでもないことだという反対意見が既に私どものところにも届いておりますので、この問題につきましては不退転の覚悟でひとつ頑張っていただきたいと思

います。それで、時間の関係がありますので先に進ませさせていただきます。

地方の借入金の高の累計は平成十一年度で百十六兆円となるということが見込まれておるのでございますが、今日のような不況の中で、大蔵当局と地方財政当局の間で、いわゆる貸し借り方式、これは実は私が自治省の財政局長のときに始めたわけですが、そのときの金額はせいぜい数千億あるいは数百億、当時の貨幣価値のまた変動とも関係しますが、であり、しかもそれは二、三年我慢をしますと景気がよくなるといういわば右肩上がりの時代でしたから、そういう時代のいわば情性が今日何兆円規模になってまだ続いておるといふことについて、非常に一面においては私は自責の念も持つておるわけでございます。

この問題で、特に大臣は大蔵行政にも、お詳しいし地方自治問題についてもお詳しい大臣のお考えをお伺いしたいと思います。

○国務大臣(野田毅君) 御指摘のとおり、今まで右肩上がりという経済状況、それを背景とする国の財政、地方の財政という中で、当面する、例えば税制改革であつたり補助率の引き下げ等々の問題であつたり国民健康保険制度の見直しであつたり、そういった当面の課題に対応して、そういう貸し借りのな形の中でとりあえず単年度的には処理をして、そして何年かすると一遍は清算をしてやるという、そういう中でいろいろ地方財政を守るために自治省の先輩の皆様が一生懸命御努力をいただいできたことに改めて敬意を表したいと思います。

しかし、そろそろそのやり方はもう限界に来ていゝるんじゃないかという御認識は私も全く同感でございます。

そういう点で、特にことは、そういう単なる貸し借りということだけじゃなくて、いわゆる恒久的減税を国税のみならず地方税の世界においても行うことになりました。そういう点で、特に地方税の世界における恒久的減税、その財源措置

をどうするかという中で、これだけはもう貸し借りという世界ではないという意味で、御案内のとおりいわゆるたばこについての国、地方の配分率を要する、あるいは法人税の交付税率を引き上げ、こういうたいわゆる交付税率そのものに切り込んだ形での、内容においてそれと十分かと問われれば百点満点ということではもちろんございせん。しかし、少なくとも今日の厳しい財政状況下にあつて、そういうやり方、当面の措置ではありますけれどもとりあえず踏み込んでいこう、この努力も私はなかなかの努力であつたといふふうに思います。

しかし、先ほど来申し上げましたが、ちょうど国、地方の行政事務そのものを見直し、本當の意味で地方分権というものをきちんと位置づけるんだ、そしてその仕事をバックアップする、支えるための財源措置というものを、単なる国から地方にお金を出せばいいというふうなことではなくて、その地方の自主性、自立性を保障するようなそういう税財源の見直しというものを本気でやらなきゃだめだ、私はそういう時期に今来ているというふうには実は感じておりました、ぜひ私自身この問題に使命感を持つて臨んでまいりたいといふふうに考えておるわけでございます。

○鎌田要人君 そういう意味では、一面において地方分権の問題に目がありました。その反面の地方財源の問題について野田自治大臣の御奮闘を心から希望いたします。

それで、時間がもうございせんが、もう一つ、今問題になっておりますダイオキシンの問題、これに関連しまして、環境税という問題にわかに脚光を浴びてまいりましたね。

私は、実は自治省におりますときに、この環境税の問題についてはある程度批判的でございます。というのは、税金としてどういう税が環境税として適当かという問題から、環境税については批判的であつたわけでございますが、今日のように、このダイオキシンの問題で端的にわかりますように、地方自治体がいま責められるわけですね。

そのときに、やはり地方自治体として環境問題に取り組むための財源として環境税ということに改めて考えてみる必要があるんじゃないかと。

現に、地方税の面でも、今回の地方税制改正案でも自動車取得税、これで低燃費自動車等に対する軽減措置ということがありますし、また外国でも、スウェーデン、北欧諸国では環境対策の税制としてエネルギーに対する課税が行われている。ドイツでも環境への配慮としてガソリンや石油などの課税強化や新たに電気税を導入する、こういう動向があり、それに対する批判等もあるようでございます。

それで、我が国でも地方税として環境税を検討すべき時期が来ていると思うのでございまして、この点につきまして大臣がどうお考えかをお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(野田毅君) 御案内のとおり、環境税、ヨーロッパなどでも行われておるところもございまして、日本でもいわゆる環境税という名前が想定されます、言うなら対象というはいわゆる炭素系統ということだろうと思ふんです。そういう点で、今、石油関係、こういうた燃料なりそういう目的税的な形の中で、国税あるいは地方税の中で自動車関連あるいはガソリン等々の燃料関係というところになっておるわけですが、率直に申し上げて、炭素税という、そういう意味での環境税を考へる場合には地球温暖化の発想の中からの環境問題ということへの対応関係があつたと思ふんです。

いま一方でダイオキシンということになりますと、むしろ炭素税系統という、温暖化という問題よりもむしろ廃棄物処理等に関連する世界なのかなど。

そういう意味で、産廃なり一般廃棄物なり、そういうことについてどのように対応していくのか。特に、私も専門的なことはよくわかりませんが、けれども、そういう廃棄物の処理施設をだれが主体になつてつくっていくのか、そしてその基準な

りなんなりをどういうふうにしていくのかという
ような事柄がより大事だなど。そこで、所要の経
費をどこから生み出していくかというそっちの世
界なのかなど。

そういう意味で考えますときに、今現在、地方
自治体でいろんな家庭の、東京なんかもそのよう
ですけれども、いわゆる分別収集をやったりその
中で料金を取って対応したりというような形で
やっております。もちろん環境税という世界では
ないのかもしれませんが、自治体がそういうい
た意味で環境問題で担う役割というものはどん
どん負担がふえてくる、それを支えるための財政的
な支援措置といえますか発想を必要とすることは
御指摘のとおりでございます。そういう点で、多
少この環境税ということだけにこだわらるんではな
くて、幅広く検討する必要があるというふうに私
は考えております。

○鎌田要人君 この問題につきましては、今おっ
しゃいましたように、ごみ処理施設、これは正直
言いました市町村の仕事でございますし、あるい
は産業廃棄物になりますと都道府県との関係が非常
に大きい関係でございますので、そういったごみ
処理施設という面と、これをどういう形で税まで
引つ張り込むかどうかという問題を幅広く事務当
局の方で御検討をお願いしたい。また、必要があれば
そういうことを政府部内でもおっしゃっていただ
きたいという希望がございます。

それで、おおむねあと五分でございますので、
消防の関係で一点だけ。本日は二つあったのでご
ざいます、一点だけ。消防団の現状とその充実
強化のための具体的な構想についてお話をいただ
きたい。

といいますのは、私は「近代消防」という雑誌
の編集委員長をしております、それでこの消防
団の必要性は本当に骨身にこたえて知っているん
です。山狩りなんというのは消防団がないとで
きないんですね。ところが、消防団の団員が、
私が消防庁長官をしておりましては約二百
万、それがどんどん減っていきまして、百万を切

り、今九十八万ですか、それぐらいに減って、ま
だ減りつつある。

それで、公共のために消防は隣保扶助という言
葉が昔はありまして、その隣保扶助ということで
頑張っております。その消防団の職員がだんだん
減ってきておると。これをどういうふうにしても
とに戻すか、そういうことも含めてひとつ消防庁
長官の確固たる御意見をお伺いしたいと思ひ
ます。

○政府委員（谷合靖夫君） 御指摘のように、消防
団員、年々減っております。昨年の四月一日現
在では九十六万二千六百二十五人というふう
になっております。そのほかに、消防団につきま
しては、その団員の年齢の高齢化の問題とか、ある
いはいわゆるサラリーマン団員というのが相当ふ
えてきておるといふようなことで、消防活動を円
滑に進める上でいろんな課題を抱えていることは
事実でございます。

したがって、私どももいたしましては、や
はり消防団関係の施設とか設備というようなもの
についてはできる限り補助金を獲得いたしまして
充実を図ってまいりました。また消防団員の報
酬、出勤手当等のいわゆる処遇についても年々改
善措置を講じてきておるところでございます。

それからもう一つは、やはり地域住民とかそれ
から地元の方々にどうしても消防団に入っ
ていただく、あるいは消防団の活動の御理解と御
協力をいただくということが非常に大事でござい
ますので、そうした面でのPRということにも努
めてきたつもりでございます。

最近では、消防団員の数は減ってきております
けれども、女性消防団員ということに着目して
みますと、ちょうど女性消防団員について統計を
とり始めた平成二年のときが千九百二十三人であ
りましたものが、昨年の四月では八千四百八十五
人というふうになっておるといふふうな新し
い面も出てきておるわけでございます。

私どももいたしましては、やはり消防団とい
うのが地域防災の中核ということで大変重要な役割

を果たしておるわけでございますので、関係各方
面の御意見も十分伺いながら、より一層の充実強
化というものに努めてまいりたいというふうに考
えております。

○鎌田要人君 終わります。

○松村龍二君 自由民主党の松村でございます。

本日は、国家公安委員長であります野田自治大
臣、自治大臣という仕事も大変重要かと思ひます
けれども、国家公安委員長というお仕事も大変に
重要なお仕事ではないかと。ぜひ野田国家公安委
員長の立派な御手腕に期待申し上げる次第でござ
います。

そういう意味におきまして、所信について御質
問をさせていただきますと思ひます。

まず第一に、我が国において警視庁という言葉
の響きはいろんな意味を持つておると思ひます。
警視庁の巡査といましようか警察官が自分の身
命の危険を顧みず都民のために身を張って頑張る
というふうな響きもあります。しかし、一面、警
視庁というのは、戦前において大変な疑獄事件、
社会の悪、政治の悪に対して毅然と切り込みを行
う、そういう意味の警視庁という言葉の響きがあ
ると思ふんです。

ところが、大変残念なことに、戦後はどちらか
といえますと政治に対するスキヤンダルといいま
しようか、そういう疑獄事件は検察官が、特捜が
やるというふうな響きがあるわけでございます。

しかし、昨今、住専のときの問題になりました
知能犯、金融犯罪、これに對しましては警視庁も
大変な名譽挽回をいたしまして、着々と力をつけ
て、東京都の警察である警視庁だけでなく、全
国の警察の知能犯罪につきましても大変な力を発
揮するようになってきたのではないかとこのように承
知するわけです。

そういう中にあります、私は一つ取り上げた
いは、今度は庶民がいろいろな知能犯罪に巻き
込まれるわけですね。例えば、大学に入学したい、
子供を大学に入学させるのにお金を何百万か渡し
たら合格するように世話をしてあげましよう

か、あるいは大会社、中小企業の社長が何億円の
金を巻き上げられる、こんな事件もあるわけだ
が、そのような小犯罪、小知能犯罪といいましよ
うか、必ずしも小ではないんですけれども、こう
いうものに対して果たして警察が立派にこたえて
くれているのだろうかといったことを私、問題意
識を持つてわけでございます。

国家公安委員長におかれましては、いろいろ今
までの政治生活の中で選挙民からそういうような
訴えを聞いて、御経験もおありかと思ふんですが、
そこで、まず自治大臣に決意をお伺いする前に、
この種、町の告訴事件、こういうものを昨今どう
いう推移で警察として処理しておるのか、これに
ついてお伺いしたいと思います。

○政府委員（林則清君） 詐欺等の小知能犯罪とい
いますか、通常の告訴事案等の推移いかんという
ことでございますけれども、各都道府県警察から
の報告によりますと、平成十年中は、全国の警察
におきまして二千四百七十八件の告訴、告発を受
理いたしております。それで、それに対して二千
五百五十五件の告訴、告発事件を処理してござい
ます。これは年がまたがりますので処理数と受理数
は変わってくるわけでございますけれども、過去
十年間を見ましても、大体この受理件数、それか
ら処理件数とも横ばいの状態で続いております
のが現状でございます。

○松村龍二君 たいだいま件数はそのような件数で
何うわけですが、実感としては、まず告訴事件と
して処理していただくということがなかなか大変
で、受け入れてくれない、手続をしてくれないと
いうようなことも聞かれます。また、一たん手
続はやってくれたけれども、その後さっぱり二回
目の取り調べに入ってくれない、あるいは三回目
のついでであるというふうなことを実感的な苦情
として聞かれます。

そこで、従来なぜこのようなことが起きるか
といましますと、この種事件が詐欺を、小知能犯罪
の受理をした警察官一人の処理する案件として扱

われる。やつぱり捜索をするということになりま
す組織を挙げて処理しなければならぬ。そう
いうような点において、組織的に取り上げられ
ない、あるいは警察官が警察署におりますと当直を
一週間に一回ほどやる、当直明けには前日の夜の
いゝんな事案を処理しないとかぬとか、そんな
こともありまして、事実上はばたばた処理される。
それで、そのうちに選手交代になりますと前任者
の事件については手がつかない。

あるいは、警察署の刑事課長とか警察署長ある
いは奥警の捜査二課長、本部長、このような人
に対して、このような事件を処理することのメリッ
トといひましようか、これを処理しなければ自分
の首が飛んでしまふぞ、あるいは監督を厳しく、
ちゃんと処理しているかというこの目が行き届
いていないかというふうには私は推察す
るわけですが、そのようなことについて刑事局長
はどのようにお考えでしょうか。

○政府委員(林則清君) 告訴事案につきまして、
松村先生の今御指摘なさったような嫌いというの
は全然なかつたかと言へば、そうではないとい
う現実も若干あつたかと思ひます。
しかし警察におきましては、特に近年さうい
つた告訴、告訴事案、警察を最後のよりどころと
して持ち込んでこられる告訴、告訴事案につ
きましては、幹部がしっかりと把握した上で
できるだけ適切に早く処理するというようなこ
とを力を入れて指導しておるところであります。

ただ、御案内のように、申すまでもないこと
でありますけれども、告訴事件の規模でありま
すか内容によりましては相当の年月を要するもの
もこれは少なくないわけでありまして、そのよう
な場合におきましても、できるだけ捜査力をその
方面へ割くという指導を今後ともさらに強めて
まいりたい、そのよう考えております。

○松村龍二君 ところで、大臣にこの件について一
言御感想なり御決意をお伺いするわけでござい
ますが、やはり警察が市民に期待される警察とし
まして、また国家公安委員長として十分の関心をお

持ちたいだいで、もしもこの点について不十分
な点が従来あるとすれば大臣のお力をいただき
たいというふうにお考えを伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(野田毅君) 御指摘のとおり、事件規
模の大小にかかわらず被害者は最後のよりどころ
といひますか、さういつた中で警察に話し、そ
ういふ被害を持ち込んでくるわけでありまして、
つ適正にこれは対処していくということが警察の
大事な、重要な責務であるというふうにお認め
をいたしております。

さういふ点で、先生今御指摘のとおり、そのこ
とをそれぞれ各都道府県警においても、刑事局長
から今御答弁申し上げましたように、努力をいた
しておるとは存じますけれども、さらに一層督励
をしてまいりたいと思ひております。

○松村龍二君 どうもありがとうございます。
次に、海上保安庁長官にお伺いするわけであり
ますが、日韓漁業協定がいよいよ一月二十二日に
発効をされまして、新しい海洋秩序ができたとい
うふうにお存じます。

戦後、日本海は李承晩ライン等が設定されて、
日本船が拿捕されるといつたような歴史もあるわ
けであります。昭和四十年に日韓漁業協定が締
結されまして、沿岸十二海里、これはその主権と
する領域である。その真ん中の地域においては
日韓漁業協定によって自主操業が認められ、それ
ぞれの国が自分の国の漁業、違法操業についても
取り締まる、こういうことになつたわけでありま
すが、時代はまさに二百海里の時代になつたわけ
でありますけれども、竹島の問題もありませんか
日韓の問題についてはなかなかつきりといひな
かつた。

さういふ中にありまして、日本側の漁具が壊さ
れる、あるいは違法操業に泣くといつた時代が統
統と続きました。最近では漁業資源を全然無視して鳥取、
高根の沖からだんだん京都、福井の沖の方まで、
ズワイガニ漁についても禁漁区も無視して、しか
も底刺し網というふうな根こそぎとつてしまふよ

うな漁業が続いてきた。何とかこれを解決したい
というので、昨年一月二十三日に日韓漁業協
定が破棄通告されまして、一年の後ようやく両国
の努力によって発効を見た。そして、排他的経済
水域がしっかりと決められたということございま
す。

排他的経済水域の中にあります漁業について
は、沿岸国の許可が必要であるというふうなこと、
あるいは二年間の暫定的な措置が行われるとい
うことございまして、海上保安庁に対してしつ
かりやつてほしいという期待が、今まで条約上さ
ういふことでありましたので海上保安庁も毅然と
した態度がとれなかつたかと思ひますが、今後、
海上保安庁はこの領海内におきます違法操業その
他につきましてもどのような姿勢で臨んでいかれる
のか、またこられたのか、お伺いしたいと思ひま
す。

○政府委員(楠木行雄君) お答えいたします。
海上保安庁におきましては、先生今御指摘がご
ざいまして、一月二十二日の新しい日韓漁
業協定の発効に当たりまして、韓国漁船が多数操
業することが予想される日本海、九州周辺、東シ
ノ海等の主要な漁場に重点を置いて、監視船艇、
航空機を配備して監視、取り締まりに当たつて
きております。

一月二十二日の新しい協定の発効時におきま
しては、日韓水産当局者間で許可条件についての合
意に至りませんでしたので、まずは韓国漁船は我
が国の排他的経済水域で操業することができな
なつたわけでございます。このような状況のもと
で、一月二十三日には四隻、それから二月に入り
まして十五日と十七日に各一隻の韓国漁船を排他
的経済水域における漁業等の主権的権利の行使等
に関する法律等の違反で検挙いたしました。その
結果、その後、当庁では我が国の排他的経済水域
において韓国漁船の違法な操業は確認をしていな
いという状況でございます。

また、二月二十二日に入りましたからは操業条
件の協議がまとまりまして、我が国の許可を得て

暫定水域を除く排他的経済水域において韓国漁船
の操業が行われることになつたことございませ
ん、引き続き私もいたしましては、水産庁など
関係省庁等と連携をしながら、許可条件の遵守
状況の確認、無許可漁船の検挙等、監視、取り締
まりを実施しているところでございます。

なお、先生先ほどいろいろ経緯を申されました
が、日本海側では従来は韓国漁船によるカニの漁
に對して、特に底刺し網につきまして我が国のE
EZ内では主としてその操業が行われていたわけ
でございますけれども、新しい操業条件ではこれ
は許可されない、中型機船底びき網というこ
とになつたわけでございます。

当庁といたしましては、このような操業条件の
決定を見まして、取り締まりをさらに整えて、取
り締まりについて勵行しているところでございま
す。

○松村龍二君 海上保安庁にもう一つお伺いする
わけですが、昨年度委員会の委員派遣で新潟県へ
行きました際に、海上保安庁の舟艇に乗せていた
だきまして、日本海の荒海でいかにまじめに勤務
しておられるかといつたこともうかがうことが
できたわけでございます。さらには、昨年東京から
横浜へまた海上保安庁の舟艇に乗せていただきま
して、その訓練状況も見せていただいたところで
ございます。

そこで、一つお願い、確認したいことは、非常
にさういふ点で日本人らしいと言ひますか、まじ
めな姿勢で勤務しておられることは十分でありま
すけれども、武器の使用といふ点について目ごろ
しつかり訓練しておられるのかといつたことが気が
かりであるわけですが、我々日本人はもとも刀の民
族の国ですから銃砲になじみがない。なるべく使
わなければそれにこしたことはない、使いたくな
いなどといった気持ちがあるかと思ひます。しか
し、やはりいろいろな職務権限を行使する際には
実力の裏づけがあつてこそ初めて、それにはや
ぱり日ごろの訓練が行われているということが必
要かと思ひます。

後ほどお伺いしますが、最近日本海等に大変な密入国あるいは密輸その他もあるといったような状況の中で、先般韓国においても二月二十二日に韓国の海上保安関係の方は射撃訓練をやっているようでありまして。別に張り合つて日韓の間を緊張させようという意図は全くありませんけれども、訓練するのはどこでも結構ですけれども、武器の使用については訓練を日ごろやっておるかとか、またそれらについての心構えをお伺いしたいと思います。

○政府委員(楠木行雄君) 現場を見ていただきました。巡視艇におきましては、海上における犯罪の予防及び鎮圧あるいは犯人の逮捕等の業務のためにけん銃、小銃、機銃及び砲を装備しております。これらにつきましては、海上保安官の武器の使用についての一層の適正を図る観点から、年二、三回を標準とした実弾射撃訓練を実施いたしております。また、実弾を発射しない操法訓練を実施もしております。安全確実な武器の取り扱いの確保に努めているところでございます。

ただ、この海上保安官の武器の使用につきましては、海上保安庁法第二十条によりまして準用される警察官職務執行法第七条に基づき使用することになります。犯人の逮捕もしくは逃走の防止等のため必要であると認める相当な理由がある場合においては、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度において武器を使用する、このような心構えになっておるわけでございまして、まず通常の場合は停船に必要な措置をいろいろ尽くした後にこういう武器を使用するというようにしております。

具体的には、最近では悪質な韓国漁船の抵抗を排除するとか、あるいは東シナ海で武装した不審船の拿捕のために使ったとか、あるいは船内暴動の鎮圧のために使った、こういうような実例がございまして、

○松村龍二君 次に、最近よく発生します日本海におきます密入国についてひとつお伺いしたいと

思います。

私の地元は北陸、日本海側の福井県でございますが、去る土曜日、三月六日に原子力発電所のすぐ近くの海岸に約六十人の密入国者が上陸いたしました。幸いこれをいち早く発見して検挙することとができたわけですが、一行は二月の中旬ごろ中国を貨物船で出港しまして、二月二十七日には済州島南方海上で韓国漁船チャンジン号に乗りかえて後、三月六日午前六時頃、先ほど申しました大島漁港岸壁から不法に上陸している六十五人が検挙されたわけでありまして。これに対しまして、福井県は約三百人の警察官を充てまして捜査に従事しているというふうであります。

このような事案はごく最近にも起きたと思えます。また、これは密入国ではありませんが、北朝鮮兵士と見られる死体が本年の一月十四日と十二月の二十五日にその近辺に漂着した。北朝鮮の軍人の制服を身にまとった、あるいは手帳等を持っておるといふような事案も発生しているわけでありまして。

そこで、この密入国の教訓は、通訳がいなくて六十五人の捜査に大わらわである。また、留置、収容の施設がないとか入管に運ぶにしても護送要員や車両がたぐさ必要で、この対応に大わらわである。それから、捜査をいたしますと、さきに密入国して退去強制処分を受けた前科、前歴者で再渡航しておるといふ人が大分多いということのようでございます。あと、外国人特有の捜査で手こずっておる、こういうことのようにございまして。

そこで、非常に人口が希薄、警察官も希薄な地域の事件でございますので、今後このような事案が続くということになりますと、やはり福井県警あるいは日本海の沿岸に警察力を増強することが必要なのではないかというふうなことを感ずる次第でございます。

それから、人口が希薄で警察官の数が少ないというところは、二十四時間監視している交番がないということなんです。したがって、幸い今回は原

子力発電所の従業員を運ぶバスが通つたところ、迎いのバスと間違つて手を挙げたというふうにも報道されておりますが、これはたまたま昼であつたからいんですが、夜このようないつものするすると入国しているということになりますと、治安上もゆゆしき問題であらうかと思つて、そういう意味におきまして、この種事案に対する警戒はどうなつていのか、あるいは今後ぜひ体制を充実して市民の不安を軽減するように御検討をいただきたい。まず、お役所の方から御説明いただきました後、大臣から御決意をお伺いしたいと思います。

○政府委員(金重凱之君) この日本海沿岸における密入国事案に対する警察の警戒体制等についての御質問でございますけれども、警察としましては、警察庁に來日外国人犯罪対策室というのを設置しております。これは各県警察にも同様の組織を設けたりしております。そういう組織を通じまして集団密航事件を初めとするところの來日外国人犯罪の摘発を強力に推進しておるといふ状況にあります。

特に、今、福井のお話もございましたけれども、この集団密航事件につきましては、当然警察として取り締まりを強化しておるわけでありまして、海上保安庁とかあるいは法務省の入管局等関係機関とも連携を強化しておりますし、それから沿岸住民の方々の御協力も得るといふようなさまざまな方法で水際対策を含めた沿岸警戒の強化を図つておることでございます。今、松村先生から御指摘ありました事案でありますけれども、三月六日の早朝に中国人六十五名、これは韓国漁船で参つたわけでありまして、それに韓国人の乗組員船長以下三名、六十八名を検挙するといふような事案も発生しております。沿岸警戒の万全を期しておるといふような状況でございます。

○政府委員(楠木行雄君) 海上保安庁の取り組みにつきましてお答えいたします。不法入国事犯の約九割は中国人によるものでございまして、これがどのような形で集団密航して

るかというところでございますけれども、以前は外見上密航船と識別できる中国漁船等を仕立てていきなり本邦へ来るということが多かったわけでございますが、最近では日本船に乗りかえて密航するとか、あるいは韓国の沖合で中国船から韓国の漁船に乗りかえて密航するとか、あるいは貿易船、普通の貨物船などに巧妙に隠し部屋を設置して密航する、このような事案が大変増加しております。いわば悪質化、巧妙化しているという状況でございます。

先ほど先生おっしゃいましたように、非常に日本海側で最近、特にことしに入りまして韓国漁船を使用するとかいふようなことで事件が統発しておるわけでございまして、海上保安庁におきましては、中国等を出航して本邦に寄港いたします船舶への立入検査の徹底、あるいは情報入手時における巡視船艇、航空機の集中的な投入によりまして監視、取り締まりのほか、日本海沿岸を初めとした廣犯海域、犯罪の起こりそうな海域における警戒の強化等を行ひまして不法入国事犯の防止に努めているところでございまして、警察なども密接な連携をとつて今後とも不法入国事犯の対策に万全を期してまいりたいと思つております。

先生おっしゃいました三月六日の事件につきましては、私どもも密航の韓国漁船の航跡、これと当庁の巡視船艇、航空機の配備状況等の関係について現在調査中でございますし、また先生おっしゃいました人口が希薄で警察力が少ないとか、あるいは海岸に近くて高速道路に近いとか、そういう状況もありますので、そういう出迎え蛇頭の行動パターンの分析なども一層今後とも必要かなと思つておるところでございます。

○國務大臣(野田毅君) 特に、御指摘のとおり、平成八年から集団密航事件は激増しておるわけでございますけれども、その背後に国際的な密航の請負組織、蛇頭が介在をして、また不法滞在者の増大、それが外国人犯罪の増加につながる、こういうふうなことで、我が国の治安を揺るがしかね

ない重大な問題であると承知をいたしておるわけ
でございます。

こうした状況に対応するために、警察は、国内
外の関係機関との協力体制を強化するとともに、
平成九年四月から警察庁及び各県警に来日外国人
犯罪対策室というのを設置するなどいたしまし
て、密入国事犯及び来日外国人犯罪の摘発を推進
しておるわけでございます。

今後とも、沿岸住民の方々の御協力などを得な
がら、こうした対策を強力に推進し、国民の不安
を解消して治安の万全を期するよう警察当局を督
励してまいりたいと思存いたします。

○松村龍二君 あと十分あるわけでございますが、
通告では各政府委員にお答えいただくようにお願
いしておりますけれども、自治大臣は政府委員
が答弁するのはふさわしくないというお考えの政
党の幹部かと存じますので、残り、ひとつ大臣に
お答えいただきたいと思存しております。

大臣の所信で、組織犯罪についての大変意欲的
な御発言があるわけでございます。ただいまお話
がございましたように、蛇頭その他暴力団がいろ
いろな犯罪に、先ほどの密入国に關しても関係し
ておりますし、また麻薬の密輸、覚せい剤の密輸
といったことにも台湾、香港あるいは韓国等の外
国の組織犯罪も大変関係しているというふうには、
昨今組織犯罪がいろんな面で日本において、銃器
を含めまして、また経済犯罪に深くかかわってき
ているという点において大きな問題になっておる
かと存じます。

そのような犯罪の現状についての御認識と、ま
たこのような組織的な犯罪に對しまして、サミッ
トを初め国際的な犯罪の取り締まりの仕組みとい
うのが国際的にありまして、それは日本において
若干おとれておるのではないか。むしろ外国から
日本は通信傍受あるいはマネーロンダリングとい
った点においておとれておるので早く対応しな
いというふうなことをせかされておるのではないか
というふうな認識するわけですが、そのような現
状はどのようになっておるのでしょうか。

また、通信傍受法が現在法務省所管の問題とい
たしまして国会で審議していただきたいというこ
とになっておるやに承知するわけですが、通信傍
受について何か日本国内にアレギーがある。そ
れは過去に警察が、神奈川県でしようか、共産党
の緒方氏の邸宅の傍受、盗聴をしたというんで
しようか、そういうことで今もって国民の皆さん
がすっきりしていないといった点において、警
察もそれをどう打開されるのか。多少の責任もお
ありんじゃないかというふうにも思存しております。
そういうような意味におきまして、組織的な犯
罪に對決していく諸問題について大臣の御答弁を
いただきたいと思存いたします。

○国務大臣(野田毅君) 細部についてはまた刑事
局長の方から申し上げたいと思存しますが、基本
に組織的な犯罪に對する決意というふうなことで申
し上げたいと思存いたします。

本日に我が国においてオウム真理教関連の事件
やあるいは暴力団の犯罪、薬物や銃器の事犯、そ
れから先ほど申し上げましたが、来日外国人によ
る組織的な犯罪などが少なからず発生をいたして
おるわけでございます。こうした組織的な犯罪に
對する確に對処していくことが治安上の最重要
課題の一つであるということをお感じいたして
おります。

それから、国際的な状況はどうかということの
御指摘もございましたが、国際的な対応というこ
とで申しまして、率直に言って我が国の法制度
の整備はよくしておるのではないかと危懼感
を感じております。

特に、組織的な犯罪に對して抜け道をつくらな
いという点にも国際的な協力が大変大事なこと
でございます。そういう点で、我が国においてはマ
ネーロンダリング規制ということも十分ではない
し、御指摘のありました通信傍受という制度がな
いということも捜査の上で率直に言つて非常に厳
しい部分であるというふうな感じはしております。
この法制度の整備につきましては、既に提案を申

し上げておる法案もございまして、これからまた
御提案申し上げようと思存しております。不正ア
クセスに關連する部分を含め、そういう法制度の
整備をぜひ国会においても御理解を賜りたいとい
うふうな考えております。

警察では、新たな法制度が成立しました場合に
は、従来から行つてまいりました徹底した取り締
まりなどの総合的な対策の一層の推進に加えて、
新制度の適正な運用に万全を期すこととして、ま
もって組織的な犯罪の撲滅を図るよう努力してま
いる所存であるというところでございます。

私も、特に今の最重要課題の一つであるとい
う認識をいたしておりますことを重ねて申し上げる
次第であります。

○政府委員(林則清君) 今、先生から大変組織暴
力の現状というのが大きき問題であると。特に
我々捜査する側からしますと、非常に世界じゅう
で組織暴力、組織犯罪が問題になっておる中で、
現行の捜査方法によりまして、結局末端部を捜査
することは最大限努力を払つて検挙しております
けれども、組織犯罪でありますので非常に通信手
段等を利用して必然的に連絡をとり合うとかい
うことで、どうしても新しい取り締まりのための武
器というもののひとつとしては、マネーロンダリ
ングを罰すると同時に、通信傍受ということが組織
の中核なり本当の首謀者なりを検挙して組織犯罪
そのものに打撃を与えるためにはぜひ必要である
ということが世界の潮流であるというのには大臣か
ら今お答えを申し上げたとおりであります。

先生の御質問の中に、どうも国民の中にはアレ
ルギーがあるのではないかと、通信傍受法案が成立
をした場合に、警察はその執行といひますか使用
を適正にやるのだからかということについてアレ
ルギーがあるのじゃないかというような御趣旨の
質問がございました。これについてお答えをいた
したいと思存いたします。

現在、上程されております通信傍受法案におき
ましては、傍受の要件を非常に厳格に定めており
ます。世界の諸法制に比べてこれくらい厳格なも

のではないことは先般来日したアルラッキ国
連次長も言っておりましたが、そういう要件が充
足されておるかどうかということについて裁判官
が事前に審査をいたしました。そういう審査に服
した結果、傍受の令状が出たというものを実施す
る手続に關しても詳細な規定が設けられてお
る。また、運用状況そのものを国会へ報告する
という仕組みにもなっております。

そして、法律自体がそういう厳格な要件を定め
ておる上、この法案が成立いたしました際には、
私もとしましては、都道府県警察に對してその
法律の趣旨というものを周知徹底させ、法に定め
られた極めて厳格な要件を絶対に遵守するとい
うこと、それから運用の基準でありますとか留意事
項、例えば通信傍受令状の請求に当たっては警察
本部長の承認を要することにするといったような
事項を国家公安委員会規則等で規定して、そして
都道府県に對しましてはこれらの運用基準等の厳
格な履行につき指導教養を徹底してまいりたい。

そういうことでございまして、御質問のよう
な懸念といひますか消したるアレギーといひま
すか、これはぜひひとつ払拭していただきたいとい
うふうな思存いたします。

○松村龍二君 どうもありがとうございます。
よろしくお願いたします。

○委員長(小山峰男君) 午前の質疑はこの程度に
とどめ、午後零時四十分まで休憩いたします。

午前十一時四十分休憩

午後零時四十二分開会

○委員長(小山峰男君) ただいまから地方行政、
警察委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、地方行政、選挙、消防、
警察、交通安全及び海上保安等に関する調査を議
題とし、地方行政、消防行政、警察行政等の基
本施策に関する件等について質疑を行います。
質疑のある方は順次御発言願います。

○奥石東君 私は、民主党・新緑風会を代表しま

して、四日の大臣所信を受けて、地方行政、財政の基本的な問題について何点か質問をさせていた

御承知のように、自自連立内閣になって初めての質問であり、特に自由党を代表して入閣をされた野田自治大臣は改革派の論客として知られておりますし、党の幹事長もやられていたとい

ことがあり、自由党の政策やこれまでの主張も含めて忌憚のない考えをお聞かせいただければありがたい、こう思うわけであります。

昨年今のところ私たちは一体この国会でどんな議論をしていただろうか、そんなことを思うときに、前政権であります橋本首相は火だるまになつても財政構造改革をやり遂げるんだという、そのことが今、小淵内閣の手によって凍結されました。

一方、国や地方の財政状況を見ますと、大変な状況であります。長期債務残高はついに六百兆円を超えたと状況であります。国の借金がGDP、国内総生産の二二〇%にもなつてしまつた。

それをみてみましても、政府の対応は常にタイムリシグを逸していると言わざるを得ないと思

個人消費の拡大もできない、そう思うわけでありませうけれども、そんな中でこの二日には閣議報告という形で経済戦略会議の答申が出されました。

再生への三段階のステップによって今後十年の間にこのバランスを失つた財政収支の均衡を図ろうということが示されているわけでありませう。

我が国では戦後五十年にわたつて池田内閣の国民所得増進計画を初め十三本の経済対策が行われてきた、こう認識しておるわけですが、今

○国務大臣(野田毅君) かなり広範囲な角度からの御質問でございますが、率直に申し上げて、現在の経済状況というのは極めて深刻な状況にあると思つております。しかし、深刻な深刻だと言つただけで右往左往するだけではよくない、その中に再生へのはつきりした一つのビジョンなり戦略性というものが必要なんだと、こういうことの中

それは、冒頭おっしゃいましたが、自治大臣という立場と同時に自由党の幹事長をやり、あるいはその前の新進党時代には政審会長ということをやつておりました、そのときから実は私たちが考

少なくなると今日の経済の状況について、直面している課題というのは、これは堺屋経済企画庁長官が国会でたびたびお話しになつておられます

が、短期的な波動という面における問題が一つあり、それからいま一つ、中期的そして長期的、こういう物の言い方で言つておられたんですが、当

面は金融システムの問題であつたり、いわば需給ギャップという言葉を使つていかどうかは別として、そういう循環論的、短期的なそういう供給

その中で私は評価をしておりますのは、昨今の今ごろはそういう分析を余りされていなかったように私は考へておるわけで、言うなら財政再建一本やりであつた。その点、小淵内閣になつて、やはり経済再建が優先であるという戦略性をはつきり

ただ、その中で単に当面の需要喚起策といひますか、需給ギャップをどう埋めるかという発想だけではなくて、今大事なものは経済再建最優先ということであるんですが、同時並行的に構造的な課題についても先送りしていいということではない

い、それは今から並行してやつていかなければならないということがもう一つ大事な柱であるといふことだと思つております。そういう点で、この辺についての若干の誤解があつて、何かまるで財政再建や構造改革は先延ばしでいいんだと言わんばかりの見方があつてとかくの話がある。しかし本質はそうではないということだと私は理解を

長くなつて恐縮でありましたが、この経済戦略会議については、この提言は大変貴重な御提言で

あると私は高く評価をし、これを大事な答申と受けとめて、可能なものから実行に移していくべきであるというふうに考へております。

○興石東君 今、大臣は、この答申については高く評価している、自民党の政策とも通じているものがある。特に構造改革に手をつけられたというお話もあつたわけですが、そして堺屋企画庁長官のお話も出てまいりました。

○国務大臣(野田毅君) 確かにそういう見方もあるんですが、内容を見ますと、答申に盛り込まれた提言は大変広範でありまた多岐にわたつております。そういう点で、これを決定ということになりますと、かなり逐一チェックをして決定していかなければなりません。そういう意味で、今回は報告ということで処理されたことは理解をしております。しかし、報告でありましたが、総理も申しておられますように、これはできるものから実行に移していきたい、最大限尊重するということ

○興石東君 もう一点だけ、今の点ですけれども、その経過について、先ほど出てまいりました堺屋経済企画庁長官が過日のNHKでのテレビ討論等でもこのように言つておられるわけですが、閣議決定するためには各省の反対のないものに調整することが必要なため、実効性を考へて、案が、答申がということから報告という形式をとつたと、こう言

これは裏を返せば、大臣も先ほどもちよつと触れましたけれども、閣議決定となれば内閣の政策決定についての拘束性があるわけですから、そうすると各省庁が反対をして大変な状況になる、だか

ら閣議報告という形をとらざるを得なかつた。ということは、各省庁や周辺の反対が、圧力が相当の問題にはある。とすれば、今後本当に実行できるのか。大臣は、これは総理もかたい決意だから必ずやり遂げなければいけないと言わなければいけません、その点について不安に思わなければいけません、その点も一度。

○国務大臣(野田毅君) 閣議決定というのは、もう御承知のとおり、言うならフィジービリテールを縦、横、斜め、裏、表、チエックをして、その上で各省庁が全員異議なしということになって初めて閣議決定から具体的な法案なり予算なりという形にまさに足を完全に踏み入れるわけです。つまり、そこへ行く直前が閣議決定だと私は思っています。だからそういう意味で、方向性としてもちろん賛成だけれども、フィジービリテールについてもう少し念のためにチエックをしてみたい、そのためには若干時間はまだ要しますよというような段階では、なかなか閣議決定ということでは責任ある役所としては言うなら判こは押せないという性格のものだろうと思えます。

しかし、それを全部いろいろやっておりますとずるずる時間が延びて、結局何も決まらぬということでは困るわけで、少なくともこういう形で閣議報告がなされ、そしてその方向性として政治の世界できちんと言うなら政府・与党としてそういう方向性で決まったということであれば、具体的な実践段階において多少の数字が若干の幅で変化があるうと、基本的なスタンスなり基本的な枠組みにおいていけるならば、私はその方がより大事であるというふうにも思わなければいけません。そういう点で、むしろ細かいところまでチエックを全部念入りにしなければならぬ閣議決定という形にこだわるよりも、大筋において、基本方向においてこういうことだということを決める方がはるかに物事を動かしていく力になり得るというふうには、私はそう思います。

したがって、閣議決定よりは報告の方が軽いから扱いはどうでもいいんだという代物ではないん

であつて、少なくともそこに盛り込まれている方向性というものはやはり最大限尊重して、少なくとも小淵内閣として八条機関としてつくられた経済戦略会議の答申でございまして、それをぜひ早期に実現に向けてステップを踏んでいくということは大変大事なことであるというふうには考えております。

○奥石東君 ぜひ、閣議決定以上に今度のこの戦略会議の閣議報告は重いんだ、そういう認識のもとに実効ある、我々の不安を払拭できるような形で御努力をいただきたい、こう思います。

この経済戦略会議でもうたつてるところでありますけれども、真の地方自治の確立のためには何といたしても抜本的な地方財政の確立が同時に伴わなければいけない、こう午前中の質疑の中にも出てまいりました。

そこで、まず現在の地方財政の状況、もうかなり言い尽くされているとは思いますが、改め、大臣はどのように認識をされ、このような厳しい財政状況を今後どのように健全化していけるおつもりか、その点についてお伺いしたいと思います。

○国務大臣(野田毅君) 現在の地方財政の姿というのは、たびたび申し上げておりますが、我が国の経済の引き続く低迷といえますか、そういう環境の中で、地方税さらには交付税のもとになりま

す国税収入、こういったものが大幅に落ち込んでおるといふことに一つ原因がございまして、いま一つは、今日まで景気対策、景気を何とかして立て直したいという中で、数々にわたつて景気対策をやつてまいり、その中で地方公共団体においても、もちろん独自の地域の経済を活性化させたい、あるいはかねてから地域の社会資本の整備をおくれているということから、この機会に充実をしようとするという願望も相まって、景気対策としてかなり公共事業の追加に応じてもらっている、あるいは単独事業を乗せて実施してもらっているというふうなこともございまして、また、減税ということもあり、これによるまた

歳入減ということもある。一方で、義務的な経費が増嵩してきているということもこれあり、そういうさまざまなこともございまして、御案内のとおり今日地方財政として七百七十六兆円という借金残高に達してしまつて、このことを考えますと、危機的状況という言葉で十分表現できるのかどうか、とにかく言葉で幾ら言つても言い足りないぐらゐの深刻な状況にあるという認識をいたしておるわけでございます。

特に、最近は大都市は比較的、地方よりもまだ恵まれていて、このところの法人課税システムの落ち込みということもあつて大都市に至るまで大変な状況に立ち至つてきている、このままではいつまでもずるずる続けるわけにいかないという認識をいたしております。

一方で、明治以来といいますが、午前中、鎌田先生からの御指摘もございましたが、本当の意味での地方自治をいよいよこれから、言葉ではなくて実行していくのだという時代に入つてきて、そういう中で地方分権一括法というものを今月中に政府として決めて国会にお願い申し上げようと思つておりますけれども、本格的に国と地方の役割分担を位置づけて、そして本当に地方の自主性、自立性を裏づけることのできるような、そういう

税財政の体系をつくり上げなきゃならぬ。そんなことを思ひますときに、この財政状況をどう立て直すかということと同時に、地方分権を裏づけるという地方財政をどうやって確立するかという両面の要請があると思ひます。

そういう点で、私も微力ではありますがそれだけに努力をしてみたい、そのように決意をいたしておるわけでございます。

○奥石東君 今、地方分権一括法の問題も触れていただきましたけれども、二月二十五日には超党派で財政赤字を減らす会、そんなものも発足をしています。それだけ深刻になつてきているということと十分御認識いただいて、いずれにしても今、

大臣からも言われましたけれども、本当の地方分権を推進していくためには財源の裏打ちのない地方分権というのはあり得ない、そう思つております。その点については、戦略会議の答申でもそのように強調をしております。地方の必要とする財源は地方で賄うという、そういう原則、理念に立つて税制のあり方等も検討していく必要があるだろう、こう思います。

そういう改革がなければどうにもならないとすれば、今、国の財政の仕組みを見ると、税制面では国と地方が二対一と、これはよく言われる話ですけれども、歳出面で二対一となつてくるこの乖離をできるだけ小さくしていくんだというのは再三地方分権推進委員会等でも指摘をされてるところですけれども、地方財源の充実について大臣はどのような考えを持っておられるか、お聞かせ

いただきたいというふうに思ひます。

○国務大臣(野田毅君) 確かに現状、税収という側面で見れば国税が二、地方税が一、実際に国、地方を通ずる歳出構造を純計ベースで見れば逆に国が一で地方が二であるという、大まかに言つてそういうことになつてきている。それならば、最初から税源配分をして、それに見合うようなやり方をすべきであるというのには至極当然の発想だと私も思ひます。

ただ、その際の一つ我々も念頭に置いておく必要があると思つておりますのは、地方税といたつた場合に、今日現在では自治体は約三千三百ほどございまして、地域も随分とばらつきがございまして、そういう意味で、税収のものと異なる税源がどのような形であるのか。そういう意味で、税源の偏在ということと行政需要というものが、一つでマッチしているのかどうかということが一つございまして、そういう点で、それを補完する意味での各自治体間の財政調整的な意味での交付税の存在というものはやはり不可欠の存在ではないか。いずれにせよ、この二つを含める一般財源、まさに地方が自主性、自立性を失わないようにそれを担保するためには、いわばそういう意味での一

般財源をしつかりと確保するということが大変大事なことだ。

それとあわせて申し上げれば、その際、地方税として、少なくとも應益的なものであり、税源が偏在していないようなものであり、そして税収そのものが安定的なものであるというような形で地方税を考えていくということは大変大事なことであるというふうに考えております。

そういう意味で、所得、消費、資産といいますが、全体のバランスをしつかり頭に置いた上で地方税を仕組んでいくということが必要だということに思っています。

○興石東君 今、地方交付税の性格についても触れていただいたわけですが、財政調整というのと財源を保障する、こういう二つの側面がある。だから地方交付税は大事な役割を果たしている。それはわかるわけですが、もう一つ、応益税、それから税源の安定、こういうようなお話もあつたわけですが、午前中もその問題とかかわって法人課税の外形標準課税、こういう問題も出てくると思いますが、きょうは時間がありませんでその点については次に譲りたいと思っております。

この点について、地方税源の充実という観点から我が民主党では昨日も本会議で同僚議員がこの問題について提起をしているところで、すけれども、国税である所得税の税率一〇%部分を地方税である住民税に移譲していく、そういう考えを持つていくわけですが、これについて、税源の偏在性も少なく、地方税収の安定も図れる、そういう面からもこういう提起についてどう評価されているか、自治大臣のお考えをお伺いしたいと思います。

○国務大臣(野田毅君) 率直に言つて、一つの発想法として成り立つ発想だろうと私はそう思います。

ただ、現実論として言えば、所得税と住民税で課税最低限のレベルが違います。現在の所得税はかなり課税最低限が高うございます。そういう点

で、住民税というのはやはり地方税における特に市町村税における根幹をなす税の一つであるし、言うなら、負担分任という発想から考えれば非常に大事な税であるという意味で、住民税が今の所得税並みの課税最低限になるということになると、ちよつとこれは厄介だということも現実論としてあるわけでありませう。

ただ、所得税と住民税とあわせてそういった幅広く検討せよという趣旨の中で、この住民税というのは納税者の幅の広さといえますか、そういったことをより大事にしていく、そして景気変動の波を極力所得税よりも少なくしていく、こういう発想においては、私は十分発想法としては理解をいたしておるつもりでございます。

○興石東君 今お話がありましたように、所得税の課税最低限が日本の場合は高い。これも課税ベースを広げる、こういう観点から、今後全体の税制をどうするかということと検討していけばいいだろうと思つて、私たちの案もそういう折にはかなり評価されてもいいのではないかと、こう信じています。

次に、先ほど申し上げましたように、法人事業税の外形標準課税の導入については、午前中も鎌田先生ですか、お話がありましたし、これはシャープ勧告以来四十年戦争だと、こういうお話もあつたわけですから、もうほつぽつこもきちんと検討をし、大臣もその発想は持っているよということですので、ぜひここは御検討いただきたいということ、質問を終わらせていただきます。

それから次に、地方自治制度についての基本的な考え方について何点かお伺いしたいと思います。地方分権が言われて久しいわけですが、何といつても地方分権を推進するといふよりも実行の段階に入ってきた、その確認できると思つたわけですが、先ほど大臣の方からも言われまして、一括法として四百七十本ぐらゐになるかと、それがこの国会で議論をされるわけ

で、地方自治法が制定されて五十年という歴史もあるわけですから、五十年ぶりの大改革とも言える大事な事業だといふふうに思つております。

そこで、戦略会議の答申でも「地方主権の確立」という項目が立てられています。その中で、特に市町村合併の推進と、もう一つは抜本的な地方税財政制度の改革をうたつていくわけですが、自由党の提案においても地方自治基本法の制定が盛り込まれているというふうに記憶しているわけ

大臣は、この自由党の地方自治基本法についての見解も含めて、今後、国と地方との関係を対等、協力の関係にするんだと、こういうお話があつたわけですが、具体的などのようなものか、ということとして、基本的なお考えをお伺いしたいと思つておられます。

○国務大臣(野田毅君) 地方自治法、約五十年ぶりの大改正ということが今度の地方分権一括法の中で行われようとしておるわけでございます。しかし、事柄としては、ある意味では百年、明治以来の国、地方を通ずる行政システムを根本から見直そうという、そのうちの一端であると私も受けとめた方がいい、そう思つております。

そういう意味で、この地方分権のみならず、明治維新以来、日本の国家の近代化を引つ張つてきたいろいろなシステムというものを、この機会にも一遍根本からあらゆる分野における構造改革をやります、その一つが行政の分野におけるこの問題である。そういう点で、中央が地方を引つ張つてくるというような形から、そろそろ国が主導で国づくりをしていくというのではなくて、むしろ地域に根差した事柄、住民にとつてより身近な事柄はより身近な行政主体がそれを担っていく。そういう意味で、基礎的自治体により責任を持つて行政サービスを展開していくんだ、そのことが本来の地方自治のものではないか。そういうこと

から、国の仕事は国でなければならぬ、そういう限定したらどうなんだということが事柄の基本にあるといふふうに考えております。

そういう意味で、国が地方公共団体との関係で昔のように地方を引つ張つていくんだという上下関係を持つていく、これが一つの基本的なスタンスである、そのことが地方の自主性、自立性を高めて、個性豊かな地域をつくつていく大事な原動力になるんだ、このことを考えておるわけでありまして、このことは今御指摘のございました自由

党の考え方の中で地方自治基本法を制定しようという発想と軌を一にするものであるといふふうに考えております。

○興石東君 国の実力は地方に存すると、この言葉は徳富蘆花が使つた言葉だそうですが、地方あつての国だといふ発想でこれからの取り組みをぜひお願いしたいといふふうに思つております。

いずれにしても、今後地方分権を推進していくために、地方行政の体制整備というのが重要な課題になってくる、こう思われるわけでありませう。特に、今後高齢化社会の進行を考えると、市町村合併という選択も考えられていくのではないかと、こう思われます。その場合大事なこととは、効率性だけで、大きくすればコストの問題や効率性、そういう面からだけで議論をすべきではないと思つて、今必要なのは、どういうビジョンを持つてこれに取り組むかということにかかっていると、全国を三百の市にしたい、この戦略会議の答申では市町村の数を少なくとも千以下にしていきたい、そう言っているわけですが、大臣は、この合併についてどのように認識されるか、お伺いしたいといふふうに思つております。

○国務大臣(野田毅君) 二つに分けて申し上げたいと思つております。

前段で、いわば市町村の合併といふものを、ただ単に合併すれば人が減つて経費が削減されるといふことの発想だけではだめだといふお話がございました。それはまさにそのとおりだと思つて

経費削減効果、人を減らす効果というのは当然あると思います。そのためには福祉の面であれ、同時に、今のようには、あるいは福祉の面であれ、ろんな面で行政サービスのレベルというものが高度化をしていく。そういう意味で、やはり小さな自治体という能力では自前でそのレベルを維持するということはなかなか困難な状況になってきている。もちろん広域連合なりろんな広域行政という形の中で対応するというやり方もございませぬけれども、それだけではやはり限界がある。

そういう意味で、もう少し大きな世帯になって、そしてちゃんとした専門家なりというものがその自治体としてちゃんと確保できるというか、そのことよってより高度な行政サービスを展開できるという、そういう意味で、住民のためにも、その行政サービスレベルを維持し充実するためにも必要なことだ、その両面からぜひこの合併問題というのは御検討いただきたいものだというふうには実は考えております。

それから、市町村の望ましい数という問題で、三百、千というお話がございました。将来展望として行く行くそういうふうなことがあってもいいのではないかと。今すぐ幾つもの数になるといことは、現実問題、旗を振っても踊らなければ何にもならぬわけでありまして、何よりもこれは住民自身が自主的といいますか主体的に、自分たちは合併した方がよりメリットが大きいんだという認識を持ってもらうということが大変大事なことでもあるということも考えますと、強制的にしゃにむに幾らの数に合わせるんだという手法というのはなかなか難しい。

しかし、何にもないと、何にもしないで百年河清を待つというようなことであってはまた困るといふようなことありまして、三百という数字はかなり先のお話になっていくとは思いますが、当面、千という数字は今度の経済戦略会議の答申の中にも言及しておられるようでありまして、正式に決まったわけではございませんが、自民、自由両党間の協議の中で決まったわけではありませ

んが話が出ておるといふふうに報告を聞いております。

そんなことを頭に置きつつ、別に数字を先にセツとして、しゃにむにその数字を実現していくためにというやり方では逆にうまくいかないと思いますが、しかし、そんなことも頭の片隅に置きつつ実践的な具体的な合併の推進のための施策を講じてまいりたい。その内容は今度の分権一括法の中に合併特例法の改正という中に盛り込みたいと考えております。

○興石東君 要するに、どう見ても成功のかぎは住民の声をどう反映していくか、そういうことにかなり尽きると思いますが、その点についても御配慮をいただきたい。

時間がありませんので合併問題はこのくらいにして、次に、今都知事選がやられているわけですが、これも、東京は損をしている、そんなマスコミ報道もあるわけでありまして、最近、そういうマスコミ論調もありまして、自治省では、よく地方税の偏在、偏りを示す資料として一人当たりの都道府県税額が示されるわけですが、平成八年度の実績で最大値の東京が二十万一千円、最小値の沖縄が六万二千円ですから、約三倍。私の山梨は十萬九千円ですから、東京の約半分。これを聞いていけると何か引け目を感じるような気がするわけです。

こういう数字をとらえて、東京で納められている国税のうち、地方交付税、国庫支出金等により東京に還元される国税の割合は七%で、鳥根県は三・八倍になっている、こういうことで東京は損をしている。東京は損をしている、いや本当にそうなのか。よく考えてみると、国税、所得税にしても法人税にしても、課税の税率が違うわけでもないのにこういう言われ方やこういう現象がとやかく議論されるということの不思議さを感じるわけでありまして。

まず、この国税の還元率、東京都は七%といった指摘について、統計上の問題も含めて自治省はどのように認識をしているのか。ここは局長。

○政府委員(橋正弘君) 今、委員が御指摘になりましたように、そういう議論が聞かれました。そのうち最も極端な議論が最後にお挙げになった国税でそれぞれの入ったところにどれだけ還元されているかという議論が時にあるわけでございます。

今、東京が七%で鳥根県が三・八倍という数字をお挙げになりましたけれども、こういうことにつきましても私は私どもは幾つかやっぱり問題点があるのではないかとこのように考えております。

まず一つは、この場合には国税が幾ら返ったかということだけ言っているわけでありまして、これも、もう一つ、地方税がどういう仕組みになっているか、地方税制がどう仕組まれているかという問題がまずございますので、国税だけの還元で物事を考えるのはいかげなかな、地方税まで含めて考えるべきではないかというふうに思っております。まして、地方税と地方交付税と国庫支出金という財源の一人当たりというふうに考えますと、東京都の場合にはこの三つで六十万三千円、全国が五十四万八千円でありまして、都民一人当たりの額でいきますとかえって東京の方が高いという数字が出てまいります。

それからもう一つ、国税の納め方の問題でありまして、法人関係でありまして、あるいは所得税の関係あるいは消費税の関係、それぞれ東京に本社があるために、東京で行われます生産活動なりあるいは所得の上がり方あるいは消費というものと、実際に納められます税金が本社に一括納付されるということから、そういうものに比較して相当東京に集中するということ、そういう国税自体の問題がございまして。

例えば、法人税で申しますと、四一%が東京に納められておりますが、都内の法人関係の総生産のシェア、これが全国に占める割合が一七%でありますから、それに比べて四一%の税金が入っているというの、明らかに生産活動よりも本社が集中していることで税が余計に入っているという要素があるだろうと。

それから、源泉所得税も、これも企業の支払いに対して課税いたしますが、これも本社で一括して納付することができるといふことがございまして、これも例えば県民税のシェアで個人所得の分布という観点から東京都のシェアがどのくらいか見ますと一五・一%でございまして、源泉所得税がそれに対して倍以上の三二%入っているといふようなこと等がございまして、そういう要素をまずやはり考慮しておく必要があるだろうというところでございまして。

それからもう一つは、国税は、言うまでもないことでありますけれども、地方に交付税とか補助金で行きますもののほかに、基本的に国の非常に基幹的な仕事であります防衛とか外交とか塩とかいったような、国民全体に及ぶサービスに対して国税を充てる必要があるということもございまして、そういったような幾つかのことから考えますと、国税だけをとらえて、国税が幾らそれぞれのところに還元されているかといったような議論で、東京と例えば地方を比較するといった議論はいかげなかなというふうに考えております。

○興石東君 わかりました。私も、都内の国税はすべて都民が納めているんだという前提みたいなものでこういう議論がされやすい、そこに大きな誤りがあるなというふうに、マスコミの方もそういうところは報道に気をつけてほしいなと、こうも思うわけでありまして。これはもうちょっと突っ込みたいわけですが、時間もないのでこのくらいにしたいと思います。最後の問題であります、オウム真理教の問題であります。

御案内のように、日本じゅうを震撼させたあの地下鉄サリン事件は、我が国の犯罪史上、例を見ないと言われているわけですが、とりわけ、私のところは山梨県上九一色村、世界にも名をとどろかせてしまった。そして昨年の十二月、やっとな施設も完全撤去になったと思っております、今度は長野県の県境の高根町清里というところで事件がまた起きています、こういう状況であり

ます。小山委員長の長野でも、北御牧村でも同様のトラブルがあって、もう二十四時間体制に監視のために入っている、その苦痛や不安というのは日ごと増しているわけです。

この問題については、三月一日の参議院予算委員会で同僚議員が指摘をしているわけですが、私も、その折、大臣は、平成九年九月一日まではオウム真理教問題関連対策関係省庁連絡会議ですか、これもあった、必要があれば関係省庁と連絡体制をとれるように枠組みを考えていかなければならないだろう、こういう回答をされているわけです。

なお、その折に野中官房長官は、特に長野、山梨の地元では二十四時間体制にも入っている、そんな実態も把握する中で内閣官房を中心に関係者の連絡会議を持って対応を協議しているところだと答弁しているわけです。官房長官はさきようは見えられていないわけですが、既に協議をしているにしろ、検討するにしろ、協議や検討の段階ではない、事態は急を告げている、こう思うわけです。

私どもの山梨の県議会でも、議会最終日には決議をもって国へ要請したい、こういう話にもなっているわけでありです。

そこで、大臣には国家公安委員長というお立場の中で、この問題についてかつて設置されておりましたオウム真理教問題関連対策関係省庁連絡会議のような対策の枠組みを積極的に他省庁にも向けて働きかけをしてもらう必要があるだろう、そういう段階に来ている、こう思うわけですが、これも、この問題に対する御認識と、どう取り組んでいただけるかを聞かせていただきたいというふうに思っています。

○国務大臣(野田毅君) オウム真理教の問題についてのお尋ねでありますけれども、オウム真理教は一連の組織的な違法事案に対してまだ何らの謝罪、反省も行っていない、その上、依然として従前の反社会的な教義を維持している、こういうこととございます。このため、教団施設の周辺地

域の方々の不安ははかり知れないものがあると承知をいたしております。今御指摘のあったとおりでございます。

警察としては、住民の平穏な生活を守り、不測の事態の発生を防止するという立場から警戒体制を強化いたしております。とともに、教団信者による違法行為については厳正に対処するという基本方針のもとで所要の措置を講じ、地域の方々の不安感の除去に今努力をいたしておるわけでございます。

オウム真理教対策については、これまでも適宜関係省庁と情報交換を図るなどの連携を密にいたしておりまして、今後ともかような連携を積極的に進めることを考えてまいりたいと思っております。その中で、今御指摘がございましたが、平成七年から九年九月に至るまで設置されました関係省庁連絡会議でございますが、これは当時のオウム真理教の問題として、その中で、もちろんお互い政府部内の必要な連携対応の検討ということがあったわけですが、同時に、信者や元信者、そしてその子供たちの社会復帰、学校とかその種の問題、いろんなことがありまして、当時の会議は、そういう意味で関係の中にそういった角度からの厚生省の児童家庭局とか、そういうものも一緒に入っておりますので、この関係省庁の連絡の中でどの程度までやるのかということもありません。

そういう点で、内政審議室とも相談して、今現在必要な関係の省庁と十分警察庁は連絡をとって、的確な対応をとれるように今やっております最中でございます。

○興石東君 ぜひそういう体制で臨んでいただきたいと思えます。そして、一刻も早く地元住民に安心感を与えていただきたいと再度お願いをしておきたいというふうに思っています。

なお、今お話がありました内政審議室の動きはいかがですか。

○説明員(田中法昌君) 今、公安委員長から御答弁いただきましたとおりでございますが、昨今の

オウム真理教をめぐる住民の皆様の不安というものにかんがみまして、内閣官房を中心にいたしまして関係省庁において情報交換を密にいたしております。さらに情報収集の強化に努める等の検討を行いまして、状況の推移に応じた迅速的確な対応ができるように努めてまいりたいと考えております。

○興石東君 最後になりますけれども、この問題は、オウムが発生した時点から破防法をなぜ適用できなかったのか、私はそのことが残念でたまりません。しかし、その経過を憂えても仕方がないことで、破防法がもし適用できないならば、それにかわり得る新法を制定し、この問題に根本的に対処していくという姿勢も国として政府として必要ではないかと思えます。

最後の質問になりますが、法務省、この辺について。

○政府委員(木藤繁夫君) お答えを申し上げます。団体規制のための新規立法を検討すべきではないかという御質問でございますが、公安調査庁といたしましては、団体に対する規制につきましては現に破壊活動防止法という法律が定められておるわけでございますので、その法律の適用をまず考慮すべきであると考えておりまして、新規立法まで必要とは考えていないところでございます。

ただ、現行の破壊活動防止法の適用要件は非常に厳しいものがございまして、また、先般のオウム真理教団に対する規制請求手続が棄却されたといった経緯もございまして、現在の破壊活動防止法には改善すべき点が少ない、このように考えております。

したがって、私ども公安調査庁といたしましては、法改正をも念頭に置きながら、同法の適正な内容がどうあるべきかにつきまして所要の検討を早急に進めておるところでございます。

○興石東君 この問題は繰り返してお願いをしているわけですが、地元住民の大変な眠れな夜が続いている、そんな深刻な状況を率直に受けとめていただいて、ぜひ一日も早い根本的な解決

策を見出していただきますよう重ねて要請をいたしまして、私の質問を終わります。

○高嶋良充君 私は、民主党、新緑風会として関連質問をさせていただきたいと思っておりますが、とりわけガイドライン関連法案、これから審議をされていく、こういうことになるわけですが、ただ、もう既に両院の予算委員会等かなり質問等も出されておりました、とりわけ第九条の自治体、民間協力の部分で、自治体の皆さん方や、あるいは市民の関心が非常に強まってきている。とりわけ不安感や心配をかなり聞いております。

そういう観点でお尋ねをいたしたいというふうに思いますが、ただ法案の所管庁ではございませんで、わかつている範囲で御答弁をいただければと、こういうふうにお尋ねしております。

まず一点目は、自治体協力に対して、当然これは市民生活にも大きな影響を与えるということになりますし、市民の最終的には権利の制限にもつながってくるのではないかな、そういう観点もあつてか、百近い市町村議会が反対や懸念を表明する意見書が採択されているという、これは報道でそういうことが出されております。

このことを見ても、多くの自治体がこの問題について政府が一方的に決めてきているのではないかな、そういう不信感も出ているのではないかなというふうにお尋ねしているんですが、今後も含めて、自治体との協議について今までどうされてきたのか、そしてこういう不信感が広まっているということですから、今後どうされようとしているのか、自治大臣の御認識をお伺いしたいと思います。

○政府委員(香山充弘君) 過去の経過等もございまして、私の方からお答えをさせていただきます。

地方団体に対する説明等につきましては、内閣安全保障・危機管理室、防衛庁及び外務省等から適宜行われてきたところであります。

自治省におきましても、こういった説明を受けて、地方団体からの照会等がございましたので、これに対して適宜対応してきたところでござ

いますけれども、今後、地方団体が法案の趣旨を御理解いただき、適切な対応をしていただきますよう関係省庁と地方団体との仲介、あるいは関係省庁と場合によっては協議をする必要がございますけれども、そういったことに対しては自治省としても万全を尽くしてまいりたいと考えている次第でございます。

○高嶋良充君 ぜび、今後とも関係自治体、基地のあるところの関係自治体という観点もあるんですが、この種の周辺有事ということになりますと、すべての自治体に影響するというふうになつてくると思いますが、その点について十分な自治体との対話、意見聴取、協議というのをお願いしたいというふうに思っております。

それから、衆議院予算委員会の途中だったと思いますが、その審議の途中で、具体例を出せ、こういう質問に対して、協力項目十項目、これは防衛庁ですかね、出してきました。そのうち六項目が自治体に対する協力項目になつていて、その中で、これについては自治省としては事前協議を受けられたのですか。

○政府委員(香山充弘君) お尋ねの協力の項目例につきましても、去る二月三日の日に内閣安全保障・危機管理室、防衛庁及び外務省から地方団体に示されたところでございますけれども、これに先立ちまして、それぞれの省庁から自治省を含む関係省庁に事前に協議がございました。

○高嶋良充君 協議があった、こういうことですから、じゃ具体的に何を尋ねたいんですが、九条一項の方では地方公共団体の長に協力を求めることでは「協力を求める」ということになってますね。それから、二項は「協力を依頼する」、こういうことになつてはいるんですが、これは強制力に違ひがあるんですか。

○政府委員(香山充弘君) 九条一項の規定の方は、地方公共団体の長が有しております権限の行使、例えば、管理する施設の利用許可をするとか、あるいは所管いたしております法令の運用をするとか、そういったことではございますけれども、それ

について協力の求めをする場合を定めたものでございます。

第二項の方は、人員とか物資の輸送、あるいは例示にございますように病院に患者を受け入れるとか、そういった意味で、地方団体がいわば民間の人と同じ立場で協力の依頼を受ける場合を規定したものであります。ともに国によって強制されることではないという点では同じでございます。

ただ、前者の場合は、長の方が要するに公共的性格の権限を有しておるわけでありまして、また他に代替手段を求めることが困難であるというやうな事情を考慮いたしまして国から協力の求めがあるわけでありまして、地方公共団体は公共的性格を正当に使う必要がある。そういう意味で義務があるということになります。これを一般的義務と法的に期待される立場に置かれるという意味で二項の場合とは意味合いを少し異にする、こういうふうにご理解いただければと存じます。

○高嶋良充君 ということは、正当な理由があれば拒否できるというのはいくらも項目の方に重点が置かれていて、そういうふうにご理解をしいんでか。

○政府委員(香山充弘君) おっしゃるとおりでよろしいと存じます。要するに協力の求めがございました場合に、正当な理由がある場合には協力を拒むことができる。どういう場合に拒むことができるか、どういう場合に正当な理由があるかというの、あくまでも個々具体の事例に即して判断されるものであります。どのような項目の場合には正当な理由が問題になる、どのような項目の場合には正当な理由が問題にならないと、そういう性格のものではないと思いません。

○高嶋良充君 じゃ、正当な理由があれば拒むことができるという文言についてお尋ねをしたいというふうにご理解をしいんでか。

この正当な理由というのは、人の判断によつても変わつてくるというふうにご理解をしいんでか、これ

はだれが正当な判断だということを決めるんですか。政府なのか、首長、その当該の市町村長なり知事が決められるのか、それとも市議会の、そこに要請された議会が決められるのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○政府委員(香山充弘君) 先ほど申し上げましたように、正当な理由があるかどうかは、あくまで個別具体の事例に即して判断されるわけでありまして、その場合の判断はあくまで法令とか条例に照らしまして客観的に判断されるべきものというふうになります。

そういう意味で申し上げますと、すべての人がこの正当な理由についての判断を形成するということになるわけでありまして、まずは協力の要請を受けた地方団体の長が判断をするということになるものでございます。

○高嶋良充君 協力の要請を受けたところの長が判断をするというところは、状況によれば議会も判断できる、そういうことで受け取つていいんですか。

○政府委員(香山充弘君) これは一般論として申し上げることができないと存じますけれども、大体協力の求めが有りますのは、通常執行権限に属することだと思つて、そういう意味では長が判断するというのが一般的であろうかというふうにご理解をしいんでか。

○高嶋良充君 わかりました。というところは、協力を要請した側の政府は、正当な理由であるかどうかというの、判断しない、こういうことではないわけですか。再度その辺、聞いておきます。

理由がないと判断をいたしました、各地方団体に助言とか勧告等を行うことはあり得ると存じます。

ただし、この法律はあくまで協力を求めるというにとどまつておりますから、そういうふうにご判断が食い違つたといつたとしても、第九条に基づいて制裁的な措置がとられることはないというふうにご理解をしいんでか。

○高嶋良充君 わかりました。基本的な正当な理由を判断するのは、主体は自治体ということに受けとめさせていただきます。ただ、私が心配したのは、政府だということになると、自治体と意見が食い違つた場合に不服申し立てができるのか、あるいは政府の協力要請を拒否した場合に制裁措置があるのかということとを心配したんですが、今の御答弁で理解ができました。自治体で判断をする、こういうことで理解をしいんでか。

それから、当然やっぱ自治体が判断をする場合に、市議会というのは市民の代表でもあるわけですから、この辺、事前事後を含めて、全体的な周辺事態の関係については国会の事前承認とか事後承認とかいんな議論が有りますけれども、自治体議会でもこれらの自治体協力の部分についてそういうことが必要になつてくるのではないかなというふうにご理解をしいんでか、これは自治省としてまだ議論されていなかったら別ですけれども、その辺の部分についてもし考え方がありましたらお示しをください。

○政府委員(香山充弘君) これは地方公共団体の事務の進め方の基本にかかわる問題でありまして、執行機関と議決機関がどういうふうな役割を分担するかという問題にかかつてくると思つております。

この点につきましては、地方自治法九十六条で議会の議決事項というのがはっきり明定をされております。この法律に基づいて国から地方団体に協力の求めがある場合は、これとの関係でいいますと、あくまで一般論でありまして、議会

の議決を必要とするような事項に關して協力の求めがあるというようなことは通常は考えられませんが、一般的には執行権限に属する事項について協力の求めがあるというふうには考えられませんが、その意味では、議会の承認の必要はないというか、議会にからしめるようなわけにはまいらないというふうには考えておるところでございます。

○高嶋良充君 次に、協力を依頼するという部分の問題ですけれども、人員とか物資の輸送、それから給水ということで具体的に書かれておりますが、これをやる人材というのは自治体職員という公務員がやる、こういう理解でいいわけですか。

○政府委員(香山充弘君) 人員や物資の輸送あるいは給水というようなことにつきましては、民間事業者に対するのと同じような意味で地方団体に對して協力の依頼があり得るということでございますが、この場合、協力の依頼を受けた地方団体団体の長の命令によつてその地方団体の職員が業務を行うことになるのが一般的だろうと考えております。

○高嶋良充君 公務員としてやっぱ憲法を守るんだということで、これはもし協力要請があった場合に、自治体の長が了解をして職員に、公務員にそれを指示した場合、これは憲法違反で戦争に協力することではないか、だから我々は憲法を守ると、こういう立場で職員が拒否する場合もこれは当然出てきますね。それらの場合についての、長としての罰則が科せられるのかどうかという問題と、もしそういうことが科せられるということになれば、憲法十八條に保障されている強制労働とか苦役を課せないという、そういう部分との関連でどうお考えなのか。もし罰を科せるといふこととなら地公法ということになるのかどうかというのを、おわかりであれば。

○政府委員(香山充弘君) 協力の求めはあくまで職員一人一人ということではなくて地方団体に對して行われるものでありますから、地方団体の長

がこれに應ずるといふふうに判断した場合は、みずからの職員に對してその職務として協力に係る業務を行うように命令を発するということになります。

この場合、当該職員はこの命令に従わないという新しい問題が生じてまいりますから、その場合には地方公務員法に違反するということになりまして、場合によつては地方公務員法上の処分の対象になるといふこともあり得るといふふうにお答えせざるを得ないと思ひます。

ただ、この場合の關係というのは、当該職員が地方公共団体に雇用された以上、知事とか市長の命令に当然従うべきだということになるわけでありまして、この關係に基づいて、その命令に従わないという理由で処分を受けるといふことでありまして、これはいわゆる罰則ではもちろんございませぬし、またさういふ意味でございませぬので、憲法十八條に違反するような問題ではないといふふうに考えております。

○高嶋良充君 大体考え方がわかりました。いずれにしても、これは特別委員会等設置されて具體の議論をされるというふうには思ひますので、またそこでのいろいろお教えをいただきたいといふふうに思ひます。

もう一点、非核港灣條例の關係が最近マスコミも含めてにぎわっていますし、政府の方からもいろいろの見解が出されておりますので、お尋ねをいたします。

高知県の港灣條例の關係について、自治大臣、記者会見をされて橋本知事の姿勢を批判されたという記事が載つておりましたけれども、あれ以降、高知県の方では、最近はまだ要綱案も若干また緩めたという、きょうの新聞ですか、載つていましたけれども、あの記者会見のときは、あれは二月だったと思うんですが、そのときの自治大臣の批判された姿勢と今の高知県の要綱案等々含めて若干考え方がお変わりになったのかどうか、その認識をお伺いしたいと思います。これは大臣にお願

いたします。

○國務大臣(野田毅君) 報道では何か若干高知県の要綱案が変わるような形になっておりますが、まだつまびらかにしておりませんので、その点については言及は避けたいと思ひます。どこがどのように変わるのかということを確認しないいうちにいろいろ申し上げるのはいかがかと思ひます。

ただ、既に出されております要綱案ということでありましたら、次のような考え方で私どもの考え方は変わつてはいないといふことを申し上げておきたいと思ひます。

それは、高知県は非核三原則を踏まえた港灣管理に努めるといふ内容の條例改正案を県議会に提出し、これとあわせて、政府に對して外国艦船が核兵器を積載してないことを証する文書の提出を求め、その結果に基づき港灣施設の使用に關して決定を行うといふ趣旨の要綱をあわせて発表したい、こういうことでございます。

ということであれば、結局、この要綱に基づく運用と文書の提出を求め、その結果に基づき使用に關する決定を行うといふ運用になるのであれば、港灣の適正な管理運用を図るといふ観点から港灣管理者としての権能を逸脱するものであつて、地方公共団体の権限の行使としては許されな

いといふことを申し上げたわけでありませぬ。港灣條例、当然国と地方自治体の立場というものは平等だ、こういうことですから、今回の條例制定についても地方自治体の條例制定権の範囲内といふか枠内だといふふうには私どもは思つてい

うのが一つ。それから、中身の問題にしても、一つは、非核三原則といふのは国はあるいは国の基本政策、こういうことであるから、その基本政策を踏襲する、それを具現化する、あるいはそれを實質化するといふ條例をつくるのに何が悪いんだと、こういうことがあるわけですから、当然自治大臣としてはこれを尊重していただくべきではないかな、あるいは協力をしていただくべきではないか

なといふのがある。

それとも一つは、港灣條例、港灣法との關係でいくと、施設内の規制を自治体に任せたいというの、戦前、国が直轄管理した全国の港が第二次世界大戦で軍事優先に使用されたという反省から、自治体個々にそれを任せよう、こういうことになつたわけですから、そういう観点からいつても、今回の非核條例といふのは射的を射ているのではないかなといふふうには思つておられるわけ

です。いずれにしても、この問題、これから地方分権といふ中で自治体の主体性をどう發揮していくかという観点も含めて、自治大臣としての対応をお願いしたいといふことで、私の時間もう大方ございませぬので、簡単にこの部分の自治大臣のお考えだけを聞かせていただいて、質問を終わりたいと思ひます。

○國務大臣(野田毅君) 基本は、国は国としての役割があり、地方は地方の役割があると思ひます。そういう点で、港灣管理についての権限を知事にゆだねている港灣法といふのは、あくまでも港灣の施設・区域の管理責任、管理運営という角度からの権限の話であつて、まさに軍艦の寄港ということとは外交そのものの世界である、そういう意味ではやはりお互いに尊重し合うべきものではないかといふふうには考えております。

○高嶋良充君 ありがとうございます。

○魚住裕一郎君 公明党の魚住裕一郎でございます。まず、質問に入る前に、先ほど松村理事から国家公安委員長に對しまして告訴事件の件につきまして御質問がございましたけれども、その受け答えを聞いていて、本当にそうだなと実は私も感じました。刑事局長から十年ぐらいの件数は余り変わつていないといふようなお話でございましたけれども、どうも全く切つた張つたの簡単ならぬおかしな感じが、そういう事件はすぐやりながらも、経済事犯であるとかあるいは知能犯といふか、そういう事案に對してはなか

りません。

はこだわらないというか、その事柄は横へ置いて、むしろその数字ということは一応なかつたことにしてということでは僕はいいと思うんです。

それよりも大事なことは、衆議院における削減ということと、参議院は今独自の削減の各会派の協議をしていただいているところですから、その実質的な協議を尊重するというこの両党間の合意であったということでは私は理解をいたしております。

○魚住裕一郎君 ちよつとその点の確認なんですが、要するにその合意は、五十、五十という中の参議院における五十は破棄されているというふうな認識でよろしいんですね。そしてまた、それは自治大臣もそういう認識でおることであるというふうな認識でよろしいか。

○国務大臣(野田毅君) 私が破棄されるという言葉を使うのは、大変憚ることだと思えます。そういう点で、予算委員会でも総理が御答弁されましたとおり、実際、正確に読みますと、「十一月十九日の合意に達しましたものうち参議院の五十名削減の部分につきましては、自由民主党、自由党両党間の協議で参議院の独自性を尊重することとされておりますので、事実上意味をなさないものであることを申し添えさせていただきます」と思っています。と、このように小淵総理自身も御答弁されております。そういう意味で事実上意味をなさないものであるということでは申し上げたいと思えます。

○魚住裕一郎君 公明党も数は五十減らして二百でいいんではないかというふうには実は考えております。ただ、それは今のままじゃだめですよ。やはり民意の反映ということを考えたらもつとやり方を考えるべきではないか。そういう制度の立て方と数とセットでいかないといかぬのではないかと。

ただ、自自合意というのは数だけが先行し、衆議院が一割で参議院が二割も減らすのかみたいな部分でひとり歩きましたと私は認識をしております。またこの点についてはしっかりと議論をさせて

いただきたいというふうには思います。次に、地方の行政改革ということについてお尋ねをいたしたいと思います。

今、地方の財政が大変な状況であるということであり、都道府県のレベルで言えば、十一年度の当初予算案では、大体対前年度比四・五%減という状況でございますし、また普通建設事業費に至っては前年度当初比で七・〇%減というふうな、大体こういうような趨勢になっていっているところでございます。

自治省においては平成九年十一月に、新時代に対応した地方公共団体の行政改革推進のための指針というものを示されているところでございます。地方財政は厳しい、しかも経済がこういう状況である。そしてまた住民のニーズは多様化し、かつ大きな膨らみを持ってきている。そういう状況の中で、やはり私も地方の行政改革は大事である、そういう認識のもとで、ことしの一月から一カ月ぐらいかけて都道府県また政令市に今の行政改革の進捗状況の実態調査をさせていただきます。各都道府県に我が党の議員がおりますので、すぐその辺はできたわけでございます。

その調査の項目は、例えば普通会計決算の人員費の割合、あるいは職員の定数、過去十年間の推移はどうだったか、あるいは外郭団体の数はどのように変化してきたのか、また外郭団体の職員に対する派遣職員、県庁とか市役所からの派遣職員との割合はどんなものか、あるいは外郭団体の役員報酬の最高額ほどのぐらいいないだろうか、また行政評価制度の導入状況はどういうものであろうか、こういう諸点にわたって調査をさせていただきます。結果は、本当に行革は進捗していないというのが数字の上でも出てまいりました。

例えば、普通会計決算における人員費の割合、都道府県で言えば本当にこんなに開きがあるのかというふうな状況であります。例えば、神奈川県において人員費の割合が四七・三%という数字が出てまいりました。一番低いところで鳥根が二二・九%という状況でございますけれども、五割

近くも人員費で食われてしまうのか、そういうところもあるのかということが実感でございます。また、この神奈川県に関して言えば、逆に今度は職員定数も一生懸命努力しているということも名譽のために申し上げておきたいと思っております。もつとも、例えば平成元年を一〇〇としますと、平成十二年においては九一・八%というふうな、一番定数削減に取り組んでおられることも付言をしておきたいというふうな思っております。

この調査結果の中で、職員数について外郭団体数もほとんど減らない、あるいは逆にふえている、行政改革の隠れみのとして使われているんじゃないか、そういうような数をもとにした調査結果が今出てきておりますが、この点について大臣の御所見をいただきたいと思っております。

○国務大臣(野田毅君) 公明党独自で実態調査を本年一月に行われた数字をもとに御指摘がございました。なかなか独自の調査は大変だったと思いますが、そういう点でまず敬意を表したいと思います。

この地方行革の推進というのは、これはもう当然のことながら地方財政を立て直していく上でも大事なことでありまして、国、地方を通じて行革を推進していく、そして行政を簡素効率なものに持っていくという、これは非常に大事なテーマであると思っております。その中で、今人員費についての御指摘がございましたが、時期のとり方によつて若干数字が違ってくるのかなという感じもしないではございません。

そういう点で、例えば平成元年と平成十年、この十年で比べると、確かに三万人ほど地方公務員の数はふえております。しかし、平成十年と平成六年、つまり過去、平成七、八、九、十、いわばこの四年間をとってみますと、逆に約三万三千人近い減少ということには実はなっております。

そういう点で、特に定員管理の適正化というのは地方公共団体がみずからの行政改革を進めていく上で極めて大事な問題でありまして、自治省としても、今日までもこのスクラップ・アンド・

ビルドの徹底ということを基本とした地方公共団体の定員管理の適正化ということを指導してまいりました。その中で、特に平成九年、一昨年の秋に御指摘のとおり、地方行革の推進についての指示をして、特に数値目標を立ててしっかりとやらせてもらいたいということで指示をしたところであります。

今、その中で、定員抑制に向けた努力について、平成元年から平成十年までの中で団体別に見ると、さつき総数の話、三万人ほど云々の話をしましたが、四十七の都道府県について見ると、十年の間で三十の団体が実は減少しております。個別に見ますと、増加しているのが十七ということになっております。指定都市では逆に、増加の方が十二のうち八で、減少が四というふうな数字になっておるわけであります。かなりそういう点では、地方公共団体においても、今日、行革、行政の徹底した改革、その中でも定員管理の適正化ということに努力をいただいております。さらに一層定員管理の適正化をさせていただくように要請をしたいと思います。

一方で、地方自治体に要請するだけでなく、やっぱり国レベルの面においても、いわゆる各省が行います必置規制、この必置規制をもう少し見直してもらわなければならぬ部分が率直に言つてあると思っております。そして、地方自治体が人員の増加を伴うようなそういう施策をどんどんと国の方で押しつけていくということは厳に慎まなければならぬことであるということもあわせて認識をすべきことでありまして、引き続き関係省庁にもそのことを要請してまいりたいというふうな考えをしております。

○魚住裕一郎君 細かい数を挙げての指摘をしたら切りがありませんから。ただ、全体を通して見ると本当に進んでいないという思いがいたしました。そんな中で、例えば各自自治体において行政改革推進計画、具体的な数値を決め、また年限を切つ

たことではないか。その事柄は横へ置いて、むしろその数字ということは一応なかつたことにしてということでは僕はいいと思うんです。それよりも大事なことは、衆議院における削減ということと、参議院は今独自の削減の各会派の協議をしていただいているところですから、その実質的な協議を尊重するというこの両党間の合意であったということでは私は理解をいたしております。ちよつとその点の確認なんですが、要するにその合意は、五十、五十という中の参議院における五十は破棄されているというふうな認識でよろしいんですね。そしてまた、それは自治大臣もそういう認識でおることであるというふうな認識でよろしいか。私が破棄されるという言葉を使うのは、大変憚ることだと思えます。そういう点で、予算委員会でも総理が御答弁されましたとおり、実際、正確に読みますと、「十一月十九日の合意に達しましたものうち参議院の五十名削減の部分につきましては、自由民主党、自由党両党間の協議で参議院の独自性を尊重することとされておりますので、事実上意味をなさないものであることを申し添えさせていただきます」と思っています。と、このように小淵総理自身も御答弁されております。そういう意味で事実上意味をなさないものであるということでは申し上げたいと思えます。公明党も数は五十減らして二百でいいんではないかというふうには実は考えております。ただ、それは今のままじゃだめですよ。やはり民意の反映ということを考えたらもつとやり方を考えるべきではないか。そういう制度の立て方と数とセットでいかないといかぬのではないかと。ただ、自自合意というのは数だけが先行し、衆議院が一割で参議院が二割も減らすのかみたいな部分でひとり歩きましたと私は認識をしております。またこの点についてはしっかりと議論をさせて

たそういう計画をとるよう指導をしていくべきではないか。具体的に言えば、例えば職員数を一割以上削減するというようなことであるとか、あるいは各事業について民間化とか民間委託というようなものもガイドラインとして設けてもいいんじゃないか。さらには外郭団体、これも整理改善あるいは統廃合をすべきではないか、そんなふうにも私は考えておるわけでありませう。

大阪府においても、今般、種々精査してみたら、外郭団体の整理をしてみたらかなり財源が浮いたというようにもお聞きをしておりますけれども、今の諸点について、大臣、いかがでしょうか。○国務大臣(野田毅君) 基本的に御指摘の方向で、先ほど申しました平成九年十一月に策定しました地方行政の新たなガイドライン、これに基づいて定員適正化計画における数値目標の設定ということだけでなくて、さらに平成十年十二月末までに数値目標をきちんと入れて定員適正化計画のさらなる厳しい見直しを要請したところでございまして、そういう点で、この行革大綱の見直しについては、大府都道府県、政令市ではほとんど年度内には徹底する、見直しが行われるというふうな承知をいたしております。市区町村全体でも、半数を超えて進むのではないかとこのように考えております。引き続き要請をしてみたいと思っております。

○魚住裕一郎君 続きまして、運輸大臣はお見えですか。——実は、ことし一月二十日に漁船新生丸というのが海難に遭いました。きょうはその質問をしたいわけでございます。これは、海上保安庁あるいは運輸省全体の技術であるとかあるいは執務体制とか、そういうようなところに関係するものではないかと、運輸大臣の出席をずっとお願いしておきました。また、先般の理事会、理事懇話でも、与党のサイドからそれは最大限努力しますというふうなお話も伺っております。今こは三十一委員会室ですが、真下の二十一委員会室で交通・通信委員会

が開催されておまして、運輸大臣が二時三十五分までそこにおられるということでございます。運輸大臣がお見えになるまでしばし休憩をしたいと思います。

○委員長(小山崎男君) 魚住委員に申し上げます。けさの理事会できょうの日程を御協議させていただいておりますので、質問を続行していただきますと思いますが、どうでしょうか。

○魚住裕一郎君 これは運輸大臣にぜひお願いしたいということですが、私に代わって御協議に臨んでおるわけでございます。御処置をお願いしたいと思っております。

○委員長(小山崎男君) ちょっと速記をとめてください。

(速記中止)

○委員長(小山崎男君) 速記を起していただきます。ただいまの魚住委員の発言につきましては、後刻理事会で協議をするということですのでよろしくお願いたします。

○魚住裕一郎君 ぜひ、しっかりと議論をしていきたいと思っております。議長の方であります自民党さんが中心になってこの参議院の委員会の再編をやったわけでありませう。それがこの委員会の再編に伴って大臣はどうかをどうするかという問題、極力野党側の質問に對してしっかりと応ずるといふのが私は大原則であるというふうな思いです。人命にかかわる問題を質問したいということをお願いしておりますけれども、またこの点につきましても後刻委員長を中心に議論をしたいというふうに思っています。

一月二十日に漁船新生丸というのが海難事故に遭いました。EPIRBという遭難信号を発する機械が作動して一回発信した。本来であればはずっと発信すべきところでありませうけれども、浮上してくるべきところのEPIRB自体が船体と一緒に水中の中にならなくなったという状態で発信がされていなかったようでありませう。

経緯を簡単に言うと、ただそのまま、その後の

海上保安庁の確認作業もやむなくといたしますが、そこは大問題が出るわけでございますけれども、船主からの連絡が、船からの連絡があったかのよう誤信をしてその後の捜索救助活動というのを打ち切ってしまったようでございます。

まず第一点目は、このEPIRBというもののについて、何でもこんなことになったのか、これは技術的な問題もあるかと思っておりますけれども、運輸省から御説明を簡潔にいたしたいと思っております。○政府委員(谷野龍一郎君) お答えを申し上げます。先生御指摘のEPIRBはGMDSSという捜索救助システムで使われます中核の遭難信号を発する機械でございます。EPIRBは遭難者がどこにいますかということを基本的に特定することを目的としておりますので、遭難者の方がやむなく船を離れなければならない状況の折には、これを救命艇等に持って避難をするということになっておられます。

この場合、大型の船舶につきましては、EPIRBが設置されている場所まで緊急時にアクセスできないケースがございます。したがって、そういう大型の船舶につきましては、一定の水圧がかかりますとその水圧で自然に離脱する自動離脱器というものを義務づけております。この場合の水圧の要件が国際基準で四メートルということになってございます。

他方、アクセスが簡単にできる小型船の場合には特に自動離脱型の救命設備をつけておらないわけでございますが、この新生丸につきましては、小型船ではありましたがたまたま自動離脱型のものをつけておりました。しかしながら、今般の事故で新生丸が横転したときに十分な水圧がかからない状況になってしまいました。結果として自動離脱しなかつたという大変不幸なケースであつたわけでございます。

こういう点にかんがみまして、仮にもう少し浅いところでも離脱するように直すということが先生の御指摘かと存じますが、小型船の場合には、航行時に靑波をどんどんかぶって航行する状況で

ございます。そういうときに浅い水圧で外れるようになりませうと、簡単に流出してしまうというケースもございまして、必ずしも浅い状態で外れること自体が全体の遭難設備としてのメリットにつながるかどうか疑問の点もございませう。

ただ大変重要な問題だと私も認識しておりますので、今回この事件をきっかけにして運輸省に関係者でつくりました検討委員会というのがございますが、この検討委員会の中で指摘されました幾つかの課題を、新たな仕組みで、関係者の方に集まっていたら検討させていただきます。技術的な面、あるいはハンドリングの面、両者について考えさせていただきます。こう考えております。ところで、ちょっと長くなって恐縮なんです、大変……

○魚住裕一郎君 長い。

○政府委員(谷野龍一郎君) 十分検討させていただきます。

○魚住裕一郎君 ぜひしっかりと検討してもらいたいと思っております。

四メートル以内であればということでございますけれども、きっちり反応してもらえないような、そういうEPIRBにしたいなというふうな思いです。

SOSのシステムをやめて、今おっしゃった新しいシステムに採用を切りかえて最初にごういうような大事故になって、それがもう機能しなかつたというふうな結果になっておりますが、これは単に機械とかそういう問題だけではなく、海上保安庁の体質といったら語弊があるかもしれませんが、そういう問題も私はあるかと思ふんです。

船主さんから何回も何回もしっかりと確認してくれ、捜索してくれと言っているにもかかわらず、誤解に基づく捜索救助活動の中断をした後、例えば当日の十時十分には、釜石の海上保安部から船主さんに対して、これは誤発射だ、てんまつ書

景気が落ち込んだことによる地方税収入の減少であつたり、あるいはこのような公共投資系統の経費の負担が重なつてきたり、あるいは義務的な経費が増加してきたり、そういうような要因がいろいろ重なつて地方財政にしが寄つてきたということもこれまた事実でございます。

そういう点で、宮澤大蔵大臣の発言も引用されたいんですが、そのようなこともあつて、平成十一年度における減税問題あるいは地方財政対策ということにおいて、減税の言うなら国と地方の配分といひますか、これについては従来の配分のやり方よりもより国の責任において行われる減税のシェアの方が大きかつた、それなりの配分はなされたらどうか。同時に、財源対策について、少なくとも単年度限りの処理ではなくて、いわば交付税率そのものに踏み込んだ対応がなされ、そしてまた一般財源の確保ということにおいても格段の配慮が行われたというふうには考えております。

○富樫三三 大臣の答弁を聞いていますと、地方の方にも社会的な基盤の整備とかそういう要望もあつて、押しつけけというのとはちよつと言ひ過ぎではないか、こういうふうにおつしやられるわけなんですけれども、実は京都府が財政再建計画を立てる、その中で京都府での財政をどういうふうにみずから分析しているか。その中にこういうふうには言つておられます。パブル経済崩壊以降、政府の対応に呼応した数次にわたる景気対策に伴い、公共事業や単独事業が大きく増加したことが府債、要するに京都府の債券ですね、借金の急激な増発に拍車をかけることとなつた、こういうふうには分析していらるんです。

大阪の場合はどういふふうに見ているかといひますと、景気対策の観点から増額を続けてきた投資の経費も約二千五百億円増となつており、これが公債費の急激な増加をもたらしたつた、こういうふうに見ているんです。地方の方はそういうふうに見ているんです。

岩手県、自由党さんが大変力のあるというか、

この岩手県の県知事さんはこういうふうには言つていらるんです。県庁の管理職約六百人近く集めて研修会をやつた。その研修会のときに、予算消化のための事業押しつけは地域のため断固として断るべきだ、こういうふうには言つていらるんです。それで、こういうふうにも言つていらるんです。国の事業は参考に値しない、これは県知事さんが言つていらるんです。それで、さらにこう言つていらるんです。国の事業のやり方は参考にしない、参考にすると岩手を悪くする。ここまで言つていらるんです。

ですから、要するに地方自治体から見ると、今の国のやり方というのは、地方自治体が希望してやつていらるんじゃないんだ、国の方から、六百三十兆円という公共事業を消化する、そのためにこれをやつてくたさい、あれをやつてくたさい、そういうことでさまざまな通達も出したわけでありまして、そういう点でおあいこではないんだ、国の方がやっぱり積極的に借金をさせたというのが事実だし、地方自治体はそういうふうには認識していらるわけなんです。

そこで、具体的に何うわけなんでしょうけれども、先日、私は埼玉県の大宮市に行つてまいりました。ここは人口約四十七万人、今全国に市はたくさんあるんですけども、中堅のところの市だと思つてらるんです。ここでは一千八百億円の借金を抱えて、公債費の負担比率が一九・八%に今なんなんとしていらるわけなんです。

どうしてそういうことになつてしまつたのか。一つは、自治省のお勧めというか、そういうことによつて公共用地先行取得をやつた。一千億円つぎ込んで五十四万平方メートルの土地を買つた。その中には、富士重工の跡地であるとか、富士重工の跡地は百十一億円を買つていらるんです。それから旧国鉄病院の跡地であるとか、そういうものをどんどん買ひ込んだわけなんです。これはみんな借金です。現在どうなつていらるかというところ、更地になつて未利用地になつて借金だけが残つていらるというのが現状なんです。

二つ目には、政府の景気対策のための公共事業、これを拡大して、そのほとんどが単独事業で、さらに追加要請にもこたえた。結局、事業規模をパブル前の三倍に拡大して借金が急速にふえた、こういうわけなんです。

三つ目には、この景気対策による減税のために累計二百四十億円の影響を受けている。四つ目に、国庫補助の負担率の引き下げによる影響が一年間に十四億円にもなる。ここは交付税の不交付団体ですから、もろに影響をかぶつてしまふ、こういうことなんです。超過負担が年間二十一億円、この結果が一千八百億の借金になつたわけなんです。

こういう事実を見れば、借金の責任はまさに国にも、もちろん市の責任もあるんだけれども、国にも大きな責任がある。国の政策に協力すればするほど借金がふえる。そして、政府に忠実であればあるほど地方の借金がふえて市当局も住民も犠牲を受ける、こういう構図がはつきりしていらるではありませんか。そこところはこういうふうには大臣は認識していらるんですか。

○国務大臣(野田毅君) 何か、国が笛吹けば必ず地方が踊ると義務づけられていらるような感じでお話があつたような気がするんですけども、私は、どこの県の知事さんがおつしやつたんですか、国の言うとおりにやれば借金を悪くするとおつしやつたという、大変立派な御見識だと思ひます。

国は国、我が県は我が県である。つまり、我が県の責任者は自分である。したがつて、自分の責任と見識においてどういふ事業をやるかは自分が決めるというのは大変結構な御見識であると思ひます。しかし、そうやつたとしてもその県の財政は大変厳しくなつていらるという現実があるというところであります。その県の知事さんは、御指摘のとおり、それだけの御見識をお持ちなんですから、必ずしも国の言うとおりに全然おやりになつていらないんじゃないかと思ひます。

○国務大臣(野田毅君) ですから、私は本当にそこは大事なことだと思ひます。何でもかんでも国のせいにして、自分たちが犠牲者だというような発想だけで物事を処理すると決して本当の解決はできない、私はそう思ひます。したがつて、そういうような国の言うことだけやつちやだめなんだよという自己意識が出てきたということは、ある意味では結構なことだ、私はそれは大事にしたと思ひます。

同時に、かといつて国が何をやつてもいいということじゃございませんで、先ほども申し上げましたけれども、どんなに立派な御見識でやろうとしたり、今日の地方財政が極めて厳しい環境にあるというところは、先ほど来るの申し上げておるとおりでございまして、そういう点で、国、地方を通ずる財源の配分の見直しであつたり、特に地方自治体の自主性、自立性をしっかりと裏づけ保障できるような体制をぜひ築き上げたい、このことを申し上げておる次第でございます。

○富樫三三 大臣は、岩手の知事さんは大変見識が高いというふうにおつしやられました。私もそうだとおもうんです。地方は地方、国は国なんだ、お互いにそれはもちろん協力し合つたり、そういう部分はあるわけですけども。ただ、大臣はそういうふうには言ひますけれども、そういう自治体に対して自治省が今までどういふことをやつてきたかというのが問題なんです。

私、先ほど大官の例を出しましたけれども、例えば平成四年八月二十八日に、これは自治事務次官名で「総合経済対策について」という通知、いわゆる通達を出していらる。この中でどういふふうには言つていらるか。「政府は、本日、経済対策閣僚会議において、最近の我が国の経済情勢を踏まえ、公共投資等の拡大、公共用地の先行取得、云々、こういうことを決めたので、ついでには格段の協力を願ひたい、こういうふうには言つて、その中で、「公共投資等については、公共用地の先行取得を含め次のとおり、総額八兆六千億円の事業規模を確保する。」、こういうふうには言つておき、

さらに公共用地の先行取得を含めて、公団の事業それから地方の単独事業、こういうことについて事細かにこういうふうにするにやらないかというふうに指示したのは自治省じゃありませんか。

これはこの年だけじゃないんです。ここには平成五年、九三年の自治省財政局地方債課長名のこういう通達もありますよ。この中で、「総合経済対策に係る地方債の取扱について」、こういうことで、「地方単独事業を含む公共事業等の施行促進及び公共用地の先行取得について積極的に対応されるようお願いする」というふうに書いてあって、そういうことをやった場合は起債の充当率は一〇〇%だと、ここに一覧表が書いてあります。全部借金をしてもいいですよと、こういうふうに指示文書を出したでしょう、地方は地方だと言いながら。

今度はことしの一月二十日に内閣でこういうことまで言っているんです。国立の高等学校などと同様、公立の高等学校の入学料及び幼稚園の入園料を引き上げる予定であるのでこれに協力しなさいということ、こういう新旧対照表まで含めた文書を自治体に配って、このとおり予算を編成しなさい、こうやったのが自治省じゃないですか。地方は地方だ、国は国だと口ではそう言いながら、実際にはこういう文書で自治体に対して借金を押しつけ、公共事業を押しつけ、公共用地を買い取りなさい、こういうことをやってきたじゃないですか。口じゃ何でも言えますよ。実際にこういうことをやっていることを改める、このことが今地方財政の問題を解決する上で本当に大事だということに思っています。

そういう点から見て、今度地方財政が非常に大変な中で、来年の四月から介護保険制度がスタートする、こういう事態を迎えるわけなんです。

時間がありますので、先を急ぎますけれども、ことしの十月から認定作業が開始されますね。ですから、そういう意味では、事実上あと半年後は介護保険が、これは実務も含めて準備を整えていますけれども、スタートする、そういう

う状況になっております。

先日、読売新聞が、県知事を初め市町村長、全部で三千三百二名に対するアンケート調査をやりました。今一番大変だと思うのは何か、こういうことに対して、介護保険や医療、少子高齢化対策などの福祉対策が一番の課題だ、こういうふうな答えた知事や市町村長が九二%で第一位という報告がありました。もちろん、目を通して思っています。

そういう中で、介護保険に対しては、自治体単独で十分対応できるというのは三・七%、不安があるのか対応できないというのは三〇%でありますから、何とかできるというのが約三分の一、こういうわけなんです。さらに、何が大変かという質問に対して、財政負担の増大、こういうふうな答えたところが八六%に上っているわけなんです。ですから、介護保険を実施することによって自治体の財政負担がさらにふえるということを感じているわけなんです。

これに対して、前内閣の官房副長官でありました地方自治研究機構の理事長であります石原信雄さんがこういうふうに言っています。「待ったなしの懸案だけに、円滑なスタートを切れるかどうかへの不安がうかがえる。」「政府や都道府県は全面的なバックアップを行うべきだ。」「こういう見解を読売新聞に寄せております。

今、自治省もこういう立場に立って介護保険をスムーズにするためには財政的なバックアップを緊急的に行うべきだということに思っていますけれども、この点についてはいかがですか。

○国務大臣(野田毅君) 御指摘のとおり、この介護保険の導入ということによって、実際にその実務を担っていく市町村、単なる事務的な負担だけではなくて財政的にもいろいろ負担があるのではないかと初め、いろいろな角度からの、初めての仕組み、制度をやるわけですから、関係市町村の方々は大変な痛めをおられ、心配もしておられるというところは本当に肌で感じております。そういう点で、少なくとも市町村がこれによ

て過重な財政負担を結果として招くようなことのないようにやっぱり国の方できちんとした必要の手当てをするというのには私は当然のことであると、まずこれは基本的に申し上げておきたいと思っております。

そこで、具体的にいろいろ御指摘があったんですが、介護サービス基盤の整備につきましては、新ゴールドプランに基づき地方団体において円滑に体制整備が進むよう、また地方団体が地域の実情に応じて地方単独事業によって基盤整備が進められるように、地方交付税あるいは地方債などによりまして必要な地方財政措置を講じておるところでございます。

また、要介護認定の事務処理体制の整備につきましては、平成十一年度におきまして地方財政計画上約八千人必要な職員の増員を行っておりますほか、市町村における介護保険事業計画の策定、電算処理方式の開発などに必要な経費について必要な地財措置を講ずることとしておるわけであります。

いずれにしても、自治省としては、今後とも適切な地方財政措置を講じて地方団体において介護制度が円滑に導入されるように対処してまいりたいと思っております。

○富樫三君 ぜびこれは緊急にやらなければならぬ課題だと。今、新年度の予算を審議している最中ではありますけれども、この予算を組み替えてでもやらなきゃならないし、それで不十分ならば補正予算を組んでもやらなきゃならない、そういう緊急の課題だということに思っています。

私、先日、埼玉県の春日部市というところに行つてまいりました。市の当局者にこの介護保険の問題の実情について率直な意見を伺つてまいりました。大臣は先ほど交付税で見るとかいろいろなことを言っているわけですが、しかし、それは間に合わないということが大変よくわかったわけなんです。

例えば、これは人口が約二十万ということなんです。大臣は、衆議院の地行の委員会でしたて

しょうか、この介護保険の問題で地方自治体は苦勞している、頭を抱えているんだ、こういうふうにおっしゃっていますけれども、確かに頭を抱えておりました。

どこで頭を抱えているのかという問題なんですけれども、例えば、準備段階で受け皿をつくらうじゃないかということ、二つのサービスセンターをつくったんです、これに十五億円かかった、これは補助金が全然ゼロだと、こういうわけなんです。それから、先ほども出ました、準備作業も含めて電算システムの開発、これに一億円かかったというんです。

さらに、制度がスタートしてからの財政負担の問題、これはかかった経費の全体の八分の一は市町村の負担になっていきますよ。全体の半分は保険から出るわけですが、八分の一は市町村が負担します。この市で試算をしてみましたところ、この分が約六億円になる、こういうわけなんです。ですから、この分は完全に持ち出しということですね。

それから、財源の中心になります保険料なんですけれども、厚生省は二千五百円だということに去年からずっと言われているわけなんですけれども、二千五百円ではとてもできません、最低でも三千円以上はかかりますよというんです。

しかも、この徴収は国民健康保険の徴収に上乗せして徴収する。その土台になっているところの国民健康保険の取納率はどのぐらいかというところ、約八〇%だということなんです。そうすると、この八〇%のところを上乗せするわけですから、残る二〇%の分は最初から徴収は不可能かもしれないという心配があるわけなんです。そうすると、その分を板に納められる八〇%の人たちのところに上乗せをして保険料として徴収する、そうすれば保険料が高過ぎると。その場合どうするかという、市町村が持ち出しをしなければならぬ、一般会計から出さなきゃならない、こういうふうになるだろうと。現在でも国民健康保険にこの市では毎年五億円の一般会計からの繰り入れをやっています。

る。あわせて介護保険でも繰り入れをするということになったら、これは大変なことになる、こういうわけなんです。

そういう状態でありますし、さらに人件費の問題、今までは二人体制で準備を進めてきたけれども、ことしからは七人体制にするというんです。スタートをしたら七人ではとても間に合わないからパートの人を入れるというんです。こういう人件費も大変な負担になる、こういうわけなんです。

しかも、これは制度の方の問題ですけれども、申請をして判定をした結果、自立というふうになれば保険のサービスは受けられませんか。しかしながら、実際には介護が必要だという方々に対しては一体だれが面倒を見るのか、こういう心配も出てきていると。大体苦情の窓口は、国や県に行く人は少ないだろう、すべて市役所が窓口になるだろう、こういうふうに言われているわけなんです。

こういうことを考えれば、例えばドイツの場合には申請者の三割以上が介護対象から外されたということでも不服審査の請求を含めて大変な問題になっている。日本の場合はもっと大変になるだろう、こういうふうにも言われているわけなんです。ですから、そういう点で自治省として、厚生省、大蔵省とも大いに折衝も深めて、そのための緊急の財政措置を直ちに行う、このことが今求められているんだらうと思っております。

私は、これは春日部市だけの問題ではない、全国どこに行ってもこの問題は聞かされるわけなんです。私よりも大臣の方がよっぽどよく現状は知っているだろうというふうに思うんですけれども、そういう立場で自治大臣がかかりを持たなければならぬと思っております。

そこで、これが最後になってしまいうんですけれども、大臣はこういうふうに言っているんです。これは衆議院の地方行政委員会なんですけれども、二月九日です。自治体は頭を抱えていると言いながら、今の段階ではそこまでだろう、そこか

ら先は具体的にああしろこうしろということ言うにはもう少し厚生省の主体的な努力を見る必要があるだろう、こう思っておるわけでございます。というふうには大臣はおっしゃっているんですよ、衆議院では。

ここではこの認識をひとつ改めていただいて、緊急の事態なんだから、今見守るということではなくて、緊急の対策を講じるために努力をする、こういう認識まで一歩前進をさせていただきたい。このことをぜひお願いしたいと思っております。いかがでしょうか。

○国務大臣(野田毅君) いろいろな角度から御指摘がございました。率直に言って、いわゆる公的介護体制というものが必要というところは極めて大事なテーマでありますし、私は衆議院でも申し上げたんですけれども、この問題はいわば最後の尊厳にまでかかわる問題じゃないか、そういう意味で私的に解決するということではもうその時期は過ぎた。公的介護体制というものをシステムとして考えなければならぬという意味で、実際にどこがどういう形でその仕事を担っていくかということも考えれば、ある程度地方自治体というものも、市町村が核になった形でやらざるを得ないだろうけれども、しかし、その市町村そのものによっても高齢化割合違って異なっておるわけでありまして、いろいろな介護サービスの提供体制そのものもかなりの格差もあるだろうし、いろいろなそういった意味での認定業務においても市町村単独だけできるかどうか。

むしろ、ある程度共通した認識の中で認定をしていかなければならないのはこれは当然のことだと思えますし、そういった認定業務をどのようにまた公正に客観性を持ちながら確保していくのか実はさまざまな角度からやっつけなければならぬ。そういった中で、それぞれの市町村の自己責任体制という形の中で本当にうまくいけるんだらうかということで各自自治体の首長さん方が非常に頭を痛めておられるということを、私も政治家として肌でいろいろ日々そのことを聞いてお

るわけでありまして。

そういった点で、自治省としてそういったことを受けとめながら、できるだけ財政的な支援ということもこれはこれで国として厚生省を中心にその財政的な裏づけをつくっていくと先ほど申し上げました。自治省としても必要な地方財政措置を講じておることでもございます。

ただ、これは単に地方財政措置という側面からだけでなく、もう少し幅広い角度から対応していくことも必要なのではないか、率直にそんな感じもございまして、実はこの点は、恐縮であります。自民党、自由党の政策協議の中でこの公的介護体制を本当にきちんとした体制でやっていくためにその財源措置のあり方について基盤整備を進めながら検討していきましようということになっておることは申し上げておきたいと思っております。これは保険というやり方だけで本当に大丈夫なんだろうか、このところも含めた協議が行わなければならないということに実はなっております。

○菅原三三 終わります。
○照屋寛徳君 社会民主党 護憲連合の照屋寛徳でございます。小会派で一人委員でございます。しかも予算委員会とちよほど午後はかち合っております。午後のほかの先生方の質問を全部聞いておりましたので、重複をするかもしれませんが、お許しをいただきたいと思っております。

野田大臣には御就任本当におめでとうございます。ぜひ御奮闘いただきたいと心から期待を申し上げます。さて、私は沖繩の出身であります。沖繩県は、大臣御承知のように、戦後のある時期、要するに一九四五年から七二年の復帰までの間、他の都道府県とは違う特異な地方自治の体験をしておるのでございます。二十七年に及ぶ復帰運動は平和憲法の理念を求めた憲法のもとへの復帰ということでもありましたが、同時に、私は沖繩の人たちにとって自治権の確立を求める闘いであったのではないかと、こういうふうに理解をいたしておるわけ

であります。

なぜかと申し上げますと、今で言うところ県知事ですね、当時は行政主席というふう呼んでおりましたが、私たち県民には行政主席を直接選挙、公選をする、こういう権利も与えられていなかったわけでありまして。特に、当時ある高等弁務官などは、沖繩県民にとって自治は神話なんだという自治神話を述べる高等弁務官もおりました。

私は、地方分権の推進というんでしょか、地方自治あるいは地方分権、これは徹底してこれから推進をしていくことが我が国の成熟した民主主義社会をつくる上で大変大事なこと、こういうふうにも思っているわけでありまして、改めて地方分権というか、あるいは憲法が保障する地方自治の本旨についての大臣の御所見をお伺いさせていただきます。

○国務大臣(野田毅君) 今地方自治の本旨についてのお尋ねでありました。その中で、沖繩のいろいろな今日までの歴史の中で御苦労されてきたことのお話がございました。率直に、本当に大変な時代を経験してこられ、その思いは痛いほどよくわかるつもりでございます。

やはり地方自治というのは少なくとも自主性、自律ということが一番の基本になるわけで、言うなら民主主義の本旨というか、それは地方自治からスタートするということをはかなくて、言うわけておるとおりであります。これは地方自治ということだけではなくて、本当に自立と自律という、私はこの二つが一番大事なことで、みずから立つということ、それから自己規律、みずから律するということ、この二つがもう一番大事な根本であるし、地域のことに言えば地方自治の本旨とはまさにそこにあるというふうに思っています。

○照屋寛徳君 沖繩問題というか、沖繩に膨大な米軍基地が存在をしておるといふことについては大臣も承知をしておられると思っております。よく言われますが、〇・六%の国土面積の小さな島に在日米軍の七五%が集中をしておる、こういう実態で

あるわけですが、実はこの在沖米軍基地の存在と地方自治というのは大変深いかかわりがございます。

例えば、大臣は先日の所信の中で、行政の効率化を図ることがこれから必要である、そのために市町村合併を進めていくんだ、こういう所信表明がございました。沖繩では戦後、例えば嘉手納町というのが今ございます。これは嘉手納基地がある町でございますが、戦後やがて五十余年になんなんとするの、今でも町面積の八三%が基地にとられていくわけでありまして。この嘉手納町はもととはお隣の北谷村だったんです。今は北谷も町になりましたけれども、それが戦後いわゆる嘉手納基地がつくられて、町村合併どころか分村をしたんです。基地ができたために、先祖伝来というか明治時代からずっと続いてきた村が分村をせざるを得なくなった、こういう実態があるんです。それから中城村と北中城村というのがあつたんですけれども、ここももともとは明治時代から中城村だったんです。ところが、ここも戦後米軍基地ができて結局分村せざるを得なくなった、こういう実態があります。

さらに、道路をつくったり、それから港湾や空港を建設したり管理をしたりする、あるいは消防行政その他でも、やっぱり余りにも過密な米軍基地の存在というのは非常に支障を来しているというふうには私は強く指摘をせざるを得ないわけでありまして。

今お話し申し上げましたが、在沖米軍基地の存在と地方自治について、そのかかわりについての大臣の御所見をお聞かせ願いたいと思っております。

○国務大臣(野田毅君) 今御指摘のとおり、復帰後二十六年経過した今日においても、なおかつ沖繩の米軍施設の面積が現在県土の約一割を占めておりますし、また米軍の専用施設や区域の約七五%が沖繩に所在をしておるといふことを大変重い事実として受けとめております。

ただ、これが直ちに地方自治の問題となるかどうかは別として、本当に土地利用上の制約がある

いは基地対策のための人員や経費など、そのための制約あるいは負担が大変大きいということは認識をいたしております。

このため、沖繩振興開発特別措置法による国庫補助率のかさ上げ、あるいは基地交付金、調整交付金の交付などの財政措置を講じてきたところでございますが、さらに平成九年度から新たに基地が所在することによる財政需要に着目した普通交付税措置を講ずるとともに、基地所在市町村振興のための特別プロジェクト、いわゆる島田懇談会の実施に対して特別の財政措置、これは補助率十分の九、地元負担に対しては地方債及び地方交付税措置を併用しておりますが、この財政措置を講ずることとしたところでございます。

今後とも、基地に関連してさまざまな課題を抱える沖繩の振興に向けて、最大限の支援をしてまいりたいと思っております。

○照屋寛徳君 野田大臣、政治家としては何度が沖繩にいられたのかもしれませんが、自治大臣としてぜひ早い時期に沖繩を視察していただくというのを御提案申し上げたいと思っておりますが、いかがでございますでしょうか。

○国務大臣(野田毅君) できるだけ早い機会を見て沖繩にも足を運ばせていただきたいと存じます。

○照屋寛徳君 それでは次に、外国艦船の寄港に際して非核証明書の提出を求めるとした高知県の港湾管理条例の改正をめぐるさまざまな議論が今沸き起こっております。

同時にまた、同じ趣旨の非核神戸方式というものもかねてから行われておるといふことを承知いたしておるわけでありまして、野田大臣は、いわゆる非核条例、これについてはどういふお考えをお持ちでおられるのでしょうか。

○国務大臣(野田毅君) 非核条例というのが実際にただ非核を宣言するというだけの条例であるというところで、いわゆる法的拘束力なり法的効果を持つたないような内容のものであるというところであり、それは何ら権限云々という問題はない

と思っております。だから、そういう意味で、非核条例というその内容によってはやはり問題になることがあるということだと理解をいたしております。

ですから、そういう点で、御指摘の非核条例があるいは高知県におけることを具体的に念頭に置いてのお話なのかどうかによって、また多少物の言い方は異なってくるというふうに思います。

○照屋寛徳君 アメリカの艦船などを含むいわゆる外国艦船の寄港に際して非核証明書の提出を求めることを条例化する、そういう非核条例についてはどういふお考えなんでしょうか。

○国務大臣(野田毅君) いわゆる高知県が報道されておるとおり提案をされたという非核条例、これは私どもの承知いたしておりますのは、条例だけでなく、それと一体のものとして県において要綱案と一緒にまつくりになって、これを一体のものとして港湾管理の上で適用するという内容のものであるというふうな承知をしておるわけでございます。

そういう点で申しますと、言うなら、政府に対して外国艦船が核兵器を積載していないということとを証明する文書の提出を求め、その結果に基づいて港湾施設の使用に関して決定を行う、こういう要綱でございますから、もしそうであれば、まさに港湾の適正な管理運営を図るという港湾管理としての権限、権能を逸脱するものであるというところになるのであって、地方公共団体の権限の行使としては許されないとはいえ、その権能を逸脱しておるものであるというふうには考えられないわけでありまして。

○照屋寛徳君 東京新聞の報道でございますが、二月十三日でございますが、自治大臣の熊本市内での記者会見を報じておりました、この非核条例の件で大臣が「港の物理的な機能の面でイエス、ノーの判断をすることは想定されているが、政治的な側面から海外の事柄について判断を持ち込むことは正当化されるか疑義がある、という指摘は十分理解できる」、こういう批判的な発言をされた、これは報道ですけれども。

そこで、大臣がおっしゃっている「港の物理的な機能」、その面からの港湾管理者の判断がございませぬ。私は、非核三原則というのは国是である。同時に、核兵器を搭載するような艦船が寄港すると、これは港湾管理者としてまさに大臣がおっしゃっている物理的な機能の面での対応ができない。単に国是だからという精神的な面だけじゃなくして、機能の面でも私はそれぞれの港湾管理者の自治体が独自の判断をして条例を制定することは何ら問題ないのではないか、こういうふうには思っておりますが、この大臣が考えておられる物理的な機能の面からの判断というのはどういふ御趣旨なのか、御説明いただきたいと思っております。

○国務大臣(野田毅君) 専門的に言うと、港湾法で言うまさに港湾の適正な管理運営というものであろうと思っております。それを記者会見で、わかりやすく日常用語で言うなら機能ということでしょう。それはやっぱり水深がどうかとかいろいろあるんですよ。あるいは実際に港のいろいろな施設が物理的にそれに耐え得るのかどうか。当然のことながら、港のほかの船がどうなっておるか、というのは、当然の管理運用に関するチェックポイントはいろいろあるんじゃないでしょうか。

そういう意味での港湾の管理責任者としてのチェックということであれば結構なんですけれども、いわば政治的と言ったのはあれなんですけれども、むしろ国の役割と地方自治体の役割というのはおのずから異なるんだと。外交権、軍艦の寄港ということとは明らかに外交権そのものであつて、そういう点で国の役割ということと自治体の役割は仕事は違う、こういうことだと思っております。

○照屋寛徳君 この問題は、また後日、予算委員会その他で議論をさせていただきたいと思っております。

さて、ダイオキシン対策と自治体の財政措置の件についてお伺いをいたしますが、このダイオキシン問題、大変深刻でございます。私は、ダイオキ

キシンのために、WHOの新たな基準に基づいた法的規制措置を改めること、それから自治体への財政措置を講ずることが緊急な課題ではないかなというふうに思っております。

焼却施設の建設あるいは最終処分場の建設等、自治体にとってもさまざまな課題がございます。また、国民一人一人も従来の生き方を根本的に見直すことが求められておるのではないかと、うふうに思っております。ダイオキシンの関する限り、国民は被害者であり、同時に加害者でもあるという立場から逃げられないのではないかなというふうに思っております。

ダイオキシン削減対策については、施設の改善、改築及び発生施設内で働く者の健康安全対策なども十分にして必要な予算措置を講ずることが大事であるというふうに考えておりますが、大臣の御所見をお願い申し上げます。

○国務大臣(野田毅) 御指摘のとおり、ダイオキシン対策は、ごみ処理施設を設置、運営する地方団体にとっては待ったなしの対応を迫られておる切実な課題でございます。そこで、地方団体によってごみ処理施設の改良や排出実態の調査など、さまざまな取り組みがなされておるところでございます。

こうした現状を踏まえて、自治省としては、ごみ処理施設の新設や改良事業について地方債及び地方交付税によって手厚い財政措置を講じておるわけでございますが、そのほか、排ガス中のダイオキシンの濃度の測定経費、あるいは地方団体が自主的に行います土壌や住民への健康影響などの各種の調査事業などに要する経費について、平成九年度から地方交付税において措置しておるところであります。

ダイオキシンについては、その汚染の実態や人体への影響など不明な点が多く、国民の不安を解消するためには、国において科学的知見を集積し、それに基づいた体系的かつ効果的な施策を推進する必要があります。これは御指摘のとおりでございます。

自治省としては、地方団体のダイオキシン対策が円滑に実施されるよう、関係省庁に対し、ごみ処理などに関する技術面や財政面の支援の強化を求めるとともに、適切な地方財政措置を講じてまいりたいと考えております。

○照屋寛徳君 それでは、警察庁にお伺いいたしますが、青森県警の信号機の発注、保守をめぐる贈収賄事件のてんまつと処分についてお伺いいたします。

○政府委員(野田健君) 青森県警察は、本年二月十二日、信号機の保守管理等をめぐる贈収賄事件で、同県警の元警察官らを通常逮捕いたしました。事案の内容は、平成八年の三月ごろ、元青森県警の交通規制課の調査官棟方進が東北交通管制サービス株式会社取締役佐藤力あるいは同じく田村晃から十万円を、また平成九年二月ごろ、青森県警の交通規制課長岡田信逸と共謀して、これらの佐藤力あるいは田村晃から五十万円を受取したという事実であります。その後、取り調べをしまして、平成九年六月ごろ、さらに四十万の収賄事実があるということが判明いたしました。総額百万円になったという事案で、三月四日に追送致したという事件でございます。

関係者の行政処分につきましては、逮捕当日に棟方進を懲戒免職処分しておりますが、その後、三月五日付で監督責任として当時の本部長を減給、警務部長を警察庁長官訓戒処分、交通規制課長以下四名をそれぞれ減給処分としたところであり、また、当時の交通部長二名関係しておりますが、責任を痛感し引責辞職したという状況でございます。

○照屋寛徳君 ぜひこれ、全国の警察でさまざまな契約をめぐって疑惑が取りざたされておりますので、契約業務のあり方を含めてきちんと見直していただきたいと思います。

それから、昨今、現職警察官の不祥事がさまざま報道されております。けん銃の不法所持、あるいは窃盗容疑で逮捕した少年を居眠りをして逃がしてしまふ、しかも同行していた三人とも居眠り

しておつた、とても信じられないような事件です。それから、留置場の女性に強制わいせつを働くとか、もうとても信じられないのであります。

こういう多発する警察の不祥事、さらにはそういう再発防止というんでしょうか、それについてお聞かせをいただきたいと思っております。

○政府委員(野田健君) 二十六万余の警察職員のうち、一部とはいいますがこのような不心得者が出たということ、まことに申しわけなく思っております。大部分の警察職員は、国民のための警察ということを含い言葉に職務に精励しているというふうに考えております。

ただ、今御指摘のように、最近この種の事案が幾つか発生し、あるいは発覚したという状況にございます。それぞれの事案については、厳正に対処していくことをまず考えておりますけれども、あわせて、この種不祥事が発生しないようにしていかなければならないということ、それぞれ事案の内容あるいは発生原因、背景、これはいろいろありますけれども、やはり個人としての職責の自覚に欠けているというのがそれぞれに通じて見られるところと考えております。

そこで、警察庁といたしましては、昨年中も、全国の警察本部長会議あるいは警務部長会議、監察担当課長会議等を通じて、また臨時の全国総務・警務部長会議を開催するなどして綱紀の厳正について指示したところであります。また、本年二月十六日には、業務管理の徹底、信条把握の徹底、そして職業倫理教養の徹底という三つを柱とした不祥事案の未然防止について通達を發したところでございます。

ただ、通達を發しても、それが現実に行動にあらわれてこないといけないというように考えておりました。本年度はさらに全国警察を規模別に数回に分けて警務部長会議を開催する、そしてそれぞれ事例を検討して再発防止策を協議する、そしてその内容を全職員に徹底してこの種事案の

絶滅を期していきたい、そして国民の信頼を回復していきたいというように考えております。

どうぞよろしくお願いたします。

○高橋令則君 自治大臣と同じ、たった一人の委員でございます自由党の高橋でございます。

大臣には、我が党の言うならば代表として日夜御苦労され、そしてまた御健闘されておられることに対して心から敬意を表します。どうぞ御自愛の上、国民のため、国政のために御尽瘁をどうぞよろしくお願いたします。

まず、地方分権の推進についてお伺いをいたします。

所信におきまして、「明治以来形成されてきた中央集権型行政システムを改革し」という言葉がありました。私も同感とするものでございます。

しかしながら、これを見ておきますと、明治以来の変革云々という大改革にしては、もともと国、地方を通じて抜本的でなければならぬ、このように思っております。国、地方の分担、地方では都道府県と市町村の二層制の問題、そして地方団体の自身の枠組みの問題、そしてこれを効果的、効率的な改革でなければならぬことではないか、このように思っております。

〔委員長退席、理事松村龍二君着席〕

かつて新進党の時代に、私どもは部会の中で地方自治基本法の策定に取り組んだ経験を持っております。それは、地方自治法などの現行法制の枠組みを基本的に変えようとするものでありまして、そのためには地方分権推進法をはるかに前進させる必要があります。残念ながら新進党の解党によって実を結び段階には至りませんでした。自由党は、私を引き継いで努力をするつもりでありますし、私はその必要性、さらにまた重要性は変わっていない、このように思っております。当面推進されております地方分権の一連の措置につきましては先ほど申し上げたように評価するものでありますけれども、さらにもっと真に抜本

的な地方自治の改革の取り組みについて、国、地方のあり方、都道府県そして市町村のあり方、そして自立のできる税財政等について、基本的な認識と方向性について歴史的な評価にたえ得るような骨太な考え方をビジョンといったものを大臣からお聞きしたいと思います。

○国務大臣(野田毅君) 御激励をいただきました。まずはありがとうございます。

歴史的な角度から地方分権、地方自治、本場の意味での地方自治を達成するために腹を据えて取り組め、こういうことだと思います。

この点は、御指摘のとおり新進党時代あるいは自由党においても地方自治基本法、そういうものを構想して、本気でこの問題をやるんだ、こういうことでやってきた経緯がございます。この点は、率直に申し上げて、小淵総理もたびたびおっしゃっておられますことは、言うなら第三の改革というか、明治以来の国、地方を通ずる行政システムを変えていくのだ、そういう意味で今までの中央集権という中央が地方を引っ張っていく、そういう国づくりを目指すのではなくて、対等、協力の関係を持つていくのだということをお話している表現をしてられるわけでありまして、私はそういう点ではまさにこの内閣においてぜひこれを具体的なところで歩を進めなければいけない、そんな思いを持っておるわけでありまして、そういう点で、この三月中には地方分権一括法というところで法案を作成して国会に御提案を申し上げたい、そう思っておるわけでございますが、これはそういう点では新進党時代から提唱してきた考え方を軌を一にする事柄であるというふうにご考えておられます。

いづれにしても、今の日本は経済であれ、あらゆる面で本当に今まで日本の国を世界第二位の規模の経済大国に持ってきたさまざまなメリットがあったと思えますが、そろそろ構造のな面であらぬ壁にぶつかって、根本から仕組みを立て直していくという段階に今立ち至っておるわけでありまして、これは地方分権一括法を御提案申し上げ

るにしても、これで終着駅ということではないのであって、引き続きさらなる前進をしていかなければならないと思っております。それは市町村の合併の問題であつたり、あるいは特に今言及がございましたが、本場の意味での地方分権、地方主権を支えるにふさわしい税財政をどういう形で確立するかということ抜きには考えられないわけでもありまして、そこを含めてぜひ全力を挙げて取り組んでまいりたいと思っております。

○高橋令則君 積極的な、しかもリーダーシップのある大臣の御決意をよろしく願ひ申し上げます。御努力をお願いしたいと思います。

私はもう一つ、税の問題を取り上げたいと思いましたが、各委員から既に同じようなお話がありました。私は一つだけ、国、地方を通ずる税制、そして税と社会保障負担の問題を含んで全体的に思い切った改革なくしてこの地方税の改革も恐らくできないのではないかと思っている一人であることを申し上げておきたいと思っております。

次に、警察行政についてお尋ねを申し上げます。というふうに思います。

私は、警備情勢の現状に懸念を持つて一人でございます。麻生幾という方の「宣戦布告」という小説があります。これを読んでみて非常に同感とするものがございます。

私たちは実務の中でかつて山火事とか、それからアメリカで内地では初めて一緒に共同作戦をやると言われまして、地元でその処理に大変苦労したのです。三日間寝ないでやっつたんです。そういうふうなことからしまして私しみじみ思つたのは、そういう非常のときの対応がないということ

がわかつたのです。それで、別にこれは警備だけの問題、警察だけの問題ではありません。ですから、全体的に本当は言わなきゃならぬのですけれども、局長にお願ひしたいのは、特に所信の中にあるような治安、テロ、ゲリラに対する警察としての対応、そしてもう一つは、関係省庁との連携が非常に重要なところです。ところが、なかなかこれは難しい。

その中で私が心配しているのは、自衛隊との関係です。この連携を密にしていきたいと思つたのです。いわゆるかつての大阪のゴーストクラブ事件のようなことでは困るのです。したがって、それに対する考え方、対応を局長からきちんとお聞かせをいただきたいと思つています。

○政府委員(金重剛之君) 先生の方から国内外におけるテロ、ゲリラ対策ということのお尋ねであります。警察におきまして国内外の各種テロ、ゲリラ対策を今推進しているところでございます。けれども、いろんなテロ行為等に対応できる体制を一層充実する必要があるだろうというふうにもお尋ねしております。

〔理事松村龍二君退席、委員長着席〕

それです。一つ、例えば国際テロ対策としましては、現在各国の治安機関と情報交換を行つたりいたしまして国際テロに関する情報収集、分析等を強化しておるといふようなことがございます。あるいは各種のテロに関する国際会議に出席するなどして国際協力を推進するといふようなことも行つております。さらには、我が国に潜入する可能性のある国際テロリスト、これの防止を図るといふような意味合いでの水際対策といふものも推進しておるわけでありまして、沿岸等における警戒警備措置を徹底するといふようなことも行つておるわけでありまして、

それから、右翼によるテロという問題がございます。これにつきまして、平成十年は四件発生しました。そのうち一件はけん銃使用事件でございましたけれども、四件とも検挙はしておるわけでありまして、引き続き各種の法令を適用いたしまして右翼の取り締まりあるいは銃器の摘発といふようなこと、それから警備措置、これの万全を尽くしたいというふうにお尋ねしております。

それから、極左のテロ、ゲリラでございます。これは昨年八件ほど発生しておるといふような状況でございます。それで、私どもとしましては、テロ、ゲリラをやる極左といふのは非公然活動家であり、非公然のアジトを持つておるといふよう

なことでございますので、これの摘発、検挙というのに重点を置いておるわけでございます。そういう意味では昨年非公然活動家十五人を含む十六人を検挙しておるといふようなことでございます。今後ともこうした諸対策を推進する、また警戒警備の万全を期していきたいというふう

に思つておるところでございます。

それからもう一つ、先生御質問ございました。連携はどうだということのお話ございました。国内外のテロ、ゲリラに関連してということでございますが、平素からももちろん関係省庁、防衛庁、自衛隊含めてでございますけれども、いろんな会議を通じての情報交換等々行つておるところでございます。例えば、施設の利用ということもさせていただきます。例えば、施設の利用ということもさせていただきます。例えば、施設の利用ということもさせていただきます。例えば、施設の利用ということもさせていただきます。

それからさらに、これは一般論でございますけれども、もし重大なテロ事件が発生したといふようなときには、必要に応じて装備資機材等の貸与を受けたり、あるいは警察部隊の輸送等の支援を受けたりといふようなことで、例えば防衛庁、自衛隊とも十分な連携を図つておるといふようなことでございます。例を申し上げますと、平成七年の地下鉄サリン事件の際にも防衛庁の方から防護服とか防護マスク等の資機材の貸与を受けたりといったようなこともいたしましたところでございます。

今後とも、関係省庁との連携を図つて各種事態に対応できるように努めてまいりたいというふう

に思つております。

○高橋令則君 私は、各省庁との連携、これを迅速かつ有機的に日常的にできるようにあらかじめシステムとしてきちんとしておきたいと思つた。こういうことをお願いしておきたいと思つています。努力していただきたい。

もう一つは、これは魚住先生から話があったんですが、私の地元の問題ですから少し詳しく話をしようと思つたんですけれども割愛いたしました。

て、基本だけお聞きしたいんですけども、私の地元の岩手県山田町の漁船の問題であります。経過を聞いておりましたが不満があるんです。不満は、これはお話がありましたので重複しません。基本的には、それが新生丸の問題だけではなくて全体的なシステムにどうも疑問を感じるんです。

一つは、EPIRBの機能が本当にそれでいいのかということを見たいですけれども、三メートルより云々の話もありました。私も、今でも間違いが九〇%以上だという話ですから、これを聞くと、余りにもセンシティブにやるとすぐやり過ぎて誤報ということが出てくるわけですので、それとの兼ね合いだと思わなければいけません。それがもう少しうまくいくように機器の問題としてもう一遍やっていたきたい。

それからもう一つは、何といっても八時間ほどうっておかれたわけですね。したがって、この連携が、人災になるのかどうかかわりませんけれども、ちゃんと聞いたんですけれども、やはり何とかならないか。人的なあれを含んだ連絡のシステムをもう一遍検証して、そしてやっていた方がいいと思わぬですが、いかがですか。

○政府委員(楠木行雄君) 別の委員の方になぜそういうことがあったのかということをお答えいたしましたので、もう先生の御質問に簡潔に答弁をさせていただきますけれども、私どもも今、運輸省の官房長を座長として、郵政省とか水産庁といった他省庁あるいは外部の有識者を含めた方々をメンバーとする事故調査検討委員会を開催してございまして、今御指摘がございました遭難信号はどうすれば確実に発射できるのかとか、あるいは誤発射の検知をし、そしてその減少のための方策は何かといったことをかなり細かく検討しております。

それからまた、二点目にございました当庁の情報集約とか分析体制等の改善の問題とか、あるいはもう一つ裏腹の関係にあるんですが、漁船の操業時における通信が確保できなかった、こう

いう方策の問題もありますので、こういった点について今の事故調査検討委員会を開催してかなり急ピッチで検討してございまして、非常に幅広い検討になるんでございまして、これは今月中を目途に行うということでも、私どもは、検討が得られ次第、関係省庁とも連携をしながら海上保安庁として非常に真剣に推進していきたいと考えておる次第でございます。

それで、この事件全体の中で先ほどちょっと言い忘れた点の一つ申し上げますと、結局この衝突事件の捜査というのも大変関連して大きなこととございまして、太平洋の真ん中で起こったことではございまして、一生懸命やりまして、相手船をパナマ船籍のケミカルタンカー、カエデ号だと特定をいたしまして、先週三月五日に所定の手続をとったところでございまして。

こういった点は一生懸命やっておりますけれども、先生おっしゃいますような点から若干考えてみますと、我が方の海上保安庁自身としてもやはり反省すべき点があるところ。特に、当初の段階におきましてこの新生丸の定期連絡先であります室戸漁業無線局からの情報を信じたという点、これはいろいろ事情があつてやむを得ないものとは考えておりますけれども、責任ある捜索救難機関としては、みずから通信または航空機等によりまして当該船舶の安全を直接確認することが原則であると認識してございまして、これはこれからの業務の改善につなげていきたい。

そして、全体といたしまして、海難救助につきましては、最近の海難のこういった発生状況とか、あるいは本年二月一日から始まってございまして捜索救難についてのGMDSS体制への完全移行を踏まえまして、万全を期して対応していきたいと考えております。

○高橋令則君 終わります。
○松岡満壽男君 参議院の会の松岡満壽男です。野田自治大臣とは新進党結成以来ずっと同志で改革を志し、また二大政党を目指して頑張ってきた一人として、今回の御就任を心からお喜び申し

上げたいというふうに思います。

今回の自治連立を考えると、中央集権のもとでの小選挙区制度、これがやはり一つきつかったのかなという感じがするわけです。結局、三百の小選挙区でその地域を代表するの一人ということになる。三百人のミニ知事をつくってしまった。そうすると、地域を代表して一人で頑張らなきゃいかぬということになると、どうしても知事や市町村長と同じように時の政権と話し合っ

ていかなきゃいかぬという状況の中から自治連立が一つは生まれてきているのかなという思いがいたします。したがって、やはりこれから二大政党とかそういうものを目指すためには、どうしても地方分権というものは避けては通れないことだろうと。私も自身も市長から国政を目指したのには、やはり地方が元氣が出る仕組みは、地方分権とそれから民間が活力を持てる仕組み、この二つの仕組みをつくらぬと人口はどんどん減っていく、経済の活力も落ちていく。そういう中ではやはり日本の二十一世紀はないだろうという思いがあったからであります。

そういう意味におきまして、先ほど自治大臣の方から先行議員に對しましていろいろ地方も行政改革をやっている、この行政改革とやはり地方分権をうまく組み合わせてやっていかなきゃいかぬのだらうと思うのですが、地方の公務員が減っているということも当然地域の人間がどんどん減っているわけですね。私もいろんな選挙をやりましたが、選挙のたびに五万、十万という規模で山口県も減少しておるわけですから、当然それに見合った仕組みをつくっていかなくちゃいけません。例えば民間は、私がおりました新日鉄は昭和四十五年に富士、八幡が合併しまして、当時八万二千人ですよ、それが今は二万一千人しかいません。四分の一になつておる。だが、生産性は四倍になつておる。そういう苦勞をしておるわけでありまして、それがやはり今一番大切なことであらうというふ

うに思うわけでありまして。今現在、国家公務員が百四十四万、都道府県が百七十一万、そして市町村が百五十九万、四百四十万人いるわけです。しかし、全体を見てこれがそれぞれの仕事に就いてこの定員が正しいかどうかというコントロールをするところが実はないわけ

です。今回一府十二省庁、これも大変な英断です。これはやはり内務省解体に比すべき大きな出来事だと思つておる。時代に合ったものをやつていこうという血を流す努力、それはうかがえるわけであり

ますが、それをやると、今度は府県もそれに合わせた対応をしていくわけですね。市町村もそれに合わせた対応をしていくわけですね。そしてさらに、五百本近い法案が今回出てくるということになると、機関委任事務を中心としていろいろな仕事をやはり地方が主体性を持ってやれるようになっていく。そうなる、今までの人数配分ではないのかどうなのかという議論が当然あつてしかるべきです。その場合の人員についてのシミュレーションというものが行われておるのかどうなのか、ただし、今の状況で大変な急激なスリム化をやるとするのは非常に危険です、これは。

事実、今回の自治連立によりまして、私は大きく評価するのは政府委員制度を廃して副大臣制度を導入して政治家同士の議論をする、これはもうかつてないことです。それをひとつやられた。それから、先ほど来議論がございましたが、衆議院の定数も減らして、これは自民党だけで議論されるようなことではなかったことだと思つておる。そういう点では非常に効果的なことだと思つておる。画期的なことだと思つておる。そういう変化をしていくときにどういうふうな地方がなつていくのかという、適数ですね、いわゆる定員のそれぞれのバランス、それをどのように考えておられるかということを一応伺いたいわけ

であります。二点目は、いわゆる先行議員の議論にございました介護保険の導入があります。それから、ダイ

オキシン対策があります。そうなると、昭和四十六年からそれぞれ広域市町村圏ということ、全国が大体三百四十ぐらいの広域市町村圏でやってきている。恐らく終戦後に一万ぐらいあったのが、中学校をどうするかという問題で皆合併して、昭和二十九年ごろの町村合併法で三千三百できています。それで、昭和四十六年から広域市町村圏で三百四十ぐらい、こうなっています。これで広域消防とかごみ処理とか福祉・医療関係をやめることは大分なれてきているんです、地域は。しかし、その中で、そういう問題を乗り切っていくためには三十万規模ぐらいのものを予想しておられるんじゃないかと思うんですが、この際、介護保険、ダイオキシン、この処理について地方が非常に困惑しているのは、また国保をしようい込んだような問題が出てきはせぬかと、今度は大変な高い焼却炉をつくらなきゃいかぬ、これをどうやるんだ、一部事務組合でやるのか、あるいは広域市町村圏でやるのか、広域連合でやるのか、こういうことで右往左往実はいっているわけです。それに対する自治省としてのお考え、こういう指導方針を持っているんだということがございまして、二点目、お聞かせをいただきたいと思えます。

○国務大臣野田毅君　まず冒頭、御激励いただいて大変感謝申し上げます。大きく二つのポイントであったかと思うんで、一つは、国家公務員の定数削減という自合意、二五%削減ということは大変結構だと。同時に、地方公務員の定数についてもそれに準じてどのようにするか、またやるべきであるか、この趣旨であったかと、こう思うんです。率直に申し上げて、地方公務員の場合、国家公務員とちよと違った側面を抱えておるといことがありまして、いきなり同じような数値目標、全体として、トータルとしての数値目標を立てられるかどうかというに若干頭を痛めておるところであります。これはもう御案内のとおり、地方

公務員の場合はどうしても地方の団体の事務が国とは異なっていて直接住民に関係するような行政分野が中心でありまして、しかもその中で教育とか警察とか消防とか、こういうものは国が配置基準を決めてしまっておる。こういうことで、この三分野で地方公務員のうちのおおよそ半分、ざっと三百二十五万という地方公務員の中で約半分がその三分野で占められておられます。さらに、病院、下水道、こういうような独立採算原則のもとで経営を行っております公営企業部門、これも地方公務員という中でカウントされておるわけで、これが約四十三万人、福祉関係が約四十八万人、こういうようなことになっておる。まして、三百二十五万というだけども、実際にそういいう点で、具体的に数値目標的な削減目標を立てるということについては、率直に言っておるやうい方がいいか、勉強しなければならぬ課題だと思えます。

しかし一方で、今日まで地方自治体もいろいろ努力をさせていただいておりました、平成九年度以降の定員管理についてということで、平成八年に地方に対しても国に準じて措置するように要請するというところで、いわゆる公務員の定数、定員管理について通達を出しております。そこで、定数管理について先ほど来いろいろ御答弁申し上げてきたんですが、かなり精力的にやってくれておりました、平成七年から七、八、九、十と四年連続して減少いたしておりました、四年間で約三万三千人が減少しておるといことも事実でございます。しかし、国、地方を通ずる行政改革の推進ということとは現下の喫緊の課題でもありまして、さらに一層定員の適正化に向けて努力をしてもらいたいということ、地方に対して数値目標の公表だとかさらなる措置をお願いしておるところでございます。

同時に、先ほど必置規制のお話をしましたが、国がそれぞれ統制の仕事中で配置基準、必置規制をかけておられます。これについてもやはり関係省庁に御協力をいただかなければならない問題でありますし、そういう意味で地方公務員の増加をもたらしような施策については厳に慎んでもらいたいということもぜひ要請をしたいと思います。ばならぬと考えております。

それからもう一つ、介護保険の実施に向けて地方団体が大変御苦労いただいております。この点についても、いろいろの言及がございました。この点についても、いろいろな介護体制を実施していく場合、いろんな角度からの認定業務であったりあるいはサービスの提供体制であったり、さまざまな形で人員の措置が必要でございます。そういう点で平成十一年度で八千人程度の人員の財政的な措置をしたところであります。

問題は、そのほかいろんな所要の財政措置を講ずるということ、自治省としては地方財政運営を円滑ならしめるために必要な措置は講じていくというのには当然のことでございますが、それさえやればそれでいいかというところ、それではありません。少なくとも、財政面だけでなく、実際に地方自治体の行政運営そのものが責任を持って行えるような実施体制をとれるように、特に介護の世界において、先ほど来いろいろ御議論がございましたが、本当に基盤整備がどこまでちゃんとできるかということについて、私どもは地方の実際に直面しておる課題、御苦労について注意深く直接いろいろ状況をヒアリングしながら対応してまいりたいというふうに考えております。

○松岡満壽男君　私が質問いたしましたこととちよとずれているんじゃないかと思うんですけれども、私が申し上げたのは、地方公務員を減らせたいことを言っているんじゃないかと、国、地方を通じて全体をスリム、効率化しなきゃいかぬと。むしろ、いろんな面でこれから地方はふやさないかぬかともわからぬ。この四百四十万の配分が適正かどうかということとちよと申し上げたわけですか。例えば今度ダイオキシンとか介護保険とか広域的に対応しなきゃいかぬ。そうなる

三千三百の市町村を三百ぐらいの圏域に持つていく一つのきっかけには今回なっているんです。だから、その中でどういう主導権を国としてとるか。

それからもう一つは、やはり今の四十七都道府県というものがいいのか。過去において道州制の議論がずつとありましたね。やはり国の業務は、例えば外交・防衛に限定して、全部地方に持つていったらどうかという議論すら過去において何回も繰り返されているわけです。どういう組み合わせになつていくのか我々は先が見えないわけだ。そういう中で、地方の首長から見ると合併はまず人事の問題が一つありますね、議員さんにして。そういう問題、あるいは利害関係とか住民感情とかさまざまな問題がありますから、その辺をうまくリードしてやらないと先にみんな進まないわけです。

自治省とか各省庁がつくっている今までのいろんな法律、そういうものは、例えば地方税法の七一条で指定都市の事業に対して事業税を課しているわけです。片方で中核都市づくりを進めている、しかし事業所から見ると、中核都市になつてやうと事業税を払わなきゃならぬ。何億円というものを払わなきゃならぬ。そうなつてくると、それは今から二十五年前に、むしろ集中を排除しよう、三十万都市をつくつてはいかぬという考えのときにつくった法律がそのまま生きておる。そうすると、地域の首長とかそういう立場だけじゃなくて、民間の事業所もやっぱりこれはかなわぬ、こんな不景気なときに事業所税まで何億円も払わされるということじゃ反対だという動きになつていくわけです。

だから、これからスリム化していかなくやいかぬという方向性はつきりしているなら、いろんな政策それから法律の適正化をその方向に向けて振り返つてみなきゃいかぬと思うんですね。この問題についてどういふふうに考えておられるのか、例えば今の例として七一条の問題、御見解を賜りたいと思うんです。

○国務大臣(野田毅君) 七百一条というのは事業所税のお話ですね。

事業所税は、御承知のとおり都市整備のための目的税として設置をされておるわけでありまして。そういう点で、三十万以上の都市について、言うなら外形基準をもって現在課税が行われておる。それが合併の妨げになると言われれば、確かにそういう要素は、それだけとらえれば否定はできないのかもしれない。ただ、問題は、市町村の合併というは必ずしも私はそれだけですべてが決まるのではないんじゃないかと思っております。

基本的に、さつき介護について申し上げたのとちよつと違うんじゃないかという御指摘、それは申しわけありません、質問の趣旨を取り違えておりました、むしろ介護だとか公害問題とか、いろんな最近の大きな行政上のテーマが、今日、現在、三千二百五十ぐらいの市町村で全部受けてできるような、自己完結のできるようなテーマではなくて、もつと幅広いそういう市町村の合併を逆にこれを契機にしてやっていくというふうなことに主眼を置くと、こういう御趣旨なんだろうというふうな思いです、私はまさに御指摘のとおりであると思っております。

それは市町村としても随分ばらつきがございます、そういう点でどうしても規模の小さい、そういう意味で本場に基礎自治体としてどこまで自己完結的に行政サービスの提供主体として充実したニーズにこたえることができるのかということも考えれば、いろんな専門的な職員を自分で採用するなりなんなりということも考えれば、これからさらに広域連合を超えて市町村合併というようなことを推進していくことは非常に大事なことです、そのように認識をいたしております。それが事業所税ということになるとちよつと話は難しいのかなというお話がありました。ただ、それだけで地方財政をとらえるべきものではないんではないかと私は考えております。それからもう一つ、財政的にも合併をすることによって従来よりもさらなるメリットがあるよう

な、そういう財政的なバックアップ、合併促進のための支障措置を今回地方分権一括法の中で合併特例法としてぜひ位置づけをしたいというのは、いわゆる合併特例債であったり、そのほか所要の法改正だけでなく財政的ないろんな支援体制を講じてまいりたいというふうな考えております。

○松岡満壽男君 国、地方を通ずる大きな変革のチャンスですから、そのときをとらえてやっばりきちつとした対応をすべきだろうというふうな意見だけ申し上げておきます。この問題はまた後に譲るとしまして、参議院の会としては参議院のあるべき姿を徹底的に追求していかうということ、結果をいたしまして、去年の暮れ、西田自治大臣のときに地域おこしの対策、今回の所信表明で大臣が述べておられる、これにつきまして申し入れをさせていただき、大きな柱として御採用いただいたということに心から感謝を申し上げたいというふうに思います。

私も参議院クラブをつくりましたときに、去年の暮れですけれども、政治資金制度の欠陥露呈と、それから制度の問題点浮き彫り、いろいろ書かれたわけでありまして、政党助成の問題であります。こういう問題についてやっばりいろんな欠陥が出てきています。参議院の独自性を追求すると、やはり政治家助成であるべきだ、参議院の場合は、これは、衆議院に小選挙区制を導入したときに、政党助成というものを過去のいろんな腐敗の状況の中からとらえて出してきた。これについての検討をされるお気持ちがあるのかどうかということが一点と、もう一つは、去年の暮れ、十二月十五日の東京新聞に「共産党拒否分、他党「山分け」」「血税三十三億 民意なき配分」「自民党には十五億 見直しの声高まるのは必至」ということで、こういう受け取り方が一般にあるわけですか。どうして配分がこういうことになってしまったのか。白鳥さんあたりは、「制度が悪い。受け取らない党の分を他党で山分けするのは、政党が骨の髄まで税金に頼ろうとするこの制度の性格をよ

く表している。」というようなコメントまで出ておるわけでありまして、こういう政治資金制度について再検討されるお考えがあるのかどうか。また、特に今指摘しました問題につきましての御返事をいただきたいというふうに思います。

○国務大臣(野田毅君) この政党交付金という制度は、一定の要件を満たした政党に対して交付されるものでありまして、個々の政治家に交付するものではない、そういう意味で、政治家助成金ということではないというところは制度の趣旨としてはつきりしておることだというふうに思っております。

それから、各政党へ交付する政党交付金の額は、国会議員数と得票数により算定するということになっておるわけですが、届け出のない政党について交付額を算定するというところは困難なことでございまして、結果として、届け出のあった政党間で政党交付金の総額を交付するということになつても、これはやむを得ないことではないかと思われま

た。政党交付金の交付を受ける政党の届け出を行つたにもかかわらず、政党交付金の交付を請求しないという政党があった場合には、その当該政党が受けるべき金額は決算上不用額とされるということになるわけでありま

す。それから、政党助成法の附則第六条では、施行後五年を経過した場合に政党交付金の総額について見直しを行うこととなつておるわけですが、政党助成制度というのはまさに政党財政のあり方にかかわる問題ということでもございまして、同時に、この制度が導入された経緯は、少なくとも選挙制度の改革と並行して、いわば政党本位の政治にしようというところが連動して議論をされた経緯があったということもあるわけでありま

す。そういう点で、まず各党各会派において十分御議論をいただかなければならない大事な課題であるというふうに私は思っております。○松岡満壽男君 終わります。

○岩瀬良三君 無所属の岩瀬でございます。地方団体が非常な危機と申しましようか、曲がり角にありますときに、いろんな面で明るい、また御指導をいただいた野田大臣が大臣に御就任されて、本当に期待申し上げる次第でございます。今後とも御活躍をいただきたいというふうに思っております。

最後でございますので、各委員の先生方よりいろいろ話がありました、ダブらないような形で話を進めてまいりたいというふうに思うわけでございます。

この十一年度予算を迎えるに当たりまして、地方団体がいろんな要望書を出してきておられるわけでございます。全部見まして、大体共通しているのは景気対策であり、地方分権の推進ということでありまして、地方財源の充実強化、こういうようなところが共通しておる。介護保険とか中小企業対策とかいろいろありますけれども、それは別にしまして、こういうのが今年度の共通しているところだろうというわけでございます。

こういう点で、この観点から御質問させていただきたいというふうに思うわけでございます。その前に一つだけ、今度の地方税法の改正なんですけれども、昨年一月、私が地方行政委員会御質問申し上げました中で、還付加算金の問題がございました。延滞金も同率なんですけれども七・三%というような利率で、この低金利の時代に非常に高いんじゃないかというわけなんです、また逆に還付加算金となりますと余計返さなきゃならないというような公共団体の悲鳴もあつたわけでございます。それが今度の改正で、公定率合プラス四%というように改正がなされておるわけでございます、本当に御努力の点、感謝申し上げます。

一つは、地方財源対策でございます、これは非常な御努力によりまして財源対策がなされた

いうことは感謝申し上げる次第でございますけれども、そういう中で、地方交付税法に書かれてあります六条の三の二項の規定、これは私が言うまでもなく、著しく異なることとなった場合には率の変更とか制度の改正を行うというのは、法律上の規定になっておるわけでございます。

今回も著しく異なっておるからこういうことになってきておるといふに思ふわけでございますが、いつもこれは質問が出ておるわけですが、これに對しても今年度の場合、どういふクリアをされておられるのか、お願いしたいと思います。

○国務大臣(野田毅君) 時間の関係もございましてから、端的にお答えをさせていただきますと思ひます。

平成十一年度の地方財政対策におきましては、恒久的な減税に伴う減収に對しては、たばこ税の一定割合の地方への移譲、それから法人税の地方交付税率の引き上げ、さらに地方特例交付金の創設、こういった制度改正で対処したところでございまして、それ以外の単年度の財源不足につきましては、平成十年度に定めた平成十二年度までの三年間の制度改正、すなわち地方交付税対応分については国と地方が折半してそれぞれ補てん措置を講ずることを基本として対策を講じたところでございます。

これらの措置によりまして、地方交付税法の御指摘の第六条の三第二項、この趣旨を踏まえつつ地方財政の運営に支障が生じないように対処できたものだと考えております。

○岩瀬良三君 また、こういう形での地方財源対策なんですけれども、私が思うには、さつき鎌田先生からお話がありましたけれども、以前は少額の額でのやりとりだということがあったわけでございますが、このところを見ていると、ことしの場合、十兆というような非常な額ですけれども、このところ四、五兆が例年続いております。当然借金もふえてくるだろうし、また交付税会計での借り入れもかなり

になっておるといふことであるわけでございませうけれども、今後とも地方財源対策という形でいいのかなというふうな気持ちを持っておるわけでございます。

もちろん、地方団体としましては、ことしの場合でも予算が組めないよという悲鳴にも似た声が相当あつたし、この財源対策、非常に歓迎しているわけでございますけれども、ただ、ことしの場合はそうであつても、これが続いた場合にこれ地方団体はやつていけるのかなというふうな思ふわけでございます。

あるところは地方団体を突き放す点も必要だろうと思ふわけでございませうし、また地方団体の財源不足というの、公共事業の地方負担分を算定して、これは景気対策もあつての話だし、また景気対策に協力するということも単独事業にのせたその結果ということもあるわけでございます。

地方団体も行政需要というのは、これははかり知れないものがありまして、いつになつても社会資本の整備というのには足りないわけでございまして、地方団体も歓迎してこれをやつた点はあるのかと思ふわけでございます。

しかし、ここへ来てこれだけのものになつてくるとこれだけのものは続けられないんじゃないか、何か一つの方策を見出していかなきやらないか、そんな思いなんですけれども、この点について、大臣、いかがでございませうか。

○国務大臣(野田毅君) 本日に御指摘のとおり、この財源不足について、その都度その都度穴埋めをしていくというやり方というのはもう限界に來ているという認識をいたしております。

今年度の場合には先ほど申し上げましたような交付税率そのものにも踏み込んだ対応と言つてございませうし、結果において、いわゆる地方税、そして交付税を含めた一般財源を十年度に比べて一・四%増という形で、個々の自治体について自主財源の確保ということについては何とか対応できたというふうには考えておりますけれども、し

かしのやり方はもう限界に來ているという認識をいたしております。

したがつて、できるだけ早期にきちんとした地方自治そのものの一番基盤になります財源の自主性、自立性ということをどういう形で満たしていくか、そこへ行かなければならぬと思つております。

これは、時間が長くなると恐縮であります、当然のことながら、国、地方の役割分担の見直しそのものを、言うなら地方分権、これを言葉ではなくて実際に具体的に実行していく段階に入つてきている、そういう角度。それと同時に、経済を立て直しようということが伴わなければ税収の展望が開けないということがありますので、若干の時間は要すると思ひます。それにしても、既に経済戦

略会議でも提起されておりますが、この経済再建へのシナリオができ、それに基づく財政再建の具体的な案をつくつていく、それと連動する過程の中で国と地方の税源配分という問題に当然のことながら立ち至らなければならぬ課題であるというふうな考へております。

そういう点で、抜本的なそういう意味での税源配分を含む、地方の役割分担ということ、きちんとそこに直接足を踏み出さなければならぬところに来ておるといふふうに認識をいたしております。

○岩瀬良三君 もう今の大臣の答弁でよろしいですけれども、地方に行つていろいろ話しますと、お金がなければ仕事もできないよ、これが端的な話だろうというふうな思ふわけでございまして、お金も来なければ仕事もそんなに欲しくないよというの、そこまでは言わないけれども、言葉の外にあるんだらうと思ふわけでございませう。そういう点もお考えいただきまして、財源の移譲という点も含めましてこれぜひお考えいただきたいというふうな思ふわけでございませう。

それから次が、外形課税のことについてお尋ねしたいと思ふわけでございませう。これも前に委員の皆さんからお話が出てお

すので、それに当たらないような形にしたいと思ひますけれども、今年度の大臣の所信表明を讀みまして、非常に積極的な検討が進められるという印象を私は持つたわけでございませう。

これはいろいろな情勢がそういうことになっておるわけでございませうけれども、それにしても長年の懸案でありました外形課税、これは私が地方公務員で若いときからも検討しろよと勉強させられたことございまして、鎌田先生も四十年來の宿題というふうなお話で、まさにそのとおりだろうというふうな思ふわけでございませう。

それで思ひますのは、それだけの歴史があるということ、これはなかなか導入が難しいということが一つあるんだらうと思ふんです。また一面では、税の安定性から見てこれが非常にいいんだらうというふうな思ふわけでございませう。導入した場合に、せつかく税の確保ができましたも税源が枯渇しちゃうつてはこれまた意味がない話でございまして、そこら辺との兼ね合いもあろうかと思ひますが、この点、野田自治大臣の基本的スタンスと申しませうか、お考えを伺いたいというふうな思ふわけでございませう。

○国務大臣(野田毅君) 事業税について、これを外形標準課税として行うということ、午前に鎌田先生からも御指摘ございました。

あの当時、たしかシャープ勧告では所得型附加価値税、そういう形を想定しておつたように思ひます。一遍はそういう形で決定はしたんですけれども、残念ながら実施をする段になつて結果としてできなかったということ、こういうことになつてきたと承知をいたしております。

基本的に地方財政あるいは地方税を考へる場合に大事なことは、やはり地方の行政サービスの内容というものが、いわゆる景気変動とかかわりなく住民により身近な行政サービスとコンスタントに提供していかねばならないというふうなことを考へますときに、おのずから税収の安定性というのを頭に置かなければいけない。それから、行政サービスとの兼ね合いもありま

して、応益性ということもやはり念頭に置く必要もあるだろうし、それから地方税として仕組んでいくということであれば、税源がある程度普遍性があるというか偏りが少ないということがまた大事な柱にもなるだろうし、さまざまそういった角度からの要請があるかと思えます。

それから、事業税ということとは直接ではないと思いますが、しかし、負担をお互い分任していくという、そういうような発想ということも地方税を考える場合に必要じゃないか。

そういう中で、この課税対象といいますが、どこにその負担力を見出していかかということ、所得あるいは消費、資産、それぞれいろんな組み合わせをしながらバランスのいい税体系を地方税の世界においても考えていかなければならないのは、これはもとよりのことだと思います。そういう中で、この法人事業税というのは非常に大事な基幹的な税であるという位置づけを私もいたしております。

そういう点で、これが現在の所得を課税標準とするやり方よりむしろ外形標準によってより応益性あるいは税収の安定性ということを求めていくというのは、私は率直に言って本来あるべき方向に向かっておる議論であるという認識をいたしておるわけでございます。

ただ、その際に、いわば納税者という角度から見れば、所得を中心とする現在の事業税からそういう形に切りかわっていくということになれば、多少現実の課税ということを考えた場合にここはこが生じるというようなことが厄介な意味では政治課題であるということもこれは事実であります。それが、長年のいろんなテーマであるということも言われながらなかなかそこに行き切れない一つの大きな壁があったことも事実でございます。しかし、それはオール・オア・ナッシングだけを考えるというんじゃない、いろんなやり方を工夫していくということがあってもいいのではないか、現実には。

私は、そんなことをも含めて、ぜひ事業税の外

形基準の要素を導入していくというこの方向性を、言うなら国税を含めた抜本的な税の再配分というのをまたないまでも、この部分についてはスピードアップして検討を進めていかなければならない課題であるというふうな認識をいたしております。

○岩瀬良三君 地方団体は早期実現を要望しているというふうな思っておるところでございます。よろしく御審議のほどをお願いします。

それから、消費税ですけれども、これは自自合意で目的税化するというようなことが報ぜられていっているんですが、この点はいかがでございますか。

○国務大臣(野田毅君) まだ完全に目的税化で両党が合意したというところではございませんで、平成十一年度の予算編成、税制改正に当たって、まず予算総則において使途を三つの分野に限定するということを表現することにおいて合意いたしました。

ただ、自由党における考え方というのは、消費税はその使途目的を高齢者医療、介護、それから基礎年金、この三つの分野に限定するというのと、じゃその三つの分野に関する所要経費の財源を消費税にしか依存しないというこの体制にいつ行くかということについてはまだ完全な形をつくってはおりませんが、少なくともこれは現在ある社会保障負担との兼ね合いをどういうふうかに調整していくのか、これは一気にことし来年ころっと完全に切りかえるということはどうも現実的ではないわけで、そこへ向けて時間をかけながらどう持つていくかというテーマの世界だろうと考えて提案をなされておることであるというふうな思っております。

そういう点で、その際には、特に社会保険料という場合に、個人負担の部分と、サラリーマンの場合は特に雇用主負担、企業負担が半分現にあるわけで、その部分をどうするかということもあわせて考えなければならぬ。そういう点で、企業負担半分の部分については、この部分はまさに従

業員の雇用に伴って支出をされる経費でありますけれども、この部分は社会保障の方に向けるんじゃない、むしろ言うなら地方自治体はその部分を振り向けてもらうという形で地方財政基盤を強化させる方向に振り向けることはできないのかという発想を自由党はいたしておること、は、せつかくの機会でありまして申し上げておきたいと思っております。

そうした場合に、じゃ地方消費税というのがどういう形になるか。そういう点で、地方消費税は、企業負担じゃありませんで、あくまで個人消費者が負担するものであるということです。それと同時に、いわゆる国税たる消費税の部分だけでなく、地方自治体がいろいろ固有の福祉増進のための施策を現に行っているということでもありますから、そういう意味で、私は地方消費税というのは地方自治体の固有の税として当然存続し、あるいは充実にされるべき分野の税であるというふうな理解をいたしております。

○岩瀬良三君 私、地方消費税は福祉サービスとの関係から、これは今後外形課税の導入とも絡んですけれども、そういう中で市町村税の方へ行つた方がいいんじゃないか、そんな考えを持つておつたんですけれども、今、大臣のお考えの中にもそういう形が入っておりますので、これはまたそういう検討のときに申し上げたいというふうな思っています。

あとまだあるんですけれども、ちょっと中途半端になりますから、これで終わりにします。

○委員長(小山峰男君) 他に御発言もなければ、両件の調査はこの程度にとどめます。

○委員長(小山峰男君) 次に、平成十一年度の地方財政計画について、政府の説明を聴取いたします。野田自治大臣。

○国務大臣(野田毅君) 平成十一年度の地方財政計画の概要について御説明申し上げます。

平成十一年度においては、現下の厳しい経済情勢等を踏まえ、景気に最大限配慮して実施される

恒久的な減税に伴う影響を補てんするほか、歳出面においては、徹底した行政経費の抑制を基本とするともに、経済再生への対応、地域福祉施策等の充実を図り、歳入面においては地方税負担の公平適正化の推進と地方交付税の所要額の確保を図ることを基本としております。

以下、平成十一年度の地方財政計画の策定方針について御説明申し上げます。

第一に、地方税については、個人住民税の最高税率の引き下げ及び定率減税の実施並びに法人事業税の税率の引き下げ等の恒久的な減税を実施するとともに、住宅及び住宅用土地に係る不動産取得税の課税標準等の特例措置に係る要件の緩和、低燃費自動車等に係る自動車取得税の特例措置の創設等の措置を講じるほか、非課税等特別措置の整理合理化等のための所要の措置を講じることとしております。

第二に、地方財政の運営に支障が生じることのないようにするため、恒久的な減税に伴う影響額について、国と地方のたばこ税の税率変更、法人税の地方交付税率の引き上げ、地方特例交付金の創設及び減税補てん債の発行等により補てんとともに、それ以外の地方財源不足見込み額についても、地方交付税の増額及び建設地方債の発行等により補てんすることとしております。

第三に、地域経済の振興や雇用の安定を図りつつ、自主的、主体的な活力ある地域づくり、住民に身近な社会資本の整備、災害に強い安全な町づくり、総合的な地域福祉施策の充実、農山漁村地域の活性化等を図るため、地方単独事業費の確保等所要の措置を講じることとしております。

第四に、地方行政運営の合理化と財政秩序の確立を図るため、定員管理の合理化及び一般行政経費等の抑制を行うとともに、国庫補助負担金について補助負担基準の改善を進めることとしております。

以上の方針のもとに、平成十一年度の地方財政計画を策定いたしました結果、歳入歳出の規模は八十八兆五千三百十六億円、前年度に比べ一兆四

千三百五十二億円、一・六%の増となっております。

以上が平成十一年度の地方財政計画の概要であります。

○委員長(小山峰男君) 次に、補足説明を聴取いたします。

○政府委員(二橋正弘君) 平成十一年度の地方財政計画につきましてはいま自治大臣から御説明いたしましたとおりであります。なお若干の点につきまして補足して御説明いたします。

地方財政計画の規模は、八十八兆五千三百六十六億円、前年度に比べ一兆四千三百五十二億円、一・六%の増となっております。

まず、歳入について御説明いたします。

地方税の収入見込み額は、三十五兆二千九百五十七億円で、前年度に対し三兆一千七百九十五億

円、八・三%の減少となっております。

地方譲与税の収入見込み額は、総額六千三百三十一億円で、前年度に対し百二十一億円、二・〇%の増加となっております。

次に、地方特例交付金六千三百九十九億円であります。これは、恒久的な減税に伴う地方税の減取の一部を補てんするため、地方税の代替的性格を有する財源として創設するものであります。

その総額は、恒久的な減税に伴う各年度の減取見込み額の総額の四分の三から、国と地方のたばこ税の税率変更による地方たばこ税の増収額及び法人税の地方交付税率の引き上げによる補てん額を控除した額としており、すべての都道府県、市町村及び特別区に減収見込み額を基礎として交付するものであります。

地方交付税につきましては、平成十一年度の所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税のそれぞれ一定割合の額の合計額十二兆三千二百七十一億円に国の一般会計からの加算額五千五百六十億

円、交付税特別会計における資金運用部からの借入金八兆四千九百三十三億円等を加算した額から、同特別会計借入金利子支払い額五千八百八十三億

円を控除した額二十兆八千六百四十二億円を計上

いたしました結果、前年度に対し三兆三千四百五十四億円、一九・一%の増加となっております。

なお、恒久的な減税による減収額の一部を補てんするため、当分の間、法人税に係る地方交付税率を引き上げることとし、平成十一年度において百分の三十二・五、平成十二年以降において百分の三十五・八とすることとしております。

国庫支出金は、総額十三兆二千三百五十九億円で、前年度に対し二千五百三十六億円、二・〇%の増加となっております。

次に、地方債につきましては、普通会計分の地方債発行予定額は十一兆二千八百四十四億円で、前年度に対し二千五百四十四億円、二・三%の増加となっております。

また、使用料及び手数料並びに雑収入につきましては、最近における実績等を勘案した額を計上いたしております。

以上の結果、地方税、地方譲与税、地方特例交付金及び地方交付税を合わせた一般財源の合計額は五十七兆四千二百九十九億円で、前年度に対し八千七百七十八億円、一・四%増を確保しているところであります。

次に、歳出について御説明いたします。

まず、給与関係経費についてであります。総額は二十三兆六千九百九十二億円で、前年度に対し二千七百五十三億円、一・二%の増加となっております。

職員数につきましては、義務教育諸学校及び高等学校の教職員について教職員配置改善計画、児童生徒数の減少等による増減員を見込んであるほか、一般職員について国家公務員の定員削減の方針に準じて定員削減を行うとともに、介護保険制度の準備に必要な職員や福祉、保健等の関係職員について所要の増員を見込み、全体で二千五百八十九人の減員を見込んでおります。

次に、一般行政経費につきましては、総額十九兆二千七百四十五億円で、前年度に対し七千六百八十三億円、四・二%の増加となっております。このうち国庫補助負担金を伴うものは、八兆六千五百二十三億円で、前年度に対し三千八百四十四億

円、四・六%の増加となっております。

国庫補助負担金を伴わないものは、十兆六千二百二十二億円で、前年度に対し三千八百七十九億

円、三・八%の増加となっております。この中には、地域活力創出プランに要する経費、地域文化財・歴史的遺産活用による地域おこしに要する経費及び被災者生活再建支援基金に要する経費を新たに計上いたしております。

また、少子高齢化の進展等に対応した地域福祉施策の一層の充実を図るため社会福祉系統経費を充実するほか、私学の経費助成に要する経費、国土保全対策に要する経費、中心市街地再活性化対策に要する経費、地域情報基盤整備対策に要する経費、国際化推進対策に要する経費、環境保全対策に要する経費、防災対策強化に要する経費、災害等年度途中における追加財政需要に対する財源等を計上いたしております。

公債費は、総額十一兆三千八百八十二億円で、前年度に対し九千四百四十二億円、八・六%の増加となっております。

維持補修費は、総額九千八百七十億円で、前年度に対し百四十二億円、一・五%の増加となっております。

投資的経費は、総額二十九兆四千七百八十八億円で、前年度に対し二千六百五十五億円、〇・九%の増加となっております。このうち、直轄・補助事業につきましては、十兆一千七百八十八億円で、前年度に対し二千六百五十五億円、二・六%の増加となっております。

地方単独事業につきましては、地域の活性化や住民に身近な社会資本整備の必要性、国の公共事業関係費の総額、経済対策の実施の必要性等を勘案して、景気対策分を含めて前年度と同規模の十九兆三千億円を確保し、地域活力創出事業、すべ

ての人にやさしいまちづくり事業及び地域文化財・歴史的遺産活用による地域おこし事業を創設するとともに、国土保全対策事業、中心市街地再活性化対策事業等を重点的、計画的に推進することとしております。

公営企業繰り出し金につきましては、地方公営企業の経営基盤の強化、上下水道、交通、病院等生活関連社会資本の整備の推進等に配慮し、総額三兆二千七百九十九億円を計上いたしております。

このうち、企業債償還費普通会計負担分は、二兆四百四十六億円で、前年度に対し千四百七十七億

円、五・五%の増加となっております。

最後に、地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費については、税収入の状況等を勘案して所要額を計上いたしております。

以上をもちまして、地方財政計画の補足説明を終わらせていただきます。

○委員長(小山峰男君) 以上で説明の聴取は終わりました。

○委員長(小山峰男君) 地方税法の一部を改正する法律案、地方交付税法等の一部を改正する法律案、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律案、以上三案を一括して議題といたします。

まず、政府から順次趣旨説明を聴取いたします。野田自治大臣。

○国務大臣(野田毅君) ただいま議題となりました三案につきまして御説明申し上げます。

まず、地方税法の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨につきまして御説明申し上げます。

最近における社会経済情勢等にかんがみ、地方税負担の軽減及び合理化等を図るため、個人住民税の最高税率の引き下げ及び定率減税の実施、法人事業税の税率の引き下げ、住宅及び住宅用土地に係る不動産取得税の特例措置に係る要件の緩和、低燃費自動車に係る自動車取得税の特例措置の創設等の措置を講ずるほか、固定資産税の価格等に係る審査申し出制度の見直し等を行うとともに、非課税等特別措置の整理合理化等を行う必要

があります。

以上がこの法律案を提案いたします理由であります。

三三三

次に、この法律案の要旨につきまして御説明申し上げます。

その一は、個人の道府県民税及び市町村民税並びに法人の事業税に係る負担の軽減に関する改正であります。

個人の道府県民税及び市町村民税並びに法人の事業税につきましては、個人及び法人の所得課税のあり方についての抜本的な見直しを行うまでの間、個人の市町村民税の最高税率を一〇％に引き下げるほか、個人の道府県民税及び市町村民税について所得割額の一五％相当額を四万円を限度として税額から控除する措置を講じるとともに、特定扶養親族に係る扶養控除額に二万円を加算する措置を講ずることとしております。また、法人の事業税について、普通法人に係る年八百万円を超える所得に適用される税率を九・六％に引き下げる等の措置を講ずることとしております。

その二は、道府県民税及び市町村民税についての改正であります。

個人の道府県民税及び市町村民税につきましては、個人の土地等の譲渡に係る長期譲渡所得について特別控除後の譲渡益が六千万円を超える部分に係る税率を引き下げるとともに、一定の居住用財産を譲渡して買いかえ資産を取得した場合において譲渡損失があるときは前年前三年内に生じた譲渡損失の繰越控除制度を創設するほか、低所得者層の税負担に配慮するため所得割の非課税限度額を引き上げることとしております。

その三は、事業税についての改正であります。個人の事業税につきましては、事業主控除の額を二十万円引き上げることとしております。その四は、不動産取得税についての改正であります。

不動産取得税につきましては、住宅及び住宅用土地に係る特例措置について、土地取得後住宅取得までの経過年数要件の緩和等の措置を講ずることとしております。

その五は、道府県たばこ税及び市町村たばこ税

についての改正であります。

道府県たばこ税及び市町村たばこ税につきましては、道府県たばこ税の円滑な運営に配慮する観点から、当分の間の措置として、その税率を道府県たばこ税にあっては千本につき百七十六円、市町村たばこ税にあっては千本につき二百三十四円それぞれ引き上げることとしております。

その六は、固定資産税についての改正であります。

固定資産税につきましては、固定資産評価審査委員会に対する審査申し出の期間の延長等を行うこととしております。

その七は、特別土地保有税についての改正であります。

特別土地保有税につきましては、既に徴収猶予を受けている土地が住宅地供給のために譲渡された場合に徴収猶予の継続を認める特例措置の創設等を行うこととしております。

その八は、自動車取得税についての改正であります。

自動車取得税につきましては、一定の低燃費自動車に係る自動車取得税の特例措置の創設等を行うこととしております。

その九は、軽油引取税についての改正であります。

軽油引取税につきましては、輸入した軽油等に係る課税の適正化を図るため、道府県知事等が関税等に関する書類等を閲覧しまたは記録することができるとする制度の創設等を行うこととしております。

以上が地方税法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨について御説明申し上げます。

地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること、法人事業税の税率の引き下げに伴い収入が減少すること等にかんがみ、当分の間、法人税に係る地方交付税の率を引き上げる措置を講

ずるとともに、地方交付税の総額の確保に資するため、平成十一年度分の地方交付税の総額について特例措置を講ずるほか、平成十三年度から平成二十四年度までの間における一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰り入れに関する特例等を改正する必要があると見做す。また、平成十三年度から平成二十四年度までの間における一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰り入れ及び同特別会計における借入金等に係る利率の繰り入れに関する特例を設けることとし、あわせて各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費及び地方団体の行政水準の向上のため必要となる経費の財源を措置するため地方交付税の単位数を改正する等の必要があります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。

次に、この法律案の内容について御説明申し上げます。

まず、法人税の収入額に対する地方交付税の率につきましては、当分の間、三・八％引き上げ、三五・八％とすることとしております。ただし、平成十一年度にあつては〇・五％引き上げ、三二・五％とすることとしております。

また、平成十一年度分の地方交付税の総額につきましては、地方交付税法第六條第二項の額に、平成十一年度における加算額五千五百六十億円、交付税特別会計借入金八兆四千九百九十三億四千万円及び同特別会計における剰余金千五百億円を加算した額から、同特別会計借入金利子支払い額五千八百八十二億六千万円を控除した額とすることとしております。

さらに、平成十三年度から平成二十四年度までの間における一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰り入れに関する特例等を改正するとともに、平成十三年度から平成二十二年度までの間における一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰り入れ及び同特別会計における借入金等に係る利率の繰り入れに関する特例を設けることとしております。

次に、平成十一年度分の普通交付税の算定につきましては、地域の創意工夫に基づく地域経済の再生・人づくり等地域の活力創出に要する経費、総合的な地域福祉施策の充実等に要する経費、教職員定数の改善、私学助成の充実等教育施策に要する経費、道路、下水道等住民の生活に直結する公共施設の整備及び維持管理に要する経費、国土保全対策、農山漁村地域の活性化等に要する経費、自然環境の保全、廃棄物の減量化等快適な環境づくりに要する経費、地域社会における国際化、情報化への対応、文化、スポーツの振興に要する経費及び地方団体の行政改革、人材育成の推進に要する経費の財源等を措置することとしております。

また、算定方法の簡明化を図るため、その他の教育費における公立大学の運営、私学助成、公立幼稚園の運営に係る経費、高齢者保健福祉費における老人医療費、林野行政費における公有林維持管理費、戸籍住民基本台帳費における戸籍事務に係る経費について、新たに測定単位を設けることとしております。

さらに、被災者生活再建支援基金に対する拠出の財源に充てた地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入するため、新たに測定単位を設けることとしております。

あわせて、基準財政収入額の算定方法について、平成十年度における道府県民税及び市町村民税の特別減税による平成十一年度の減収額として自治省令で定める額を加算することとする特例を設けることとしております。

以上が地方交付税法等の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

次に、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律案の提案理由とその要旨について御説明申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律及び経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律の施行により道府

県民税及び市町村民税並びに法人の事業税の収入が減少することに伴う地方公共団体の財政状況にかんがみ、その財政の健全な運営に資するため、当分の間の措置として、毎年度、地方公共団体に對して地方特例交付金を交付するとともに、地方債の特例措置を講ずることとし、あわせて普通交付税の額の算定に用いる基準財政収入額の算定方法の特例を設ける等の必要があります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。次に、この法律案の内容について御説明申し上げます。

第一は、地方特例交付金に関するものであります。

地方税法の一部を改正する法律等の施行による地方税に係る各年度の減収額を埋めるため、毎年度、地方公共団体に対して地方特例交付金を交付することとしております。

毎年度分として交付すべき地方特例交付金の総額は、当該年度における地方税の減収見込み額の総額の四分の三に相当する額から、国と地方のたばこ税の税率の改正に伴う道府県及び市町村たばこ税の増収見込み額の総額並びに当該年度の法人税の収入見込み額の百分の三・八、ただし平成十一年度にあつては、百分の〇・五に相当する額を控除した額として予算で定める額とすることとしております。

毎年度分として各地方公共団体に対して交付すべき地方特例交付金の額につきましても、都道府県にあつては、当該都道府県の減収見込み額に四分の三を基準として定める率を乗じて得た額から、道府県たばこ税の増収見込み額及び法人の事業税の減収見込み額を控除して得た額としております。

また、市町村及び特別区にあつては、当該市町村または特別区の当該年度における減収見込み額に四分の三を乗じて得た額から、市町村たばこ税の増収見込み額を控除して得た額としております。

このほか、地方特例交付金の交付の時期等所要の規定を設けるとともに、地方特例交付金を交付税及び譲与配付金特別会計において経理するために必要な改正等を行うこととしております。

第二は、地方債の特例であります。

地方税法の一部を改正する法律等の施行による各年度の地方税の減収額を埋めるため、地方債の特例措置を講ずることとしております。

その限度額は、都道府県にあつては、当該団体の減収見込み額に四分の一を基準として定める率を乗じて得た額とし、市町村及び特別区にあつては、当該団体の減収見込み額に四分の一を乗じて得た額としております。

第三は、地方交付税の特例等であります。

普通交付税の額の算定方法の特例として、地方特例交付金及び特例的な地方債の発行限度額に相当する額の一定割合を基準財政収入額に算入または加算することとするほか、地方特例交付金創設に伴い必要となる地方財政の特例を設けることとしております。

以上が地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(小山隆男君) 以上で三案の趣旨説明の聴取は終わりました。

なお、地方税法の一部を改正する法律案に対する政府委員からの補足説明につきましては、理事會で協議いたしました結果、説明の聴取は行わず、本日の会議録の末尾に掲載することといたしました。

三案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時三十四分散会

ただいま説明されました地方税法の一部を改正する法律案の主な内容につきまして、お配りしております新旧対照条文により補足して御説明申し上げます。

まず、事業税の改正であります。

第七十二条の十四及び第七十二条の十七の改正は、医療法人等が行う感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定に基づく医療に關し、当該医療法人等が支払を受ける金額について、法人の事業税に係る課税標準の算定方法の特例措置を講じようとするものであります。

第七十二条の十八の改正は、個人の事業税の事業主控除額を二百九十万円に引き上げようとするものであります。

次に、不動産取得税の改正であります。

第七十三条の四の改正は、まず、社会福祉事業法による社会福祉事業等の用に供する不動産に係る非課税措置等の対象を一定の者及び一定の不動産とし、健康保険組合等が経営する病院及び診療所に係る非課税措置等の対象を特定するとともに、住宅・都市整備公団の業務の用に供する不動産に係る非課税措置の対象から福祉施設等の設置及び運営の業務の用に供する不動産を、地域振興整備公団の業務の用に供する不動産に係る非課税措置の対象から福祉施設等の設置及び運営の業務の用に供する不動産を、再配置の促進に関する法律に規定する業務の用に供する不動産を除外しようとするものであります。

併せて、科学技術振興事業法が科学技術振興事業法に規定する一定の業務の用に供する不動産に係る非課税措置の対象に科学技術の知識の普及等の業務の用に供する不動産を、

地域振興整備公団がその業務の用に供する不動産に係る非課税措置の対象に新事業創出促進法に規定する業務の用に供する一定の不動産を追加しようとするものであります。

第七十三条の七の改正は、森林組合等が森林組合法に基づき森林組合連合会から承継する不動産に係る非課税措置を講じようとするものであります。

第七十三条の二十四の改正は、自己の居住の用に供する新築特例適用住宅及びその土地を取得した場合については、新築特例適用住宅に係る土地に係る税額の減額措置の適用があるときを除き、自己の居住の用に供する既存住宅に係る土地に係る税額の減額措置を適用する措置を講じようとするものであります。

固定資産税の改正であります。

第三百四十一条の改正は、償却資産の意義について、その取得価額が少額である資産その他の一定の資産以外のものとしようとするものであります。

第三百四十八条の改正は、鉄道事業等の用に供する地下道又は跨線道路橋に係る固定資産税の非課税措置、社会福祉事業法による社会福祉事業等の用に供する固定資産に係る非課税措置、健康保険組合等が経営する病院等に係る非課税措置及び旅客鉄道株式会社日本鉄道建設公団法に基づき借り受ける固定資産に係る非課税措置の見直しを行うとともに、住宅・都市整備公団が住宅・都市整備公団法に基づく特定公共施設の用に供されるものとして取得した土地について非課税措置を講じようとするものであります。

第三百四十九条の三の改正は、住宅・都市整備公団が一定の業務の用に供する家屋等に係る特例措置を廃止するとともに、鉄道事業者等が特定の車庫の新増設

をするために敷設した構築物に係る課税標準の特例措置及び生物系特定産業技術研究推進機構が一定の業務の用に供する固定資産に係る課税標準の特例措置を見直すほか、国際路線に就航する航空機に係る課税標準の特例措置の特例率を拡充し、離島路線に就航する航空機に係る課税標準の特例措置の対象にターボジェット発動機を有する航空機を追加するとともに、科学技術振興事業団が一定の業務の用に供する家屋等に係る課税標準の特例措置の対象に科学技術の知識の普及等の業務の用に供する家屋等を追加しようとするものであります。

第四百二十五条及び第四百十九條の改正は、固定資産課税台帳等の縦覧期間を延長することができることとしようとするものであります。

第四百二十三條の改正は、固定資産評価審査委員会の委員について、定数の上限等に関する要件を廃止するとともに、補欠の委員の任期を前任者の残任期間としようとするものであります。

第四百二十八條の改正は、固定資産評価審査委員会においては、委員三人をもって構成する合議体で審査の申出の事件を取り扱うこととし、その合議体を構成する者のうちから一人を審査長とすることとしようとするものであります。

第四百三十二條の改正は、固定資産評価審査委員会に対して審査の申出をすることができる事項を固定資産の価格とすることとし、審査の申出をすることができる期間を延長して縦覧期間の初日から納税通知書の交付を受けた日以後三十日まで等とするとともに、審査の申出が不適法であつて補正することができるものである場合において固定資産評価審査委員会が相当の期間を定めてその補正を命じ

なければならぬこととしようとするものであります。

第四百三十三條の改正は、固定資産評価審査委員会における審査の決定の手続を改めようとするものであります。まず、不服の審理は書面によることとし、審査を申し出た者の求めがあつた場合には固定資産評価審査委員会は当該審査を申し出た者に口頭で意見を述べた機会を与えなければならぬこととしようとするものであります。次に、固定資産評価審査委員会は、審査を申し出た者及び市町村長の出席を求めて口頭審理を行うことができることとし、口頭審理の指揮は、審査長が行うこととしようとするものであります。また、固定資産評価審査委員会は、固定資産評価員に対し、評価調査に関する事項についての説明を求めることができるとともに、審査を申し出た者は、市町村長に対し、当該申出に係る主張に理由があることを明らかにするために必要な事項について照会をすることができるとしようとするものであります。さらに、固定資産評価審査委員会は市町村長に対して弁明書の提出を求めることができるとし、その提出があつた場合にはその副本を審査を申し出た者に送付しなければならないこととし、送付を求めた者はその副本の送付を受けたときは、これに対する反論書を提出することができることとする。また、裁決については書面で行つたうえで理由を付さなければならぬこととしようとするものであります。

次は、特別土地保有税の改正であります。第五十八條六條の改正は、新事業創出促進法の規定による廃止前の地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律に基づく集積促進地域の区

域において新設された一定の設備に係る建物の敷地の用に供する土地に係る非課税措置、中小企業近代化促進法の規定による構造改善事業等の用に供する土地に係る非課税措置及び繊維産業構造改善臨時措置法に基づき構造改善事業等を実施する特定組合等が共同施設の用に供する土地に係る非課税措置を廃止するとともに、住宅・都市整備公団又は地域振興整備公団が一定の土地区画整理事業の用に供する土地を直接譲り受けた者が一定の公益的施設等の用に供する土地に係る非課税措置を見直すほか、新事業創出促進法に基づく高度技術産業集積地域の区域において新設された一定の設備に係る建物の敷地の用に供する土地、新事業創出促進法に基づく特定高度研究機能集積地区において一定の中核的支援機関が地域振興整備公団から出資を受けて整備する新事業支援施設等の用に供する家屋の敷地の用に供する土地、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が選定事業等の用に供する土地及び中小企業経営革新支援法に基づく承認経営革新計画に従つて実施される経営革新又は承認経営革新強化計画に従つて実施される経営基盤強化事業等の用に供する土地について非課税措置を講じようとするものであります。

第六百一条及び第六百三條の二の二の改正は、土地の所有者等がその所有する土地を非課税土地又は免除土地として使用しようとする場合の徴収猶予及び免除制度について、土地の所有者等が他の者に使用させる場合もその対象とする。ことに、免除土地に係る徴収猶予期間について、一回に限り、五年を超えない範囲内で延長できることとしようとするものであります。

次は、軽油引取税の改正であります。第七百條の四の改正は、特約業者が輸入又は製造した軽油を自ら消費する場合について、軽油引取税を課するものとしようとするものであります。

第七百條の十四の二の改正は、軽油の輸入等に係る故意不申告の罪を設けようとするものであります。

第七百條の二十二の五の改正は、元業者等以外の者が行う軽油の輸入等に係る報告制度を創設しようとするものであります。

第七百條の二十九の二の改正は、道府県知事が、政府に対し、関税等に関する書類の閲覧等を請求した場合において、道府県知事等が当該書類を閲覧し又は記録することができることとしようとするものであります。

第七百一條の三十四の改正は、中小企業近代化促進法の規定による承認を受けた構造改善計画に従つて実施される構造改善事業の用に供する施設に対する非課税措置を廃止するとともに、中小企業経営革新支援法に規定する承認経営基盤強化計画に従つて実施される経営基盤強化事業の用に供する施設に対する非課税措置を講じようとするものであります。附則の改正であります。

附則第三條の二の改正は、年七・三パーセントの割合の部分の延滞金及び還付加算金の割合について、当分の間、各年の前年の十一月三十日を経過する時における公定歩合に年四パーセントを加算した割合が年七・三パーセントに満たない場合には、その年中において、当該公定歩合に年四パーセントを加算した割合としようとするものであります。附則第三條の三の改正は、個人の道府

次は、軽油引取税の改正であります。第七百條の四の改正は、特約業者が輸入又は製造した軽油を自ら消費する場合について、軽油引取税を課するものとしようとするものであります。

第七百條の十四の二の改正は、軽油の輸入等に係る故意不申告の罪を設けようとするものであります。

第七百條の二十二の五の改正は、元業者等以外の者が行う軽油の輸入等に係る報告制度を創設しようとするものであります。

第七百條の二十九の二の改正は、道府県知事が、政府に対し、関税等に関する書類の閲覧等を請求した場合において、道府県知事等が当該書類を閲覧し又は記録することができることとしようとするものであります。

第七百一條の三十四の改正は、中小企業近代化促進法の規定による承認を受けた構造改善計画に従つて実施される構造改善事業の用に供する施設に対する非課税措置を廃止するとともに、中小企業経営革新支援法に規定する承認経営基盤強化計画に従つて実施される経営基盤強化事業の用に供する施設に対する非課税措置を講じようとするものであります。附則の改正であります。

附則第三條の二の改正は、年七・三パーセントの割合の部分の延滞金及び還付加算金の割合について、当分の間、各年の前年の十一月三十日を経過する時における公定歩合に年四パーセントを加算した割合が年七・三パーセントに満たない場合には、その年中において、当該公定歩合に年四パーセントを加算した割合としようとするものであります。附則第三條の三の改正は、個人の道府

次は、特別土地保有税の改正であります。第五十八條六條の改正は、新事業創出促進法の規定による廃止前の地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律に基づく集積促進地域の区

域において新設された一定の設備に係る建物の敷地の用に供する土地に係る非課税措置、中小企業近代化促進法の規定による構造改善事業等の用に供する土地に係る非課税措置及び繊維産業構造改善臨時措置法に基づき構造改善事業等を実施する特定組合等が共同施設の用に供する土地に係る非課税措置を廃止するとともに、住宅・都市整備公団又は地域振興整備公団が一定の土地区画整理事業の用に供する土地を直接譲り受けた者が一定の公益的施設等の用に供する土地に係る非課税措置を見直すほか、新事業創出促進法に基づく高度技術産業集積地域の区域において新設された一定の設備に係る建物の敷地の用に供する土地、新事業創出促進法に基づく特定高度研究機能集積地区において一定の中核的支援機関が地域振興整備公団から出資を受けて整備する新事業支援施設等の用に供する家屋の敷地の用に供する土地、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が選定事業等の用に供する土地及び中小企業経営革新支援法に基づく承認経営革新計画に従つて実施される経営革新又は承認経営革新強化計画に従つて実施される経営基盤強化事業等の用に供する土地について非課税措置を講じようとするものであります。

第六百一条及び第六百三條の二の二の改正は、土地の所有者等がその所有する土地を非課税土地又は免除土地として使用しようとする場合の徴収猶予及び免除制度について、土地の所有者等が他の者に使用させる場合もその対象とする。ことに、免除土地に係る徴収猶予期間について、一回に限り、五年を超えない範囲内で延長できることとしようとするものであります。

次は、軽油引取税の改正であります。第七百條の四の改正は、特約業者が輸入又は製造した軽油を自ら消費する場合について、軽油引取税を課するものとしようとするものであります。第七百條の十四の二の改正は、軽油の輸入等に係る故意不申告の罪を設けようとするものであります。第七百條の二十二の五の改正は、元業者等以外の者が行う軽油の輸入等に係る報告制度を創設しようとするものであります。第七百條の二十九の二の改正は、道府県知事が、政府に対し、関税等に関する書類の閲覧等を請求した場合において、道府県知事等が当該書類を閲覧し又は記録することができることとしようとするものであります。

四十六頁
四十七頁
四十八頁
四十九頁
五十頁

県民税及び市町村民税の所得割の非課税措置について、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合の加算額を三十一万円に引き上げようとするものであります。

附則第四条の二の改正は、個人の道府県民税及び市町村民税について、特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除制度を創設し、所得割の納税義務者の前年前三年以内の年に生じた居住用財産の譲渡損失の金額は、買換資産に係る住宅借入金等を有する等の一定の要件の下で、総所得金額等の計算上控除しようとするものであります。

五十頁
五十一頁
五十二頁
五十三頁
五十四頁

附則第八条の改正は、法人の道府県民税及び市町村民税の法人税割について、課税標準となる法人税額から基盤技術開発研究用資産の取得価額の一定割合を控除する特例措置を廃止するとともに、課税標準となる法人税額から中小企業者等の試験研究費の一定割合を控除する特例措置の適用期限を二年延長しようとするものであります。

五十五頁
五十六頁
五十七頁
五十八頁
五十九頁

附則第九条の二の改正は、法人の事業税について、沖繩電力株式会社が行う電気供給業に係る特例税率を百分の一・一に引き下げるとともに、一定の協同組合等について、所得のうち十億円を超える金額に係る税率を百分の七・九に引き下げようとするものであります。

六十頁
六十一頁
六十二頁
六十三頁
六十四頁

附則第十条の改正は、不動産取得税の課税について、宅地建物取引業者等が新築住宅を取得したものとみなされる時期を、当該住宅の新築が一定の期間内に行われたときに限り、住宅新築の日から一年を経過する日とする特例措置を講じるとともに、新築特例適用住宅に係る土地の取得に係る税額の減額措置について、当該取得が一定の期間内に行われたときに限り、土地を取得した者が当該土地を取得した日から三年以内当該土地の上に特例適用住宅を新築した場合に適用するものとするほか、自己の居住の用に供しない新築特例適用住宅に係る土地の取得が一定の期間内に行われたときに限り、自己の居住の用に供しない新築特例適用住宅及びその土地を当該特例適用住宅の新築の日から二年以内に取得する場合に適用しようとするものであります。

六十五頁
六十六頁
六十七頁
六十八頁
六十九頁

附則第十一条の改正は、不動産取得税の課税標準の特例措置について改正を行おうとするものであります。まず、たばこ新作者の共同利用に供する葉たばこの乾燥の用に供する施設に係る特例措置を廃止しようとするものであります。次に、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の規定による公告があった所有権移転等促進計画に基づき取得する一定の土地に係る特例措置について、価格から控除する額を見直したうえ、その適用期限を二年延長するとともに、特定路外駐車場の用に供する不動産に係る特例措置について、その対象を見直したうえ、その適用期限を二年延長しようとするものであります。さらに、河川法に規定する河川立体区域に係る河川管理施設の整備に係る

七十頁
七十一頁
七十二頁
七十三頁
七十四頁

事業のために使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が当該土地の上に一定の代替家屋を取得した場合に一定額を価格から控除する特例措置、都市再開発法に規定する再開発事業区域の区域内の土地の所有者が同法に規定する認定再開発事業計画に係る再開発事業で一定の要件を満たすものにより建築された建築物の用に供する土地を取得した場合に一定額を価格から控除する特例措置、民間都市開発の推進に関する特別措置法に規定する認定計画に記載された交換により、隣接土地の所有者が事業用地の区域外の土地で認定事業者が所有する一定のものを取得した場合に一定額を価格から控除する特例措置、都市計画に定められ、かつ、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律に規定する基本計画に定められた一定の自転車駐車場又は鉄道事業者等が設置する一定の自転車駐車場の用に供する家屋を取得した場合に一定額を価格から控除する特例措置、民法第三十四条の法人で一定のものが研究交流促進法の規定により国がその使用の対価を時価より低く定めた土地の上に一定の国の機関との共同研究施設を取得した場合に一定額を価格から控除する特例措置、新事業創出促進法に規定する特定会社が承認事業革新計画に従って分社化を行った場合において、当該承認事業計画に従って設立された新設会社が当該特定会社から当該分社化に係る一定の不動産を取得した場合に一定額を価格から控除する特例措置及び阪神・淡路大震災により滅失し、又は損壊した家屋の所有者等が一定の代替家屋を取得した場合に一定額を価格から控除する特例措置を講じようとするものであります。

七十五頁
七十六頁
七十七頁
七十八頁
七十九頁

加えて、農業経営基盤強化促進法の規定による公告があった農用地利用集積計画に基づき取得する一定の土地に係る特例措置、民間都市開発推進機構が一定の業務の用に供する土地を取得した場合の特例措置、都市計画法に規定する地区計画等の区域内にある不動産の所有者が取得する当該不動産に代わるものと都道府県知事が認める道路法に規定する道路一体建物又はその敷地に係る特例措置及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の規定による公告があった防災街区整備権利移転等促進計画に基づき取得する地区防災施設の用に供する土地又は特定建築物地区整備計画の区域内の建築物の用に供する土地に係る特例措置をそれぞれ二年延長しようとするものであります。

八十頁
八十一頁
八十二頁
八十三頁
八十四頁

附則第十三条の三の改正は、不動産取得税の住宅用土地の取得に係る税額の減額措置について、当該取得が一定の期間内に行われたときに限り、土地を取得した者が当該土地を取得した日から三年以内に当該土地の上に住宅を取得した場合に適用しようとするものであります。

八十五頁
八十六頁
八十七頁
八十八頁
八十九頁

附則第十四条の四の改正は、不動産取得税の税額の減額措置について、特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法に規定する承認事業革新計画又は承認活用事業計画に基づく営業譲渡に伴い取得する一定の不動産に係る減額措置を廃止するとともに、心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が助成金の支給を受けて取得する事業用施設に係る減額措置、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律の規定に基づき入会権者等が入会林野整備等により取得する土地に係る減額措置及び農住組合が行う交換分合により取得する農住組合の地区

とされた区域内にある土地に係る減額措置の適用期限をそれぞれ二年延長しようとするものであります。また、特定農産加工業経営改善臨時措置法に規定する承認計画に基づく営業譲渡に伴い取得する不動産に係る減額措置の適用期限を平成十一年六月三十日まで延長しようとするものであります。

七十五ページ
附則第十一条の七の改正は、農地保有合理化法人が農地売買等事業の実施により取得する土地に係る不動産取得税の納税義務の免除措置に係る徴収猶予期間を五年延長する特例措置のうち中山間地域事業及び経営転換農業者等農地売買事業に係るものを廃止しようとするものであります。

七十七ページ
附則第十二条の二の改正は、平成十一年五月一日以後に売渡し等が行われた製造たばこに限り、当分の間、道府県たばこ税の税率を千本につき七百七十六円引き上げるとともに、旧三級品の紙巻たばこに係る道府県たばこ税の税率を千本につき八十四円引き上げようとするものであります。

七十八ページ
附則第十五条の改正は、固定資産税又は都市計画税の特例措置を改めようとするものであります。まず、繊維産業構造改善臨時措置法に基づく事業の用に供する一定の機械設備、鉄道事業者等が乗降場の延長工事により敷設した一定の停車場設備等、第一種電気通信事業者が第一種電気通信事業の用に供する一定の電気通信回線設備、鉄道事業者が既設の鉄道に係る乗降場の大規模な増設工事により新たに設置した一定の停車場設備等及び鉄道事業者が取得する雲仙岳の噴火による災害により滅失した鉄道に係る線路設備の特例措置を廃止しようとするものであります。

七十九ページ
取得した一定の土地等に係る課税標準の特例措置、特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律に規定する特定物質に代替する物質を使用するために新たに開発等された一定の機械設備に係る課税標準の特例措置、電気自動車に充電するための設備等に係る課税標準の特例措置及び離島航路事業の用に供する一定の船舶に係る課税標準の特例措置の適用期限を二年、全国新幹線鉄道整備法に規定する建設線の営業の開始に伴い廃止された鉄道事業に係る鉄道施設の譲渡を受けた者が鉄道事業の用に供する固定資産に係る課税標準の特例措置の適用期限を五年、それぞれ延長しようとするものであります。

ります。次に、公害防止設備に係る課税標準の特例措置を見直そうとするものであります。また、特定路外駐車場の用に供する家屋等、石油以外のエネルギー資源の地域における有効利用の促進に資する一定の機械設備、電気通信基盤充実臨時措置法に規定する高度有線テレビジョン放送施設整備事業により新設される一定の高度有線テレビジョン放送施設及び鉄道事業者が地震防災上必要とされる一定の補強工事により取得した線路設備に係る課税標準の特例措置を見直したうえ、その適用期限を延長しようとするものであります。さらに、鉄道事業者等が設置する一定の自転車駐車場の用に供する家屋等、都市計画において定められ、かつ、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律に規定する基本計画に定められた一定の自転車駐車場の用に供する家屋等、一定の一般放送事業者が新設した一定の高度テレビジョン放送施設、鉄道事業者等が既設の鉄道の駅等に係る大規模な改良工事で利用者の利便の向上に資するものにより取得した停車場建物等、鉄道事業者等が政府の補助を受けて取得した車両の運行の安全性の向上に資する一定の償却資産及び畜産業を営む者が取得した家畜排せつ物の管理を行う一定の施設について課税標準の特例措置を講じるとともに、生物系特定産業技術研究推進機構が業務の用に供する一定の償却資産に係る課税標準の特例措置の適用期限を一年、心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が助成金の支給を受けて取得した一定の家屋に係る課税標準の特例措置、国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律に基づき公的医療機関の開設等が国から無償又は減額した価額で

取得した一定の土地等に係る課税標準の特例措置、特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律に規定する特定物質に代替する物質を使用するために新たに開発等された一定の機械設備に係る課税標準の特例措置、電気自動車に充電するための設備等に係る課税標準の特例措置及び離島航路事業の用に供する一定の船舶に係る課税標準の特例措置の適用期限を二年、全国新幹線鉄道整備法に規定する建設線の営業の開始に伴い廃止された鉄道事業に係る鉄道施設の譲渡を受けた者が鉄道事業の用に供する固定資産に係る課税標準の特例措置の適用期限を五年、それぞれ延長しようとするものであります。

九十三ページ
附則第十六条の改正は、市街地再開発事業の施行に伴い従前の権利者が取得した一定の施設建築物に係る固定資産税の減額措置について、減額率を拡充したうえ、その適用期限を二年延長しようとするものであります。

九十四ページ
附則第十六条の二の改正は、阪神・淡路大震災により滅失又は損壊した家屋の代替家屋に係る固定資産税及び都市計画税の減額措置について、減額期間を延長しようとするものであります。

九十五ページ
附則第二十九条の六の改正は、三大都市圏の特定市のある一定の市街化区域農地で、住宅地高度利用地区計画等に係る都市計画の決定がされ、かつ、土地区画整理事業等に係る認可等がされた区域内に所在するものに係る固定資産税及び都市計画税の減額措置を見直したうえ、その適用期限を二年延長しようとするものであります。

取得した一定の土地等に係る課税標準の特例措置、特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律に規定する特定物質に代替する物質を使用するために新たに開発等された一定の機械設備に係る課税標準の特例措置、電気自動車に充電するための設備等に係る課税標準の特例措置及び離島航路事業の用に供する一定の船舶に係る課税標準の特例措置の適用期限を二年、全国新幹線鉄道整備法に規定する建設線の営業の開始に伴い廃止された鉄道事業に係る鉄道施設の譲渡を受けた者が鉄道事業の用に供する固定資産に係る課税標準の特例措置の適用期限を五年、それぞれ延長しようとするものであります。

九十六ページ
附則第三十条の二の改正は、平成十一年五月一日以後に売渡し等が行われた製造たばこに限り、当分の間、市町村たば

九十八ページ
附則第三十一条の三の改正は、民間都市開発推進機構及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に規定する防災街区整備推進機構が一定の業務の用に供する土地に係る特別土地保有税の軽減措置について、その適用期限を二年延長しようとするものであります。

九十九ページ
附則第三十一条の二の改正は、特別土地保有税に係る徴収猶予を受けている土地の所有者等が、一定の期間内に当該徴収猶予に係る土地を譲渡した場合において、その譲渡が住宅地等予定地のための譲渡に該当する場合に、譲受者による住宅地等に係る事業が完成した場合に、当該土地の所有者等に係る納税義務を免除することしようとするものであ

一〇〇ページ
この税率を千本につき二百三十四円引き上げるとともに、旧三級品の紙巻たばこに係る市町村たばこ税の税率を千本につき百一十円引き上げようとするものであります。

附則第三十一条の二の改正は、新事業創出促進法の規定による廃止前の高度技術工業集積地域開発促進法に基づく高度技術工業集積地域において新増設された一定の工場又は研究所の敷地の用に供する土地に係る特別土地保有税の非課税措置を廃止するとともに、民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律に基づき整備される特定民間施設の用に供する土地、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の規定による公告があった防災街区整備権利移転等促進計画に基づき取得する地区防災施設の用に供する土地及び特定建築物地区整備計画の区域内の建築物の用に供する土地に係る特別土地保有税の非課税措置の適用期限を二年延長しようとするものであります。

附則第三十一条の三の改正は、民間都市開発推進機構及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に規定する防災街区整備推進機構が一定の業務の用に供する土地に係る特別土地保有税の軽減措置について、その適用期限を二年延長しようとするものであります。

附則第三十一条の二の改正は、特別土地保有税に係る徴収猶予を受けている土地の所有者等が、一定の期間内に当該徴収猶予に係る土地を譲渡した場合において、その譲渡が住宅地等予定地のための譲渡に該当する場合に、譲受者による住宅地等に係る事業が完成した場合に、当該土地の所有者等に係る納税義務を免除することしようとするものであ

この税率を千本につき二百三十四円引き上げるとともに、旧三級品の紙巻たばこに係る市町村たばこ税の税率を千本につき百一十円引き上げようとするものであります。

百五十六号

百五十六号

附則第三十二條の改正は、自動車取得税について、平成九年自動車排出ガス規制及び平成十年自動車排出ガス規制に適合する自動車の取得に係る税率の特例措置を廃止するとともに、電気自動車、天然ガス自動車及びメタノール自動車の取得に係る税率の特例措置について、現行税率から控除する率を百分の二・七に引き上げたうえ、その適用期限を二年延長し、ハイブリッド自動車の平成十二年三月三十一日までの取得に係る税率の特例措置について、現行税率から控除する率を、バス、トラック等にあつては百分の二・七に、それ以外のものにあつては百分の二・二に引き上げるほか、エネルギーの使用の合理化に関する法律に規定するエネルギー消費効率が一定の基準に適合する自動車の取得について、当該取得が一定の期間内に行われたときに限り、取得価額から三十万円を控除する課税標準の特例措置を講じ、平成十二年自動車排出ガス規制に適合する自動車の取得に係る税率は、現行税率から平成十一年四月一日から平成十二年九月三十日までの間に取得されるものにあつては百分の一を、平成十二年十月一日から平成十三年二月二十八日までの間に取得されるものにあつては百分の〇・一を、それぞれ控除した率としようとするものであります。

百六十四号

百六十四号

附則第三十二條の三及び第三十二條の四の改正は、事業所税の非課税措置を改めようとするものであります。まず、下請中小企業振興法に規定する下請中小企業振興事業計画に基づき設置する共同利用施設に対する資産割及び新増設に係る事業所税の非課税措置を廃止するとともに、伝統的工芸品産業の振興に関する法

律に規定する製造協同組合等が設置する共同施設に対する資産割に係る事業所税の非課税措置について、対象から共同振興計画に基づき設置する共同施設を除外したうえ、その適用期限を二年延長し、中小小売商業振興法に規定する高度化事業計画に基づき設置する施設に対する資産割及び新増設に係る事業所税の非課税措置について、対象から電子計算機利用経営管理計画に基づく高度化事業等の用に供する施設を除外したうえ、その適用期限を二年延長しようとするものであります。次に、繊維産業構造改善臨時措置法に基づき構造改善事業等を実施する特定組合等が設置する共同施設に対する新増設に係る事業所税の非課税措置及び中小企業の創造的業務活動の促進に関する臨時措置法に規定する組合等が実施する研究開発等事業の用に供する施設に対する新増設に係る事業所税の非課税措置を廃止するとともに、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律に規定する中小小売商業高度化事業又は特定事業の用に供する一定の施設に対する新増設に係る事業所税の非課税措置について、対象となる建築主の範囲を拡充するほか、外国人観光客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律に規定する外客来訪促進計画に従つて整備される特定施設に対する新増設に係る事業所税の非課税措置の適用期限を二年延長しようとするものであります。また、総合保養地域整備法に規定する特定民間施設に対する新増設に係る事業所税の非課税措置について、基本構想に係る変更承認の期限を二年延長するとともに、多極分散型国土形成促進法に規定する振興拠点地域及び業務核都市において整備される

百五十六号

百五十六号

中核的民間施設に対する新増設に係る事業所税の非課税措置について、適用期間を基本構想の承認の日から十年としたうえ、承認期限を二年延長しようとするものであります。さらに、特定産業集積の活性化に関する臨時措置法に規定する承認高度化等計画に従つて実施される事業の用に供する施設又は承認進出計画に係る特定分野への進出後の事業等の用に供する施設に対する新増設に係る事業所税の非課税措置の承認期限を二年延長しようとするものであります。

附則第三十二條の七から第三十二條の九までの改正は、事業所税の課税標準の特例措置を改めようとするものであります。まず、中小企業の創造的業務活動の促進に関する臨時措置法に規定する組合等が実施する研究開発等事業の用に供する施設に対する資産割の特例措置並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定による登録を受けた廃棄物再生事業者が事業の用に供する施設に対する資産割及び新増設に係る事業所税の特例措置の適用期限を二年延長するとともに、総合保養地域整備法に規定する特定民間施設に対する資産割の特例措置について、基本構想に係る変更承認の期限を二年延長するほか、多極分散型国土形成促進法に規定する振興拠点地域及び業務核都市において整備される中核的民間施設に対する資産割の特例措置について、適用期間を基本構想の承認の日から十年としたうえ、承認期限を二年延長しようとするものであります。次に、産炭地域において地域振興整備公団が造成した土地の譲渡を受けて設置される事業所等において行う事業の用に供する施設に対する資産割及び従業者割に係る事業所税の特例措置の適用期限を二年延長するとともに、特

百六十四号

百六十四号

定農産加工業経営改善臨時措置法に規定する承認計画に従つて特定農産加工業者等が事業の用に供する施設に対する事業所税の特例措置の適用期限を平成十一年六月三十日まで延長しようとするものであります。また、鉄道事業者等が設置する一定の自転車駐車場に対する新増設に係る事業所税の課税標準となるべき新増設事業所床面積から二分の一に相当する面積を控除する特例措置を二年間に限り講じるとともに、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律に規定する中小小売商業高度化事業又は特定事業の用に供する一定の施設に対する新増設に係る事業所税の特例措置について、対象となる建築主の範囲を拡充しようとするものであります。さらに、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律に規定する空港周辺整備計画に従つて整備される土地に設置される施設に対する新増設に係る事業所税の特例措置の適用期限を二年延長するものであります。

附則第三十四條の改正は、個人の道府県民税及び市町村民税について、土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について、一定の期間内に土地等を譲渡した場合の税率を、道府県民税にあつては特別控除後の譲渡益の二パーセントと、市町村民税にあつては特別控除後の譲渡益の四パーセントとしようとするものであります。

附則第三十九條の改正は、関西文化学術研究都市建設促進法に規定する文化学術研究交流施設等に係る不動産取得税、固定資産税、特別土地保有税及び事業所税の特例措置の適用期限を二年延長しようとするものであります。

四〇

附則第四十条の改正は、個人及び法人の所得課税の在り方について抜本的な見直しを行うまでの間、個人の道府県民税及び市町村民税並びに法人の事業税に係る負担の軽減に関する措置を講じようとするものであります。まず、平成十一年度以後の年度分の個人の市町村民税の所得割の税率のうち、課税所得金額七百万円を超える部分に適用される税率を十%とし、平成十一年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について、所得割の額の百分の十五に相当する金額を四百万円を限度として定率による税額控除の額として所得割の額から控除しようとするものであります。次に、平成十二年以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について、特定扶養親族に係る扶養控除額に二万円を加算しようとするものであります。また、平成十一年四月一日以後に開始する事業年度分の法人の事業税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税について、普通法人に係る年八百万円を超える所得及び清算所得に適用される税率を九・六パーセントに引き下げる等の措置を講じようとするものであります。

以上でございます。

三月五日日本委員会に左の案件が付託された。

一、租税特別措置法の一部を改正する法律の施行による地方財政収入の減少を回避するための地方税法等の一部を改正する法律案橋本敦君外三名発議

租税特別措置法の一部を改正する法律の施行による地方財政収入の減少を回避するための地方税法等の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律の施行

行による地方財政収入の減少を回避するための地方税法等の一部を改正する法律

（趣旨）
第一条 この法律は、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成十一年法律第 号）の施行による地方財政収入の減少を回避するため、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）等の一部改正について定めるものとする。
（地方税法の一部改正）
第二条 地方税法の一部を次のように改正する。
附則第九条の三の次に次の一条を加える。
（地方消費税の税率等の特例）
第九条の三の二 地方消費税の税率は、租税特別措置法第八十六条の三の二の規定が適用される間、第七十二条の八十三の規定にかかわらず、百分の五十とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第七十二条の八十七、第七十二条の八十八第二項及び第七十二条の百四十一項の規定の適用については、これらの規定中「百分の二十五」とあるのは「百分の五十」とする。
（地方交付税法の一部改正）
第三条 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）の一部を次のように改正する。
附則第二条の次に次の一条を加える。
（第六条に定める率の特例）
第二条の二 当分の間、第六条中「百分の三十二」とあるのは「百分の三十六」と読み替えて、この法律の規定を適用する。
（交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正）
第四条 交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和二十九年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。

附則第四条の次に次の一条を加える。
（第四条に定める率の特例）
第四条の二 当分の間、第四条中「百分の三十二」とあるのは「百分の三十六」と読み替えて、この法律の規定を適用する。

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。
（地方税法の一部改正に伴う経過措置）
第二条 別段の定めがあるものを除き、第二条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に事業者が行う課税資産の譲渡等（消費税法（昭和六十三年法律第八号）第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等をいう。以下この条、附則第四条及び第五条において同じ。）及び施行日以後に保稅地域から引き取られる課税貨物（同項第十一号に規定する課税貨物をいう。以下この条、附則第四条及び第五条において同じ。）に係る地方消費税について適用し、施行日前に事業者が行った課税資産の譲渡等及び施行日前に保稅地域から引き取られた課税貨物に係る地方消費税については、なお従前の例による。

第三条 新法附則第九条の三の二第二項の規定において読み替えられた地方税法第七十二条の八十七の規定は、消費税法第四十二条第一項、第四項、第六項又は第八項に規定する課税期間の直前の課税期間が施行日以後に開始する場合について適用し、当該課税期間の直前の課税期間が施行日前に開始した場合には、なお従前の例による。

2 消費税法第四十三条第一項各号に掲げる事項を記載した申告書を提出する場合には、前項中「消費税法第四十二条第一項、第四項、第六項又は第八項に規定する課税期間の直前の課税期間」とあるのは「消費税法第四十三条第一項に規定する中間申告対象期間」と、当該課税期間の直前の課税期間」とあるのは「当該中間申告対象期間」とする。
第四条 地方税法第七十二条の八十七の事業者（消費税法第四十三条第一項各号に掲げる事項を記載した申告書を提出する事業者に限る。）

が、施行日以後に終了する中間申告対象期間（消費税法第四十三条第一項に規定する中間申告対象期間をいう。以下この項において同じ。）に係る地方税法第七十二条の八十七の規定による申告書を提出する場合において、消費税法第四十三条第一項第四号に掲げる金額の計算の基礎となる金額に経過措置対象課税資産の譲渡等又は経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれているときは、当該申告書に係る中間申告対象期間を一の課税期間とみなして次条第一項の規定を適用して算出した金額を当該中間申告対象期間に係る地方税法第七十二条の八十七各項の規定による譲渡割額として同条各項の規定を適用する。

2 前項の経過措置対象課税資産の譲渡等とは、租税特別措置法（昭和三十一年法律第二百六号）第八十六条の三の二において読み替えて適用される消費税法第二十九条に規定する税率と異なる税率が適用される課税資産の譲渡等をいう。
3 第一項の経過措置対象課税仕入れ等とは、次に掲げるものをいう。
一 施行日前に事業者が行った課税仕入れ（消費税法第二十一条第一項第二号に規定する課税仕入れをいう。第三号及び第五号並びに次条第一項第二号において同じ。）
二 施行日前に事業者が保稅地域から引き取った課税貨物
三 租税特別措置法の一部を改正する法律（以下この項及び次条第一項第二号において「租税特別措置法改正法」という。）附則第五条第五項の規定の適用を受ける課税仕入れ
四 租税特別措置法改正法附則第五条第四項、第八条又は第九条の規定の適用を受ける課税資産の譲渡等
五 前各号に掲げるもののほか、租税特別措置法改正法附則の規定の適用を受ける課税仕入れ等で政令で定めるもの
第五条 地方税法第七十二条の八十八第一項の事業者が、施行日以後に終了する課税期間（同法

が、施行日以後に終了する中間申告対象期間（消費税法第四十三条第一項に規定する中間申告対象期間をいう。以下この項において同じ。）に係る地方税法第七十二条の八十七の規定による申告書を提出する場合において、消費税法第四十三条第一項第四号に掲げる金額の計算の基礎となる金額に経過措置対象課税資産の譲渡等又は経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれているときは、当該申告書に係る中間申告対象期間を一の課税期間とみなして次条第一項の規定を適用して算出した金額を当該中間申告対象期間に係る地方税法第七十二条の八十七各項の規定による譲渡割額として同条各項の規定を適用する。

2 前項の経過措置対象課税資産の譲渡等とは、租税特別措置法（昭和三十一年法律第二百六号）第八十六条の三の二において読み替えて適用される消費税法第二十九条に規定する税率と異なる税率が適用される課税資産の譲渡等をいう。
3 第一項の経過措置対象課税仕入れ等とは、次に掲げるものをいう。
一 施行日前に事業者が行った課税仕入れ（消費税法第二十一条第一項第二号に規定する課税仕入れをいう。第三号及び第五号並びに次条第一項第二号において同じ。）
二 施行日前に事業者が保稅地域から引き取った課税貨物
三 租税特別措置法の一部を改正する法律（以下この項及び次条第一項第二号において「租税特別措置法改正法」という。）附則第五条第五項の規定の適用を受ける課税仕入れ
四 租税特別措置法改正法附則第五条第四項、第八条又は第九条の規定の適用を受ける課税資産の譲渡等
五 前各号に掲げるもののほか、租税特別措置法改正法附則の規定の適用を受ける課税仕入れ等で政令で定めるもの
第五条 地方税法第七十二条の八十八第一項の事業者が、施行日以後に終了する課税期間（同法

が、施行日以後に終了する中間申告対象期間（消費税法第四十三条第一項に規定する中間申告対象期間をいう。以下この項において同じ。）に係る地方税法第七十二条の八十七の規定による申告書を提出する場合において、消費税法第四十三条第一項第四号に掲げる金額の計算の基礎となる金額に経過措置対象課税資産の譲渡等又は経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれているときは、当該申告書に係る中間申告対象期間を一の課税期間とみなして次条第一項の規定を適用して算出した金額を当該中間申告対象期間に係る地方税法第七十二条の八十七各項の規定による譲渡割額として同条各項の規定を適用する。

2 前項の経過措置対象課税資産の譲渡等とは、租税特別措置法（昭和三十一年法律第二百六号）第八十六条の三の二において読み替えて適用される消費税法第二十九条に規定する税率と異なる税率が適用される課税資産の譲渡等をいう。
3 第一項の経過措置対象課税仕入れ等とは、次に掲げるものをいう。
一 施行日前に事業者が行った課税仕入れ（消費税法第二十一条第一項第二号に規定する課税仕入れをいう。第三号及び第五号並びに次条第一項第二号において同じ。）
二 施行日前に事業者が保稅地域から引き取った課税貨物
三 租税特別措置法の一部を改正する法律（以下この項及び次条第一項第二号において「租税特別措置法改正法」という。）附則第五条第五項の規定の適用を受ける課税仕入れ
四 租税特別措置法改正法附則第五条第四項、第八条又は第九条の規定の適用を受ける課税資産の譲渡等
五 前各号に掲げるもののほか、租税特別措置法改正法附則の規定の適用を受ける課税仕入れ等で政令で定めるもの
第五条 地方税法第七十二条の八十八第一項の事業者が、施行日以後に終了する課税期間（同法

が、施行日以後に終了する中間申告対象期間（消費税法第四十三条第一項に規定する中間申告対象期間をいう。以下この項において同じ。）に係る地方税法第七十二条の八十七の規定による申告書を提出する場合において、消費税法第四十三条第一項第四号に掲げる金額の計算の基礎となる金額に経過措置対象課税資産の譲渡等又は経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれているときは、当該申告書に係る中間申告対象期間を一の課税期間とみなして次条第一項の規定を適用して算出した金額を当該中間申告対象期間に係る地方税法第七十二条の八十七各項の規定による譲渡割額として同条各項の規定を適用する。

が、施行日以後に終了する中間申告対象期間（消費税法第四十三条第一項に規定する中間申告対象期間をいう。以下この項において同じ。）に係る地方税法第七十二条の八十七の規定による申告書を提出する場合において、消費税法第四十三条第一項第四号に掲げる金額の計算の基礎となる金額に経過措置対象課税資産の譲渡等又は経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれているときは、当該申告書に係る中間申告対象期間を一の課税期間とみなして次条第一項の規定を適用して算出した金額を当該中間申告対象期間に係る地方税法第七十二条の八十七各項の規定による譲渡割額として同条各項の規定を適用する。

2 前項の経過措置対象課税資産の譲渡等とは、租税特別措置法（昭和三十一年法律第二百六号）第八十六条の三の二において読み替えて適用される消費税法第二十九条に規定する税率と異なる税率が適用される課税資産の譲渡等をいう。
3 第一項の経過措置対象課税仕入れ等とは、次に掲げるものをいう。
一 施行日前に事業者が行った課税仕入れ（消費税法第二十一条第一項第二号に規定する課税仕入れをいう。第三号及び第五号並びに次条第一項第二号において同じ。）
二 施行日前に事業者が保稅地域から引き取った課税貨物
三 租税特別措置法の一部を改正する法律（以下この項及び次条第一項第二号において「租税特別措置法改正法」という。）附則第五条第五項の規定の適用を受ける課税仕入れ
四 租税特別措置法改正法附則第五条第四項、第八条又は第九条の規定の適用を受ける課税資産の譲渡等
五 前各号に掲げるもののほか、租税特別措置法改正法附則の規定の適用を受ける課税仕入れ等で政令で定めるもの
第五条 地方税法第七十二条の八十八第一項の事業者が、施行日以後に終了する課税期間（同法

が、施行日以後に終了する中間申告対象期間（消費税法第四十三条第一項に規定する中間申告対象期間をいう。以下この項において同じ。）に係る地方税法第七十二条の八十七の規定による申告書を提出する場合において、消費税法第四十三条第一項第四号に掲げる金額の計算の基礎となる金額に経過措置対象課税資産の譲渡等又は経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれているときは、当該申告書に係る中間申告対象期間を一の課税期間とみなして次条第一項の規定を適用して算出した金額を当該中間申告対象期間に係る地方税法第七十二条の八十七各項の規定による譲渡割額として同条各項の規定を適用する。

2 前項の経過措置対象課税資産の譲渡等とは、租税特別措置法（昭和三十一年法律第二百六号）第八十六条の三の二において読み替えて適用される消費税法第二十九条に規定する税率と異なる税率が適用される課税資産の譲渡等をいう。
3 第一項の経過措置対象課税仕入れ等とは、次に掲げるものをいう。
一 施行日前に事業者が行った課税仕入れ（消費税法第二十一条第一項第二号に規定する課税仕入れをいう。第三号及び第五号並びに次条第一項第二号において同じ。）
二 施行日前に事業者が保稅地域から引き取った課税貨物
三 租税特別措置法の一部を改正する法律（以下この項及び次条第一項第二号において「租税特別措置法改正法」という。）附則第五条第五項の規定の適用を受ける課税仕入れ
四 租税特別措置法改正法附則第五条第四項、第八条又は第九条の規定の適用を受ける課税資産の譲渡等
五 前各号に掲げるもののほか、租税特別措置法改正法附則の規定の適用を受ける課税仕入れ等で政令で定めるもの
第五条 地方税法第七十二条の八十八第一項の事業者が、施行日以後に終了する課税期間（同法

が、施行日以後に終了する中間申告対象期間（消費税法第四十三条第一項に規定する中間申告対象期間をいう。以下この項において同じ。）に係る地方税法第七十二条の八十七の規定による申告書を提出する場合において、消費税法第四十三条第一項第四号に掲げる金額の計算の基礎となる金額に経過措置対象課税資産の譲渡等又は経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれているときは、当該申告書に係る中間申告対象期間を一の課税期間とみなして次条第一項の規定を適用して算出した金額を当該中間申告対象期間に係る地方税法第七十二条の八十七各項の規定による譲渡割額として同条各項の規定を適用する。

2 前項の経過措置対象課税資産の譲渡等とは、租税特別措置法（昭和三十一年法律第二百六号）第八十六条の三の二において読み替えて適用される消費税法第二十九条に規定する税率と異なる税率が適用される課税資産の譲渡等をいう。
3 第一項の経過措置対象課税仕入れ等とは、次に掲げるものをいう。
一 施行日前に事業者が行った課税仕入れ（消費税法第二十一条第一項第二号に規定する課税仕入れをいう。第三号及び第五号並びに次条第一項第二号において同じ。）
二 施行日前に事業者が保稅地域から引き取った課税貨物
三 租税特別措置法の一部を改正する法律（以下この項及び次条第一項第二号において「租税特別措置法改正法」という。）附則第五条第五項の規定の適用を受ける課税仕入れ
四 租税特別措置法改正法附則第五条第四項、第八条又は第九条の規定の適用を受ける課税資産の譲渡等
五 前各号に掲げるもののほか、租税特別措置法改正法附則の規定の適用を受ける課税仕入れ等で政令で定めるもの
第五条 地方税法第七十二条の八十八第一項の事業者が、施行日以後に終了する課税期間（同法

が、施行日以後に終了する中間申告対象期間（消費税法第四十三条第一項に規定する中間申告対象期間をいう。以下この項において同じ。）に係る地方税法第七十二条の八十七の規定による申告書を提出する場合において、消費税法第四十三条第一項第四号に掲げる金額の計算の基礎となる金額に経過措置対象課税資産の譲渡等又は経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれているときは、当該申告書に係る中間申告対象期間を一の課税期間とみなして次条第一項の規定を適用して算出した金額を当該中間申告対象期間に係る地方税法第七十二条の八十七各項の規定による譲渡割額として同条各項の規定を適用する。

第七十二条の七八八第三項に規定する課税期間をいう。以下この条において同じ。に係る同法第七十二条の八八八第一項の規定による申告書を提出する場合において、当該課税期間に係る同項に規定する消費税額の計算の基礎となる金額に前条第二項に規定する経過措置対象課税資産の譲渡等又は同条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれ、かつ、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除して残額があるときは、当該残額を当該課税期間に係る同法第七十二条の八八八第一項前段に規定する譲渡割額として同項の規定を適用する。

一 イに掲げる金額に百分の二十五を乗じて得た金額及びロに掲げる金額に百分の五十を乗じて得た金額の合計額

イ 当該課税期間中に当該事業者が行った前条第二項に規定する経過措置対象課税資産の譲渡等（地方税法等の一部を改正する法律（平成六年法律第百十一号）附則第五条第二項に規定する経過措置対象課税資産の譲渡等を除く。）に係る消費税額の合計額
ロ 当該課税期間中に当該事業者が行った課税資産の譲渡等（前条第二項に規定する経過措置対象課税資産の譲渡等を除く。）に係る消費税額の合計額

二 イに掲げる金額に百分の二十五を乗じて得た金額及びロに掲げる金額に百分の五十を乗じて得た金額の合計額

イ 当該課税期間中に当該事業者等が行った課税仕入れ又は当該課税期間中に保税地域から引き取った課税貨物（前条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等（地方税法等の一部を改正する法律附則第五条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等を除く。）に限る。）につき、租税特別措置法改正法施行前の消費税法第三章の規定を適用した場合に同章の規定により当該課税期間の同法第四十五条第一項第二号に掲げる

消費税額から控除されるべき同項第三号イからハまでに掲げる消費税額の合計額
ロ 当該課税期間中に当該事業者が行った課税仕入れ又は当該課税期間中に保税地域から引き取った課税貨物（前条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等を除く。）につき、租税特別措置法改正法施行後の消費税法第三章の規定を適用した場合に同章の規定により当該課税期間の同法第四十五条第一項第二号に掲げる消費税額から控除されるべき同項第三号イからハまでに掲げる消費税額の合計額

2 地方税法第七十二条の八八八第一項の事業者が、施行日以後に終了する課税期間に係る同項の規定による申告書を提出する場合において、当該課税期間に係る同項に規定する消費税額の計算の基礎となる金額に前条第二項に規定する経過措置対象課税資産の譲渡等又は同条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれ、かつ、前項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除して控除しきれなかった金額があるときは、当該事業者を同法第七十二条の八八八第二項に規定する事業者と、当該控除しきれなかった金額を同項に規定する金額とみなして、同項の規定を適用する。

3 地方税法第七十二条の八八八第二項の事業者（消費税法第四十五条第一項の規定により消費税に係る申告書を提出する義務がある者に限る。）が、施行日以後に終了する課税期間に係る同項に規定する消費税額の計算の基礎となる金額に前条第二項に規定する経過措置対象課税資産の譲渡等又は同条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれ、かつ、第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除して控除しきれなかった金額があるときは、当該控除しきれな

かつた金額を当該課税期間に係る同法第七十二条の八八八第二項に規定する金額として同項の規定を適用する。

4 地方税法第七十二条の八八八第二項の事業者（消費税法第四十五条第一項の規定により消費税に係る申告書を提出する義務がある者に限る。）が、施行日以後に終了する課税期間に係る消費税法第四十五条第一項の規定による申告書を提出する場合において、当該課税期間に係る同項に規定する不足額の計算の基礎となる金額に前条第二項に規定する経過措置対象課税資産の譲渡等又は同条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれ、かつ、第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除して残額があるときは、当該事業者を地方税法第七十二条の八八八第一項に規定する事業者と、当該残額を当該課税期間に係る同項前段に規定する譲渡割額とみなして、同項の規定を適用する。

5 地方税法第七十二条の八八八第二項の事業者（消費税法第四十六条第一項の規定により消費税の申告書を提出しようとする者に限る。）が、施行日以後に終了する課税期間に係る地方税法第七十二条の八八八第二項の規定による申告書を提出する場合において、当該課税期間に係る同項に規定する不足額の計算の基礎となる金額に前条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれているときは、第一項第二号に掲げる金額を当該課税期間に係る同法第七十二条の八八八第二項に規定する金額として同項の規定を適用する。

6 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用がある場合における新法第二章第三節及び附則第九条の三の二から第九条の十六までの規定の適用に関し必要な技術的調整その他必要な事項は、政令で定める。
（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）
第六条 第三条の規定による改正後の地方交付税法附則第二条の二の規定は、平成十一年度分の

地方交付税から適用する。
（交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正に伴う経過措置）
第七条 第四条の規定による改正後の交付税及び譲与税特別会計法附則第四条の二の規定は、平成十一年度分の予算から適用する。
（政令への委任）
第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置その他必要な事項は、政令で定める。

三月五日本委員会に左の案件が付託された。
一、犯罪被害者救済制度の充実に関する請願（第五七〇号）
一、税制改正に関する請願（第五七一〇号）
一、地方分権の推進に伴う地方財源の充実強化に関する請願（第五七二〇号）
一、地方の公債費負担の軽減に関する請願（第五七三〇号）
一、過疎地域活性化のための新立法措置に関する請願（第五七四〇号）
一、地方事務官の地方公務員への身分移管に関する請願（第五七五〇号）

第五七〇号 平成十一年二月二十三日受理
犯罪被害者救済制度の充実に関する請願
請願者 長野県諏訪郡下諏訪町小湯の上
三、六〇六 小林千秀
紹介議員 北澤 俊美君
この請願の趣旨は、第二六九号と同じである。

第五七一〇号 平成十一年二月二十三日受理
税制改正に関する請願
請願者 長野県諏訪郡下諏訪町小湯の上
三、六〇六 小林千秀
紹介議員 北澤 俊美君
この請願の趣旨は、第二七〇号と同じである。

第五七二号 平成十一年二月二十三日受理
地方分権の推進に伴う地方税財源の充実強化に関する請願

請願者 長野県下高井郡山ノ内町平穩二、
二〇二 西山平四郎

紹介議員 北澤 俊美君

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第五七三号 平成十一年二月二十三日受理
地方の公債費負担の軽減に関する請願

請願者 長野県諏訪郡下諏訪町小湯の上
三、六〇六 小林千秀

紹介議員 北澤 俊美君

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第五七四号 平成十一年二月二十三日受理
過疎地域活性化のための新立法措置に関する請願

請願者 長野県諏訪郡下諏訪町小湯の上
三、六〇六 小林千秀

紹介議員 北澤 俊美君

この請願の趣旨は、第二七三号と同じである。

第五七五号 平成十一年二月二十三日受理
地方事務官の地方公務員への身分移管に関する請願

請願者 長野県諏訪郡下諏訪町小湯の上
三、六〇六 小林千秀

紹介議員 北澤 俊美君

この請願の趣旨は、第二七四号と同じである。

三月八日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、地方税法の一部を改正する法律案
- 一、地方交付税法等の一部を改正する法律案
- 一、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律案

地方税法の一部を改正する法律案
地方税法の一部を改正する法律

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四百三十六条」を「第四百二十二条の三」に、「第六款 犯則取締(第四百三十七条―第四百四十一条)」を「第六款 固定資産の価格に係る不服審査(第四百二十三条―第四百三十六三十七条―第四百四十一条)」

第七十二条の十四第一項ただし書中「の表の第五号から第八号までの上欄に掲げる法人の当該各号の中欄に掲げる」を「に規定する」に、「若しくは麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)」を、「麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)若しくは感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)」に改める。

第七十二条の十七第一項ただし書中「若しくは麻薬及び向精神薬取締法」を、「麻薬及び向精神薬取締法若しくは感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に改める。

第七十二条の十八第一項及び第二項中「二百七十万円」を「二百九十万円」に改める。

第七十三条の四第一項第四号を次のように改める。
四 社会福祉法人(日本赤十字社を含む。次号から第四号の七までにおいて同じ。)が生活保護法第三十八条第一項に規定する保護施設

の用に供する不動産で政令で定めるもの
第七十三条の四第一項第四号の次に次の七号を加える。
四の二 社会福祉法人その他政令で定める者が児童福祉法第七条に規定する児童福祉施設の用に供する不動産で政令で定めるもの
四の三 社会福祉法人その他政令で定める者が老人福祉法第五条の三に規定する老人福祉施設の用に供する不動産で政令で定めるもの
四の四 社会福祉法人その他政令で定める者が身体障害者福祉法第五条第一項に規定する身体障害者更生援護施設の用に供する不動産で

政令で定めるもの
四の五 社会福祉法人その他政令で定める者が知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第五条に規定する知的障害者援護施設の用に供する不動産で政令で定めるもの
四の六 社会福祉法人その他政令で定める者が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十条の二第一項に規定する精神障害者社会復帰施設の用に供する不動産で政令で定めるもの
四の七 第四号から前号までに掲げる不動産のほか、社会福祉法人その他政令で定める者が社会福祉事業法第二条第一項に規定する社会福祉事業の用に供する不動産で政令で定めるもの
四の八 更生保護法(平成七年法律第八十六号)第二条第一項に規定する更生保護事業の用に供する不動産で政令で定めるもの
第七十三条の四第一項第五号中「前二号」を「第三号から第四号の七まで」に改め、同項第八号中「不動産」の下に「政令で定めるもの」を加え、同項第九号中「又は第十四号」を削り、同項第十号中「若しくは第三号から第五号まで」を、「第三号若しくは第四号」に改め、同項第十三号中「第三十号第一項第二号イ」の下に「第四号又は第五号」を加え、同項第十五号中「不動産」の下に「政令で定めるもの」を加え、同項第十六号中「地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成四年法律第七十六号)第四十条第二項第一号に規定する業務(政令で定めるものに限る。）」の用に供する不動産」を削り、「土地並びに」を「土地」に改め、「第八号第二項第二号に規定する業務(政令で定めるものに限る。）」の用に供する土地」の下に「並びに新事業創出促進法(平成十年法律第百五十二号)第二十六条第一項第一号又は第三号に規定する業務(政令で定めるものに限る。）」の用に供する土地」を加える。

第七十三条の六第三項中「地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律」の下に「(平成四年法律第七十六号)」を加える。

第七十三条の七に次の一号を加える。
十六 森林組合又は森林組合連合会が森林組合法(昭和五十三年法律第三十六号)第八十条の三第一項の規定により権利を承継する場合における不動産の取得

第七十三条の十四第三項中「個人が住宅」を「個人が自己の居住の用に供する既存住宅」に、「あるもの」を「ある住宅」に、「限る」を「をいう」に、「既存住宅」というを「同じ」に改める。

第七十三条の二十四第一項中「本項」の下に「及び次項」を加え、同条第二項中「既存住宅一戸」を「既存住宅等(既存住宅及び新築された特例適用住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものうち当該特例適用住宅に係る土地について前項の規定の適用を受けるもの以外のものをいう。以下本項において同じ。）」一戸」に改め、同項各号中「既存住宅」を「自己の居住の用に供する既存住宅等」に改める。

第三百四十一条中「左の」を「次の」に改め、同条第四号中「算入されるもの」の下に「のうちその取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの」を加え、「但し」を「ただし」に改める。

第三百四十八条第二項第二号の八中「第五条の規定により指定された都市計画区域」を「第七条第一項の規定により定められた市街化区域」に改め、同項第十号を次のように改める。
十 社会福祉法人(日本赤十字社を含む。次号から第十号の七までにおいて同じ。)が生活保護法第三十八条第一項に規定する保護施設の用に供する固定資産で政令で定めるもの
第三百四十八条第二項第十号の次に次の七号を加える。

十の二 社会福祉法人その他政令で定める者が児童福祉法第七条に規定する児童福祉施設の用に供する固定資産で政令で定めるもの

四一

十の三 社会福祉法人その他政令で定める者が老人福祉法第五条の三に規定する老人福祉施設の用に供する固定資産で政令で定めるもの
十の四 社会福祉法人その他政令で定める者が身体障害者福祉法第五条第一項に規定する身体障害者更生援護施設の用に供する固定資産で政令で定めるもの
十の五 社会福祉法人その他政令で定める者が知的障害者福祉法第五条に規定する知的障害者援護施設の用に供する固定資産で政令で定めるもの
十の六 社会福祉法人その他政令で定める者が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十条の二第一項に規定する精神障害者社会復帰施設の用に供する固定資産で政令で定めるもの
十の七 第十号から前号までに掲げる固定資産のほか、社会福祉法人その他政令で定める者が社会福祉事業法第二条第一項に規定する社会福祉事業の用に供する固定資産で政令で定めるもの
十の八 更生保護法人が更生保護事業法第二条第一項に規定する更生保護事業の用に供する固定資産で政令で定めるもの

第九号から第十号の七まで「前二号」を「第九号」及び「診療所」の下に「において直接その用に供する固定資産で政令で定めるもの」を加え、同項第十一号の四「地方公務員共済組合」の下に「(以下本号において「健康保険組合等」という。)を加え、「診療所及び」を「及び診療所において直接その用に供する固定資産で政令で定めるもの並びに健康保険組合等が所有し、かつ、経営する」に改め、同項第二十号中「固定資産」の下に「政令で定めるもの」を加え、同項第二十五号中「昭和五十三年法律第三十六号」を削り、同項第三十二号を次のように改める。
三十二 住宅・都市整備公団が住宅・都市整備公団法第三十四条第一項各号に掲げる工事

第三部 地方行政・警察委員会会議録第二号
平成十一年三月九日【参議院】

同条第四項(被災市街地復興特別措置法第二十二條第二項、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第一百一条の十五第一項及び大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法(昭和六十三年法律第四十七号)第二十一条第二項において準用する場合を含む。)の公告に係るものとして取得した土地
第三百四十九條の三第七項中「専ら」を削り、「運航するもの」の下に「のうち自治省令で定めるもの(以下本項において「国際航空機」という。))を、「五分の一の額」の下に「(国際航空機のうち、国際路線専用機として自治省令で定めるものにあつては二分の一を、国際路線専用機に準ずるものとして自治省令で定めるものにあつては三分の二を当該額に乗じて得た額)を加え、同条第八項中「ターボジェット発動機を有するものを除く。」を削り、同条第十四項中「第三十八項」を「第三十七項」に改め、同条第二十一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改め、同条第二十二項中「から五年度分の固定資産税については当該」を「から五年度分の固定資産税に限り、当該」に改め、「とし、その後五年度分の固定資産税については当該構築物の価格の四分の三の額」を削り、同条第二十三項中「第三十八項」を「第三十七項」に改め、同条第二十五項を削り、同条第二十六項中「第三十條第一項第五号に規定する基礎的研究に係る業務の用に供する償却資産で政令で定めるもの及び科学技術振興事業団が所有し、かつ、直接同条第一項第二号イに規定する業務の用に供する家屋」を「第三十條第一項第二号イ、第四号又は第五号に規定する業務の用に供する家屋及び償却資産」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十七項中「六分の一」を「三分の一

(当該土地のうちほ場の用に供するものにあつては、当該土地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の六分の一)に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十八項を第二十七項とし、第二十九項から第三十九項までを一項ずつ繰り上げる。
第四百一十一條第一項後段を削る。
第四百一十五條第一項中「から同月二十日までの間」を「から二十日以上の期間」に改め、同項ただし書中「毎年三月二十一日以後に」を「三月二十日以後の日を」に、「を設ける」を「の開始の日とする」に改め、同条第三項中「同項ただし書の規定による縦覧期間」を「期間」に改める。
第四百一十九條第三項中「二十日間」を「二十日以上の期間」に改める。
第四百二十二條の二の次に次の一条を加える。
第四百二十二條の二 土地及び家屋の基準年度の価格又は比準価格(土地又は家屋の基準年度の価格又は比準価格の登記所への通知)
第四百二十二條の三 市町村長は、第四百十條、第四百十七條、第四百十九條第二項又は第四百三十五條第二項の規定によつて、土地及び家屋の基準年度の価格又は比準価格を決定し、又は修正した場合においては、その基準年度の価格又は比準価格を、遅滞なく、当該決定又は修正に係る土地又は家屋の所在地を管轄する登記所に通知しなければならない。
第三章第二節第六款を第七款とし、第四百一十三條の前に次の款名を付する。
第六款 固定資産の価格に係る不服審査
第四百二十三條第一項中「事項(土地登記簿又は建物登記簿に登記された事項を除く。))」を「価格」に改め、同条第二項中「三人とする」を「三人以上とし、当該市町村の条例で定める」に改め、同条第三項中「当該市町村の住民若しくは市町村税の納税義務がある者以外の者」を削り、「も」の(次項において「学識経験を有する者」という。))を「者」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「第三項」を「前項」に改め、同項を同

条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項に次のただし書を加え、同項を同条第六項とする。
ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
第四百二十三條中第八項を第七項とし、第九項を削り、第十項を第八項とし、第十一項を第九項とする。
第四百二十四條を次のように改める。
第四百二十四條 削除
第四百二十四條の二を削る。
第四百二十八條から第四百三十一條までを次のように改める。
(合議体)
第四百二十八條 固定資産評価審査委員会は、委員のうちから固定資産評価審査委員会が指定する者三人をもつて構成する合議体で、審査の申出の事件を取り扱う。
2 前項の合議体を構成する者のうちから固定資産評価審査委員会が指定する者一人を審査長とする。
3 第一項の合議体は、当該合議体を構成する委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、及び議決をすることができない。
4 第一項の合議体の議事は、当該合議体を構成する委員の過半数をもつて決する。
第四百二十九條から第四百三十一條まで 削除
第四百三十二條の見出しを「(固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査の申出)」に改め、同条第一項中「事項(土地登記簿又は建物登記簿に登記された事項及び」を「価格」に、「価格等に関する事項」を「もの」に、「(第四百十九條第三項の場合を含む。))」を「の縦覧期間の初日から納税通知書の交付を受けた日後三十日まで若しくは第四百十九條第三項」に改め、「末日後十日」の下に「(第四百二十條の更正に基づく納税通知書の交付を受けた者にあつては、当該納税通知書の交付を受けた日後三十日)」を加え、同条第二項中「から第十三條まで並びに」を「から第十三條ま

四三

で、「及び第四項」の下に「並びに第二十一条」を加える。

第四百三十三条第一項中、「口頭審理」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 不服の審理は、書面による。ただし、審査を申し出た者の求めがあつた場合には、固定資産評価審査委員会は、当該審査を申し出た者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

第四百三十三条第八項を同条第十二項とし、同条第七項中「行政不服審査法」の下に「第二十二條、第二十三條」を、「及び第二項」の下に「第四十一条第一項」を加え、同項を同条第十一項とし、同条第六項を削り、同条第五項中「第四十条の規定」を「第三項の規定」に改め、同項を同条第十項とし、同条第四項を同条第九項とし、同条第三項中「前二項の場合において」を「前項の」に、「行うときは」を「行う場合には」に改め、「審査を申し出た者、市町村長又は」を削り、同項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8 第六項の口頭審理の指揮は、審査長が行う。第四百三十三条第二項の次に次の四項を加える。

3 固定資産評価審査委員会は、審査のために必要がある場合においては、職権に基づいて、又は関係人の請求によつて審査を申し出た者及びその者の固定資産の評価に必要な資料を所持する者に対し、審査に関し必要な資料の提出を求めることができる。

4 固定資産評価審査委員会は、審査のために必要がある場合においては、固定資産評価員に対し、評価調査に関する事項についての説明を求めることができる。

5 審査を申し出た者は、市町村長に対し、当該申出に係る主張の理由があることを明らかにするために必要な事項について、相当の期間を定めて、書面で回答するよう、書面で照会をすることができ。ただし、その照会が次の各号の

いずれかに該当するときは、この限りでない。

一 具体的又は個別的でない照会
二 既にした照会と重複する照会
三 意見を求める照会
四 回答するために不相当な費用又は時間を要する照会

五 当該審査を申し出た者以外の者が所有者である固定資産に関する事項についての照会
6 固定資産評価審査委員会は、審査のために必要がある場合においては、第二項の規定にかかわらず、審査を申し出た者及び市町村長の出席を求めて、公開による口頭審理を行うことができる。

第四百三十五条の見出し中「基く」を「基づく」に改め、同条第一項中「第四百三十三条第八項」を「第四百三十三条第十二項」に改める。
第四百三十六条を次のように改める。

（固定資産評価審査委員会に関する条例又は規程事項）
第四百三十六条 この法律に規定するもののほか、固定資産評価審査委員会の審査の手續、記録の保存その他審査に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。

2 前項の条例で定めるべき事項は、当該条例の定めるところによつて、固定資産評価審査委員会の規程で定めることができる。

第五百八十六条第二項第一号の五を次のように改める。

一の五 新事業創出促進法第二十四条第五項の規定による同意（同法第二十五条第一項の規定による同意を含む。）を受けた同法第二十四条第一項に規定する高度技術産業集積活性化計画において定められた同条第二項第一号に規定する高度技術産業集積地域の区域において、政令で定める事業を営む者であつて、当該事業の用に供する設備で政令で定めるものを新設し、かつ、当該設備に係る建物（政令で定めるものに限る。）を建設したもので政令で定めるものが当該建物の敷地の用に供

する土地（これと一体的に使用される土地で政令で定めるものを含む。）
第五百八十六条第二項第一号の二十五の次に次の二号を加える。

一の二十六 新事業創出促進法第二十六条第一項に規定する特定高度研究機能集積地区において、同法第十九条第一項の規定により認定を受けた同項に規定する中核的支援機関であつて同法第二十六条第一項第四号の規定により地域振興整備公団から出資を受けて同号に規定する新事業支援施設の整備及び管理の事業を行うもので政令で定めるものが新築した当該新事業支援施設の用に供する家屋の敷地の用に供する土地

一の二十七 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第 号）第二条第五項に規定する選定事業者が同法第十条に規定する事業計画若しくは協定に従つて実施する同法第二条第四項に規定する選定事業又は当該選定事業に係るものとして政令で定める事業の用に供する土地

第五百八十六条第二項第四号の五を次のように改める。

四の五 生活保護法第三十八条第一項に規定する保護施設、児童福祉法第七条に規定する児童福祉施設、老人福祉法第五条の三に規定する老人福祉施設、身体障害者福祉法第五条第一項に規定する身体障害者更生援護施設、知的障害者福祉法第五条に規定する知的障害者援護施設及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十条の二第一項に規定する精神障害者社会復帰施設並びに社会福祉事業法第二条第一項に規定する社会福祉事業及び更生保護事業法第二条第一項に規定する更生保護事業の用に供する土地

第五百八十六条第二項第十号中「中小企業近代化促進法（昭和三十八年法律第六十四号）第四条第一項若しくは第二項若しくは」を削り、同項第

十四号を次のように改める。

十四 中小企業経営革新支援法（平成十一年法律第 号）第五条第二項に規定する承認経営革新計画に従つて実施する同法第二条第三項に規定する経営革新若しくは当該経営革新に係るものとして政令で定める事業又は同法第十一条第二項に規定する承認経営基盤強化計画に従つて実施する同法第十条第一項に規定する経営基盤強化事業若しくは当該経営基盤強化事業に係るものとして政令で定める事業の用に供する土地で政令で定めるもの
第五百八十六条第二項第二十一号の二中「住宅・都市整備公団又は」を削り、「地域振興整備公団が」の下に「施行する」を加え、「用に供する土地を当該事業を施行したこれらの公団を」施行に係る土地を地域振興整備公団」に改める。

第五百九十五条中「同項第二号」を「第五百九十九条第一項第二号」に、「同項第三号」を「第五百九十九条第一項第三号」に改める。
第六百一条第一項中「使用しよう」を「使用し、又は使用させよう」に、「使用し、」を「使用し、又は使用させよう」に、「当該使用」を「これらを使用し、又は使用させよう」に改め、同条第二項中「使用する」を「使用し、又は使用させる」に改める。

第六百三条の二の二第一項中「使用しよう」を「使用し、又は使用させよう」に、「使用し、」を「使用し、又は使用させよう」に、「当該使用」を「これらを使用し、又は使用させよう」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 第六百一条第二項から第九項までの規定は、第一項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「納税義務の免除に係る期間（本項の規定により納税義務の免除に係る期間を延長した場合における当該延長された期間を含む。以下本項において同じ。）とあるのは「第六百三条の二の二第一項に規定する納税義務の免除に係る期間」と、「市町村長が定める相当の期間」とあるのは「五年を超えない範囲内で市町村長が定める相当の期間」と、「延長

相当の期間」とあるのは「五年を超えない範囲内で市町村長が定める相当の期間」と、「延長

捨てる。)を控除した割合が年七・三パーセントの割合のうち占める割合を乗じて計算した金額

3 当分の間、各年の特例基準割合が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、第十七条の四第一項に規定する還付加算金の計算の基礎となる期間であつてその年に含まれる期間に対応する還付加算金についての同項の規定の適用については、同項中「年七・三パーセントの割合」とあるのは、「附則第三条の二第一項に規定する特例基準割合(当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」とする。

4 前三項のいずれかの規定の適用がある場合における延滞金及び還付加算金の額の計算において、その計算の課程における金額に円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
附則第三条の三中「三十万円」を「三十一万円」に改める。
附則第三条の四から第三条の六までを削る。
附則第四条第二項を削る。
附則第四条の二を附則第四条の三とし、附則第四条の次に次の一条を加える。
(特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除)

第四條の二 道府県民税の所得割の納税義務者の前年前三年内の年に生じた居住用財産の譲渡損失の金額(本項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下本項において「控除適用譲渡損失金額」という。)は、当該納税義務者が前年十二月三十一日において当該控除適用譲渡損失金額に係る租税特別措置法第四十一条の五第三項第一号に規定する買換資産(次項及び第七項において「買換資産」という。)に係る同条第三項第二号に規定する住宅借入金等(次項において「住宅借入金等」という。)の金額を有する場合で、当該居住用財産の譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の道府県民税について居住用財産の譲渡損失の

金額の控除に関する事項を記載した第四十五条の二第二項又は第三項の規定による申告書(第五項第二号の規定により読み替えて適用される同条第四項の規定による申告書を含む。以下本項において同じ。)を提出した場合(市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。)において、その後の年度分の道府県民税について連続してこれらの申告書(その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)を提出しているときに限り、当該納税義務者が当該年度以前年度の道府県民税について当該控除適用譲渡損失金額が生じた年の前年以前の年に生じた居住用財産の譲渡損失の金額につき本項の規定の適用を受ける場合又は受けている場合を除き、政令で定めるところにより、当該納税義務者の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が三千万円を超える年度の道府県民税の所得割については、この限りでない。

2 前項に規定する居住用財産の譲渡損失の金額とは、当該道府県民税の所得割の納税義務者が、平成十一年一月一日から平成十二年十二月三十一日までの期間(次項において「指定期間」という。)内に、租税特別措置法第四十一条の五第三項第一号に規定する譲渡資産(以下本項及び次項において「譲渡資産」という。)の同号に規定する特定譲渡(以下本項において「特定譲渡」という。)をした場合(当該納税義務者が当該特定譲渡に係る契約を締結した日の前日(政令で定める場合にあつては、政令で定める日)において当該譲渡資産に係る住宅借入金等の金額を有する場合に限るものとし、当該納税義務者がその年の前年又は前々年における資産の譲渡につき同法第三十一条の三第一項、第三十五条第一項、第三十六条の二、第三十六条の

五又は第三十六条の六の規定の適用を受けている場合を除く。)において、平成十一年一月一日から当該特定譲渡の日の属する年の翌年十二月三十一日までの間に、買換資産の同号に規定する取得をし、かつ、当該取得の日から当該取得の日の属する年の翌年十二月三十一日までの間に当該納税義務者の居住の用に供したとき、又は供する見込みであるときにおけるその年に生じた第三十二条第八項に規定する純損失の金額(同項又は同条第九項の規定の適用を受けるものを除く。)のうち、当該譲渡資産の特定譲渡(その年において当該特定譲渡が二以上ある場合には、当該納税義務者が政令で定めるところにより選定した一の特定譲渡に限る。)による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額に係るもの(当該譲渡資産のうち土地又は土地の上に存する権利で政令で定める面積が五百平方メートルを超えるものが含まれていない場合には、当該土地又は土地の上に存する権利のうち当該五百平方メートルを超える部分に相当する金額を除く。)として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

3 道府県民税の所得割の納税義務者の前年前三年間に生じた第三十二条第八項に規定する純損失の金額(以下本項において「純損失の金額」という。)のうち居住用財産の譲渡損失に係る純損失の金額(指定期間内に譲渡(租税特別措置法第四十一条の五第三項第一号に規定する譲渡所得の基因となる不動産等の貸付けを含む。)があつた譲渡資産に係る当該譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額に係る純損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。)がある場合における第三十二条第八項の規定の適用については、同項中「控除されたもの」とあるのは、「控除されたもの及び附則第四条の二第三項に規定する居住用財産の譲渡損失に係る純損失の金額」とする。

4 第一項及び前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

5 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
一 第二十三条第一項第七号、第八号、第十号、第十一号及び第十二号、第二十四条の五第一項第二号並びに第三十四条第一項第十号から第十一号まで、第三項及び第九項の規定の適用については、第二十三条第一項第十三号中「の規定」とあるのは、「並びに附則第四条の二の規定」と、同条第一項」とあるのは、「第三十二条第一項」とする。
二 第四十五条の二第四項の規定の適用については、同項中「純損失又は雑損失」とあるのは、「純損失若しくは雑損失又は附則第四条の二第二項に規定する居住用財産の譲渡損失」と、三月十五日までに第一項の道府県民税に関する申告書」とあるのは、「三月十五日までに、第一項の道府県民税に関する申告書又は自治省令の定めるところによつて同条第一項に規定する居住用財産の譲渡損失の金額の控除に関する事項その他の政令で定める事項を記載した道府県民税に関する申告書」と、「第三百十七条の二第四項」とあるのは、「同条第六項において準用する同条第五項第二号の規定により読み替えて適用される第三百十七条の二第四項」とする。
三 第四十五条の三の規定の適用については、同条第一項中「確定申告書」とあるのは、「確定申告書(租税特別措置法第四十一条の五第六項第三号の規定により読み替えて適用される所得税法第二百三十三条第一項の規定による申告書を含む。)、前条第一項から第四項まで」とあるのは、「前条第一項から第三項まで」とあり、同条第二項中「同条第一項から第四項まで」とあるのは、「同条第一項から第三項まで」とあり、同条第一項から第三項まで又は附則第四条の二第五項第二号の規定により読み替えて適用される前条第四項」とする。

項は、政令で定める。

5 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
一 第二十三条第一項第七号、第八号、第十号、第十一号及び第十二号、第二十四条の五第一項第二号並びに第三十四条第一項第十号から第十一号まで、第三項及び第九項の規定の適用については、第二十三条第一項第十三号中「の規定」とあるのは、「並びに附則第四条の二の規定」と、同条第一項」とあるのは、「第三十二条第一項」とする。
二 第四十五条の二第四項の規定の適用については、同項中「純損失又は雑損失」とあるのは、「純損失若しくは雑損失又は附則第四条の二第二項に規定する居住用財産の譲渡損失」と、三月十五日までに第一項の道府県民税に関する申告書」とあるのは、「三月十五日までに、第一項の道府県民税に関する申告書又は自治省令の定めるところによつて同条第一項に規定する居住用財産の譲渡損失の金額の控除に関する事項その他の政令で定める事項を記載した道府県民税に関する申告書」と、「第三百十七条の二第四項」とあるのは、「同条第六項において準用する同条第五項第二号の規定により読み替えて適用される第三百十七条の二第四項」とする。
三 第四十五条の三の規定の適用については、同条第一項中「確定申告書」とあるのは、「確定申告書(租税特別措置法第四十一条の五第六項第三号の規定により読み替えて適用される所得税法第二百三十三条第一項の規定による申告書を含む。)、前条第一項から第四項まで」とあるのは、「前条第一項から第三項まで」とあり、同条第二項中「同条第一項から第四項まで」とあるのは、「同条第一項から第三項まで」とあり、同条第一項から第三項まで又は附則第四条の二第五項第二号の規定により読み替えて適用される前条第四項」とする。

の規定又は当該住宅の用に供する土地に係る第七十三条の二十四第一項第四号の規定の適用については、当該住宅の新築が平成十年十月一日から平成十三年三月三十一日までの間に行われたときに限り、これらの規定中「六月」とあるのは、「一年」とする。

2 土地を取得した者が当該土地の上に第七十三条の二十四第一項に規定する特例適用住宅を新築した場合における同項第一号及び第七十三条の二十五第一項の規定の適用については、当該土地の取得が平成十一年四月一日から平成十三年六月三十日までの間に行われたときに限り、これらの規定中「二年」とあるのは、「三年」とする。

3 自己の居住の用に供しない新築された第七十三条の二十四第一項に規定する特例適用住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないもの及び当該特例適用住宅に係る土地を取得した場合における同項第三号の規定の適用については、当該土地の取得が平成十一年四月一日から平成十三年三月三十一日までの間に行われたときに限り、同号中「一年」とあるのは、「二年」とする。

附則第十一條第一項中「平成十一年三月三十一日」を「平成十三年三月三十一日」に改め、同条第三項中「平成十一年三月三十一日」を「平成十一年四月一日から平成十三年三月三十一日までの間に」に改め、同項第一号中「四分の一」を「五分の一」に改め、同項第二号中「三分の一」を「四分の一」に改め、同条第七項を次のように改める。

7 駐車場法第二條第二号に規定する路外駐車場（複数の階に設けられるもの、地下に設けられるもの又は自治省令で定める特殊の装置を用いて設けられるものに限る。）で同法第十二條の規定により届出がなされたもの（同法第四條第一項に規定する駐車場整備計画において同条第二項第五号に掲げる事業として定められた事業に係るもので当該計画に従つて整備されるもの

に限る。）のうち中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第十四條第一項の規定に基づき同項に規定する路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要が定められたもの（駐車場法第二條第一項若しくは第二項又は第二十條の二第一項の規定に基づき条例で定めるところにより設置されるものを除く。）の用に供する家屋を取得した場合における当該家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成十一年四月一日から平成十三年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該家屋のうち当該路外駐車場の用に供する部分の価格の三分の一（当該部分のうち地上に設けられる部分にあつては、四分の一）に相当する額を価格から控除するものとする。

附則第十一條第八項を削り、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項中「平成十一年三月三十一日」を「平成十三年三月三十一日」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項を同条第十項とし、同条第十二項を同条第十一項とし、同条第十三項中「平成十一年三月三十一日」を「平成十三年三月三十一日」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項を同条第十三項とし、同条第十五項を同条第十四項とし、同条第十六項中「平成十一年三月三十一日」を「平成十三年三月三十一日」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十七項を同条第十六項とし、同条第十八項から第二十項までを一項ずつ繰り上げ、同条に次の七項を加える。

20 河川法第五十八條の二第二項に規定する河川立体区域に係る同条第一項の河川管理施設の整備に係る事業の用に供するために使用された土地の上に建築されている家屋（以下本項において「従前の家屋」という。）について移転補償金を受けた者が、同条第二項の規定により当該河川立体区域の公示があつた日から二年以内

に、当該土地の上に従前の家屋に代わるものと道府県知事が認める家屋を取得した場合におい

ては、当該家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成十三年三月三十一日までに行われたときに限り、従前の家屋の固定資産課税台帳に登録された価格（従前の家屋の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合にあつては、政令で定めるところにより、道府県知事が第三百八十八條第一項の固定資産評価基準によつて決定した価格）に相当する額を価格から控除するものとする。

21 都市再開発法第二百九條の二第五項第一号に規定する再開発事業区域（当該再開発事業区域の面積が政令で定める面積以上のものに限る。）の区域内にある土地（以下本項において「従前の土地」という。）の所有者が、同法第二百九條の六に規定する認定再開発事業計画に係る再開発事業（当該再開発事業により整備される公共施設の規模その他の政令で定める要件を満たすものに限る。）により建築された建築物（階数及び構造が政令で定める要件を満たすものに限る。）の用に供する土地で従前の土地に代わるものと道府県知事が認めるものを取得した場合における当該土地（住宅の用に供するものを除く。）の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成十三年三月三十一日までに行われたときに限り、当該土地の価格の五分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

22 民間都市開発の推進に関する特別措置法第十四條の六に規定する認定計画に記載された同法第十四條の二第五項第四号の交換により同項第三号に規定する隣接土地の所有者が同条第三項に規定する事業用地の区域外の土地で同法第十四條の五第一項に規定する認定事業者が所有するもの（以下本項において「特定土地」という。）を取得した場合における当該特定土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成十四年三月三十一日までに行われたときに限り、当該特定土

地は、当該特定土地の価格の十分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

23 都市計画法第十一條第一項第一号に掲げる駐車場として都市計画に定められ、かつ、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第六條第一項に規定する基本計画に定められた特定自転車駐車場（道路交通法第二條第一項第十号に規定する原動機付自転車又は同項第十一号の二に規定する自転車）の駐車のための施設で複数の階に設けられるもの、地下に設けられるもの又は自治省令で定める特殊の装置を用いて設けられるものをいう。以下本項において同じ。）又は鉄道事業法第七條第一項に規定する鉄道事業者若しくは軌道法第四條に規定する軌道事業者が設置する一般公共の用に供することその他の政令で定める要件を満たす特定自転車駐車場の用に供する家屋を取得した場合における当該家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成十三年三月三十一日までに行われたときに限り、当該家屋のうち当該特定自転車駐車場の用に供する部分の価格の三分の一（当該部分のうち地上に設けられる部分にあつては、四分の一）に相当する額を価格から控除するものとする。

24 民法第三十四條の法人で政令で定めるものが研究交流促進法（昭和六十一年法律第五十七号）第十一條第二項の規定により国がその使用の対価を時価より低く定めた土地の上に同項に規定する国の機関と共同で行う研究に必要な施設の用に供する家屋で政令で定めるものを取得した場合における当該家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成十三年三月三十一日

当該取得が平成十三年三月三十一日

25 新事業創出促進法第二條第二項第五号に規定する特定会社が同法第九條第二項の規定により読み替へて適用される特定事業者の事業革新の

円滑化に関する臨時措置法（平成七年法律第六十一号。以下本項において「事業革新法」という。）第六條第二項に規定する承認事業革新計画に従つて新事業創出促進法第二條第一項に規定する創業等（同項第三号に掲げるものに限る。）を行つた場合において、当該承認事業革新計画に従つて設立された同法第九條第二項の規定により読み替へて適用される事業革新法第五條第三項に規定する新設会社が当該特定会社から当該創業等に係る不動産（政令で定めるものに限る。）を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成十三年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の六分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

26 阪神・淡路大震災により滅失し、又は損壊した家屋（以下本項において「被災家屋」という。）の所有者その他の政令で定める者が、当該被災家屋に代わるものと道府県知事が認める家屋（以下本項において「代替家屋」という。）の取得をした場合における当該代替家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成十二年三月三十一日までに行われたときに限り、価格に当該代替家屋の床面積に対する当該被災家屋の床面積の割合（当該割合が一を超える場合は、一）を乗じて得た額を価格から控除するものとする。

附則第十一條の四第三項、第五項及び第七項中「平成十一年三月三十一日」を「平成十三年三月三十一日」に改め、同條第九項中「平成十一年三月三十一日」を「平成十一年六月三十日」に改め、同條第十一項及び第十二項を削り、同條第十三項

中「第十六項」を「第十四項」に改め、同項を同條第十一項とし、同條第十四項中「第七十三條の二十四第二項の規定の適用がある場合を除き」を削り、同項を同條第十二項とし、同條第十五項中「第十三項」を「第十一項」に改め、同項を同條第十三項とし、同條第十六項中「第十三項」を「第十一項」に、「取得又は第十四項」を「取得又は第十二項」に、「附則第十一條の四第十三項」を「附則第十一條の四第十四項」に、「同條第十三項」を「同條第十一項」に、「附則第十一條の四第十四項」を「附則第十一條の四第十五項」に、「同條第十三項又は第十四項」を「附則第十一條の四第十四項又は第十五項」に改め、同項を同條第十四項とする。

附則第十一條の五第二項中「前條第十四項」を「前條第十二項」に改め、同條第三項の表以外の部分中「同條第十三項に規定する道路一体建物」を「同條第十二項に規定する道路一体建物」に改め、同項の表附則第十一條第十三項の項中「附則第十一條第十三項」を「附則第十一條第十二項」に改める。

附則第十二條の二中「たばこ事業法」を「平成十一年五月一日以後に売渡し等が行われたたばこ事業法」に改め、「第七十四條の五」の下に「及び前項」を加え、「三百二十九円」を「四百十三円」に改め、同條を同條第二項とし、同條に第一項として次の一項を加える。

一項の売渡し又は同條第二項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた製造たばこに係る道府県たばこ税の税率は、第七十四條の五の規定にかかわらず、当分の間、千本につき八百六十八円とする。

4 鉄道事業法第七條第一項に規定する鉄道事業法第四條に規定する軌道経営者が設置する一般公共の用に供することその他の政令で定める要件を満たす特定自転車駐車場（道路法第二條第一項第十号に規定する原動機付自転車又は同項第十一号の二に規定する自転車の駐車のための施設で複数の階に設けられるもの又は地下に設けられるものをいう。）であつて、平成十一年四月一日から平成十三年三月三十一日までの間に設置されたものの用に供する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九條又は第三百四十九條の二の規定にかかわらず、当該家屋及び償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

附則第十五條第五項中「第三号」を「第六号」に、「第七号」を「第五号」に改め、「六分の一」の下に「当該償却資産のうち、第六号に掲げるものにあつては当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一、第七号に掲げるものにあつては当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二」を加え、同項第二号中「処理施設及び下水道法第十二條第一項又は第十二條の十第一項に規定する公共下水道を使用する者が設置した除害施設」を「処理施設」に改め、同項第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号を第五号とし、同項に次の二号を加える。

い煙発生施設における窒素酸化物の発生を抑制し、又は著しく減少させるための燃焼改善設備で自治省令で定めるもの

七 下水道法第十二條第一項又は第十二條の十第一項に規定する公共下水道を使用する者が設置した除害施設で自治省令で定めるもの

附則第十五條第六項中「大気汚染防止法第二條第一項に規定するばい煙を処理し」を削り、「も」を処理し」の下に「若しくは」を加え、「処理し、若しくは特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法第二條第五項に規定する水道水源特定事業場の汚水若しくは廃液を」を削り、「第三百四十九條の三第三項、第四項若しくは第十九項」を「第三百四十九條の三第四項」に改め、同條第八項中「第四号」を「第三号」に、「第七号」を「第五号」から「第七号」まで」に改め、「二分の一」の下に「第五項第七号に掲げる施設にあつては、当該施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二」を加え、同條第九項中「限る。」又は「限る。」に改め、「ための施設」の下に「又は同條第一項に規定するばい煙を処理するための施設」を加え、「第三百四十九條の三第四項」を「第三百四十九條の三第三項、第四項又は第十九項」に改め、同條第十一項及び第十二項を次のように改める。

11 駐車場法第二條第二号に規定する路外駐車場（複数の階に設けられるもの、地下に設けられるもの又は自治省令で定める特殊の装置を用いて設けられるものに限る。）で同法第十二條の規定により届出がなされたもの（同法第四條第一項に規定する駐車場整備計画において同條第二項第五号に掲げる事業として定められた事業に係るもので当該計画に従つて整備されるものに限る。）のうち中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第十四條第一項の規定に基づき同項に規定する路外駐車場の整備に関する事業の計画

の概要が定められたもの（駐車場法第二十條第一項若しくは第二項又は第二十條の二第一項の規定に基づく条例で定めるところにより設置されるものを除く。以下本項において「特定駐車場」という。）であつて、平成十一年四月一日から平成十三年三月三十一日までの間に設置されたもの用に供する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九條又は第三百四十九條の二の規定にかかわらず、当該家屋及び償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一（当該家屋及び償却資産のうち地上に設けられる当該特定駐車場の用に供する部分にあつては、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一）の額とする。

12 都市計画法第十一條第一項第一号に掲げる駐車場として都市計画において定められ、かつ、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第六條第一項に規定する基本計画に定められた特定自動車駐車場（道路交通法第二條第一項第十号に規定する原動機付自転車又は同項第十一号の二に規定する自転車の駐車のための施設で複数の階に設けられるもの、地下に設けられるもの又は自治省令で定める特殊の装置を用いて設けられるものをいう。以下本項において同じ。）であつて、平成十一年四月一日から平成十三年三月三十一日までの間に設置されたもの用に供する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九條又は第三百四十九條の二の規定にかかわらず、当該家屋及び償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一（当該家屋及び償却資産のうち地上に設けられる当該特定

自転車駐車場の用に供する部分にあつては、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の三）の額とする。
附則第十五條第十四項中「昭和六十三年四月一日から平成十一年三月三十一日まで」を「平成十一年四月一日から平成十三年三月三十一日まで」に改め、「六分の五」の下に、「当該機械その他の設備のうち自治省令で定めるものにあつては、当該機械その他の設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の八分の七」を加え、同條第十七項及び第二十一項中「平成十一年三月三十一日」を「平成十三年三月三十一日」に改め、同條第二十七項中「若しくは次項から第三十項まで」を、「第二十九項若しくは第三十項」に改め、同條第二十八項を次のように改める。
28 放送法第二條第三号の三に規定する一般放送事業者のうち政令で定めるものが、高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法（平成十一年法律第 号）第五條第三項に規定する認定計画に従つて実施する同法第二條第三項に規定する高度テレビジョン放送施設整備事業による同法の施行の日から平成十三年三月三十一日までの間に新設した同條第二項に規定する高度テレビジョン放送施設で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九條の二の規定にかかわらず、当該施設に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の三の額とする。
附則第十五條第三十一項中「平成九年四月一日から平成十一年三月三十一日まで」を「平成十一年四月一日から平成十三年三月三十一日まで」に改め、同條第三十二項中「第二條第五項」を「同條第五項」に、「五分の四」を「六分の五」に改め、同條第三十二項中「第三十八項」を「第三十七項」に、「平成十一年三月三十一日」を「平成十三年三月三十一日」に改め、同條第三十四項中「平成十一年三月三十一日」を「平成十三年三

月三十一日」に改め、同條第三十五項中「平成十一年三月三十一日」を「平成十三年三月三十一日」に改め、同條第三十七項中「（全国新幹線鉄道整備法第二條に規定する新幹線鉄道に係るもの）にあつては、平成十一年三月三十一日」を削り、「鉄道事業法第二條第六項」を「同法第二條第六項」に改め、「専用鉄道」の下に「及び全国新幹線鉄道整備法第二條に規定する新幹線鉄道」を加え、同條第三十九項中「平成十一年三月三十一日」を「平成十三年三月三十一日」に改め、同條第四十項を次のように改める。
40 鉄道事業法第七條第一項に規定する鉄道事業者又は軌道法第四條に規定する軌道経営者が既設の鉄道（鉄道事業法第二條第六項に規定する専用鉄道を除く。以下本項において同じ。）又は軌道の駅又は停留場に係る大規模な改良工事で当該鉄道又は軌道の利用者の利便の向上に資するものとして政令で定めるものにより平成十一年一月二日から平成十三年三月三十一日までの間に取得した停車場建物その他の家屋又は停車場設備その他の構築物で政令で定めるもの（第三百四十九條の三第二項の規定の適用を受けるものを除く。以下本項において「停車場建物等」という。）に対して課する固定資産税又は都市計画法の課税標準は、第三百四十九條第三十二項の二又は第七百二條第一項の規定にかかわらず、当該停車場建物等に対して新たに固定資産税又は都市計画法が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税又は都市計画法に限り、当該停車場建物等に係る固定資産税又は都市計画法の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。
附則第十五條第四十一項中「平成十一年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に、「第三十三項」を「第三十二項」に改め、同條第四十二項中「平成十一年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に、「第三十三項若しくは第三十八項」を「第三十二項若しくは第三十七項」に改め、同條第四十五項を次のように改める。

31 月三十一日」に改め、同條第三十五項中「平成十一年三月三十一日」を「平成十三年三月三十一日」に改め、同條第三十七項中「（全国新幹線鉄道整備法第二條に規定する新幹線鉄道に係るもの）にあつては、平成十一年三月三十一日」を削り、「鉄道事業法第二條第六項」を「同法第二條第六項」に改め、「専用鉄道」の下に「及び全国新幹線鉄道整備法第二條に規定する新幹線鉄道」を加え、同條第三十九項中「平成十一年三月三十一日」を「平成十三年三月三十一日」に改め、同條第四十項を次のように改める。
40 鉄道事業法第七條第一項に規定する鉄道事業者又は軌道法第四條に規定する軌道経営者が既設の鉄道（鉄道事業法第二條第六項に規定する専用鉄道を除く。以下本項において同じ。）又は軌道の駅又は停留場に係る大規模な改良工事で当該鉄道又は軌道の利用者の利便の向上に資するものとして政令で定めるものにより平成十一年一月二日から平成十三年三月三十一日までの間に取得した停車場建物その他の家屋又は停車場設備その他の構築物で政令で定めるもの（第三百四十九條の三第二項の規定の適用を受けるものを除く。以下本項において「停車場建物等」という。）に対して課する固定資産税又は都市計画法の課税標準は、第三百四十九條第三十二項の二又は第七百二條第一項の規定にかかわらず、当該停車場建物等に対して新たに固定資産税又は都市計画法が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税又は都市計画法に限り、当該停車場建物等に係る固定資産税又は都市計画法の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。
附則第十五條第四十一項中「平成十一年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に、「第三十三項」を「第三十二項」に改め、同條第四十二項中「平成十一年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に、「第三十三項若しくは第三十八項」を「第三十二項若しくは第三十七項」に改め、同條第四十五項を次のように改める。

附則第十五條に次の一項を加える。
48 畜産業を営む者が、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成十一年法律第 号）の施行の日から平成十六年三月三十一日までの間に新たに取得した同法第二條に規定する家畜排せつ物の管理を行う施設のうち同法第三條第一項に規定する管理基準に適合するもので自治省令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九條の二の規定にかかわらず、当該施設に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。
附則第十五條の二第二項中「第三十三項」を「第三十二項」に改め、同條第二項中「第三十三項若しくは第三十八項」を「第三十二項若しくは第三十七項」に改める。
附則第十六條第五項中「平成六年一月二日から平成十一年三月三十一日まで」を「平成十一年四月一日から平成十三年三月三十一日まで」に、「四分の一」を「三分の一」に改める。
附則第十六條の二第十三項中「三年度分」を「四年度分」に、「限り」を「ついては」に改め、「合算額」の下に、「以下本項において「適用部分の税額」という。」を、「都市計画法額から」の下に

附則第十五條に次の一項を加える。
48 畜産業を営む者が、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成十一年法律第 号）の施行の日から平成十六年三月三十一日までの間に新たに取得した同法第二條に規定する家畜排せつ物の管理を行う施設のうち同法第三條第一項に規定する管理基準に適合するもので自治省令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九條の二の規定にかかわらず、当該施設に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。
附則第十五條の二第二項中「第三十三項」を「第三十二項」に改め、同條第二項中「第三十三項若しくは第三十八項」を「第三十二項若しくは第三十七項」に改める。
附則第十六條第五項中「平成六年一月二日から平成十一年三月三十一日まで」を「平成十一年四月一日から平成十三年三月三十一日まで」に、「四分の一」を「三分の一」に改める。
附則第十六條の二第十三項中「三年度分」を「四年度分」に、「限り」を「ついては」に改め、「合算額」の下に、「以下本項において「適用部分の税額」という。」を、「都市計画法額から」の下に

附則第十五條に次の一項を加える。
48 畜産業を営む者が、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成十一年法律第 号）の施行の日から平成十六年三月三十一日までの間に新たに取得した同法第二條に規定する家畜排せつ物の管理を行う施設のうち同法第三條第一項に規定する管理基準に適合するもので自治省令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九條の二の規定にかかわらず、当該施設に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。
附則第十五條の二第二項中「第三十三項」を「第三十二項」に改め、同條第二項中「第三十三項若しくは第三十八項」を「第三十二項若しくは第三十七項」に改める。
附則第十六條第五項中「平成六年一月二日から平成十一年三月三十一日まで」を「平成十一年四月一日から平成十三年三月三十一日まで」に、「四分の一」を「三分の一」に改める。
附則第十六條の二第十三項中「三年度分」を「四年度分」に、「限り」を「ついては」に改め、「合算額」の下に、「以下本項において「適用部分の税額」という。」を、「都市計画法額から」の下に

「減額し、その後二年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額のうち、適用部分の税額のそれぞれ三分の一に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額から」を加える。

附則第十七条第四号イの表(2)中「平成十年度分の固定資産税について」の下に「地方税法の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号)による改正前の地方税法(以下「平成十一年改正前の地方税法」という。)を加え、同号ロの表(2)中「平成十年度分の固定資産税について」の下に「平成十一年改正前の地方税法」を加える。

附則第十七条の二第五項の表の上欄及び同条第六項の表の上欄中「第二十七項から第三十二項まで及び第三十九項」を「第二十六項から第三十一

三 平成六年四月一日から平成十二年十二月三十一日までの間に住宅地高度利用地区計画等に係る都市計画の決定がされ、かつ、当該期間内に土地区画整理事業等に係る認可等がされた区域(平成六年四月一日から平成十年十二月三十一日までの間に住宅地高度利用地区計画等に係る都市計画の決定がされ、又は当該期間内に土地区画整理事業等に係る認可等がされたものに限る。前二号に掲げるものを除く。)

事業法」に改め、「第四百六十八条」の下に「及び前項」を加え、「千五百五十五円」を「千二百六十六円」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

平成十一年五月一日以後に第四百六十五条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた製造たばこに係る市町村たばこ税の税率は、第四百六十八条の規定にかかわらず、当分の間、千本につき二千六百六十八円とする。附則第三十一条の二第二項中(昭和六十三年法律第四十七号)を削り、同条第三項を削り、同条第四項中「平成十一年三月三十一日」を「平

項まで及び第三十八項」に、「第三百四十九条の三第三十六項」を「第三百四十九条の三第三十五項」に改める。

附則第十八条の四第三項中「に係る平成十年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を」の類似土地に係る平成十年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格に改める。

附則第二十七条の三第一項第一号ハ(2)中「固定資産税について」及び「なるべき額を」の下に「平成十一年改正前の地方税法」を加える。

附則第二十九条の六第一項の表に次のように加える。
附則第三十条の二中「たばこ事業法」を「平成十一年五月一日以後に売渡し等が行われたたばこ

決定日の属する年の翌年の一月一日(六分の一(決定日が一月一日である場合には、同日)を賦課期日とする年度

成十三年三月三十一日」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「平成十一年三月三十一日」を「平成十三年三月三十一日」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項中「第六項」を「第五項」に改め、「第五百八十七条の二第二項本文又は附則第三十一条の二」の下に「第一項から第三項まで」を、「第五百八十七条第二項又は附則第三十一条の二」の下に「第一項から第五項まで」を加え、「附則第三十一条の二第八項」を「附則第三十一条の二第七項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「第六項」を「第五項」に改め、

同項を同条第八項とする。
附則第三十一条の二第二項中「第十一項第二十項」を「第十一項第十九項」に改める。
附則第三十一条の三の前の見出しを削り、附則第三十一条の三の三の前の見出しとして、「(特別土地保有税の課税の特例)」を付する。
附則第三十一条の三第六項及び第八項中「平成十一年度」を「平成十四年度」に、「平成十一年三月三十一日」を「平成十三年三月三十一日」に改め、同条の次に次の一条を加える。
第三十一条の三の二 市町村は、平成十一年四月一日において、第六百一条第一項に規定する納税義務の免除に係る期間(同条第二項の規定により納税義務の免除に係る期間を延長した場合における当該延長された期間を含む。)、第六百二条第一項に規定する納税義務の免除に係る期間(同条第二項において準用する第六百一条第一項第二項の規定により納税義務の免除に係る期間を延長した場合における当該延長された期間を含む。)(以下本項において「免除期間」という。)が定められている土地の所有者等(第五百八十五条第一項に規定する土地の所有者等をいう。以下本項及び次項において同じ。)が、同日から平成十三年三月三十一日までの期間(当該期間内に免除期間の末日がある場合には、平成十一年四月一日から当該免除期間の末日までの期間)内に当該土地を譲渡した場合において、当該譲渡が住宅地等を譲渡した場合から二年を経過する日までの期間(当該譲渡の日から二年を経過する日までの期間(大規模な宅地の造成でその造成に要する期間が通常二年を超えることその他の政令で定める理由がある場合には、政令で定める期間とする。以下本項及び第四項において「予定期間」という。))内に、当該譲渡を受けた者(以下本項及び次項において「譲渡者」という。)

が、当該土地を第五百八十六条第二項第十八号若しくは第十九号に掲げる土地(以下本項において「住宅用地」という。))として使用し、若しくは使用させる予定であること又は当該土地について第六百二条第一項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める土地の譲渡(以下本項において「特別譲渡」という。)をする予定であることにつき市町村長の認定を受けた土地をいう。))のための譲渡に該当し、かつ、譲渡者が、予定期間内に、当該土地を住宅用地として使用し、若しくは使用させ、又は当該土地について特別譲渡をしたことにつき市長村長の確認を受けたときは、当該土地の所有者等の当該土地に係る特別土地保有税に地方団体の徴収金(免除期間に係るものに限る。第四項において同じ。)に係る納税義務を免除するものとする。

2 土地の所有者等は、前項の規定の適用を受けようとする場合においては、譲渡者に対する土地の譲渡の日までに、市長村長に対して当該土地に係る特別土地保有税について同項の規定の適用を受けた旨の申出をしなければならぬ。ただし、当該申出が遅延したことについてやむを得ない理由があると市長村長が認める場合には、当該譲渡の日後に申出をすることができ。

3 市長村長は、前項の申出があつた場合には、直ちに当該申出に係る土地に係る第六百一条第三項又は第四項(これらの規定を第六百二条第二項及び第六百三条の二の二第三項において準用する場合を含む。)の規定による徴収の猶予を取り消し、かつ、当該徴収の猶予の取消の日から第一項の認定をする日までの期間(当該徴収の猶予の取消の日から六月以内に同項の認定を求める旨の申請がないときは、当該徴収の猶予の取消の日から六月を経過する日までの期間)とし、同項の認定をしない旨の決定をしたときは政令で定める日までの期間とする。)、当該徴収の猶予の取消に係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金の徴収を猶予するもの

成十三年分」に改め、同条第五項中「附則第三十二條の四第六項」を「附則第三十二條の四第五項」に改め、同条第六項中「附則第三十二條の四第九項」を「附則第三十二條の四第八項」に改め、同条第七項中「附則第三十二條の四第十三項」に規定する施設」を「中小企業の創造的業務活動の促進に関する臨時措置法第二條第二項に規定する組合等（以下本項において「組合等」という。）が平成十三年三月三十一日までに同法第四條第一項の規定による認定を受けた同項の研究開発等事業計画に従つて実施する同法第二條第四項の研究開発等事業（以下本項において「研究開発等事業」という。）の用に供する施設（政令で定めるものに限る。）に、「研究開発等事業期間終了日」を「当該研究開発等事業計画の認定を受けた日から同日後政令で定める期間を経過する日」に改め、同条第八項中「附則第三十二條の四第十六項」を「附則第三十二條の四第十三項」に改め、同条第九項中「附則第三十二條の四第十七項」を「附則第三十二條の四第十四項」にあらためる。

附則第三十二條の八第二項中「平成十一年三月三十一日」を「平成十一年六月三十日」に改め、同条第三項中「平成十一年四月一日」を「平成十三年四月一日」に、「平成十一年分」を「平成十三年分」に改める。

附則第三十二條の九第三項中「平成十一年三月三十一日」を「平成十一年六月三十日」に改め、同条第四項及び第五項中「平成十一年三月三十一日」を「平成十三年三月三十一日」に改め、同条第六項中「第二十一條第一項に規定する認定中小小売商業高度化事業者その他の政令で定める者（以下本項において「認定中小小売商業高度化事業者等」という。）が同条第二項を「第二十一條第二項」に、「設置する」を「設置される」に改め、（以下本項において「中小小売商業高度化事業用施設」という。）及び（以下本項において「特定事業用施設」という。）を削り、「当該中小小売商業高度化事業用施設に係る事業を行う認定中小小売商業高度化事業者等又は当該特定事業用

施設に係る事業を行う」を「当該認定中小小売商業高度化事業計画に係る同法第二十一條第一項に規定する認定中小小売商業高度化事業者その他の政令で定める者又は当該」に改め、同条に次の一項を加える。

8 事業所用家屋で鉄道事業法第七條第一項に規定する鉄道事業者又は軌道法第四條に規定する軌道事業者（以下本項において「鉄道事業者等」という。）が設置する道路交通法第二條第一項第十号に規定する原動機付自転車又は同項第十号の二に規定する自転車の駐車のための施設で政令で定めるものに係るもの新築又は増築で当該施設に係る事業を行う鉄道事業者等が建築主であるものに対して課する新増設に係る事業所税の課税標準となるべき新増設事業所床面積の算定については、当該新築又は増築が平成十三年三月三十一日までに行われたときに限り、当該新築又は増築に係る新増設事業所床面積（第七百一十條の三十四（新増設に係る事業所税に関する部分に限る。）又は附則第三十二條の四の規定の適用を受けるものを除く。）から当該面積の二分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一十條の四十一條第九項の規定を準用する。

附則第三十三條第二項を削る。

附則第三十三條第三項第六号中「附則第三條の四」を「附則第四十條第六項から第九項まで」に、「同条第一項」を「同条第六項」に、「同条第二項第一号中（除く。）の額」を「同条第七項第一号中（除く。）の額（当該金額に百円未満の端数があるとき、又は当該金額に改め、〔合計額〕の下に（当該合計額に百円未満の端数があるとき、又は当該合計額を加え、同条第五項中「第四項第二号」との下に、「同条第六項中」とあるのは「同条第八項中」とを加え、「同条第二項第一号」を「同条第七項第一号」に、「同条第二項第二号」を「同条第七項第二号」に改める。

の七第四項」を「第三十七條の七第四項若しくは第三十七條の九の二第四項」に改め、同条第二項中「平成十一年度から平成十三年度までの各年度分」を「平成十二年度及び平成十三年度分」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「当該課税長期譲渡所得金額の百分の二」に改め、同項各号を削り、同条第四項第六号中「附則第三條の四」を「附則第四十條第六項から第九項まで」に、「同条第一項」を「同条第六項」に、「同条第二項第一号中（除く。）の額」を「同条第七項第一号中（除く。）の額（当該金額に百円未満の端数があるとき、又は当該金額に改め、〔合計額〕の下に（当該合計額に百円未満の端数があるとき、又は当該金額に改め、同条第五項中「第二項第一号中（百分の二）とあるのは「百分の四」と、同項第二号中「百分の二」とあるのは「百分の五・五」を「第二項中「百分の二」とあるのは「百分の四」に改め、「第四項第二号」との下に、「同条第六項中」とあるのは「同条第八項中」とを加え、「同条第二項第一号」を「同条第七項第一号」に、「同条第二項第二号」を「同条第七項第二号」に改める。

附則第三十四條の二第一項及び第四項並びに第三十四條の三第一項及び第三項中「同条第二項各号」を「同条第二項」に改める。

附則第三十五條の二第一項中「同法第三十七條の十一第一項の規定の適用を受けるものを除く。」を削り、同条第七項第六号中「附則第三條の四」を「附則第四十條第六項から第九項まで」に、「同条第一項」を「同条第六項」に、「同条第二項第一号中（除く。）の額」を「同条第七項第一号中（除く。）の額（当該金額に百円未満の端数があるとき、又は当該金額に改め、〔合計額〕の下に（当該合計額に百円未満の端数があるとき、又は当該合計額を加え、同条第八項中「第四項第二号」との下に、「同条第六項中」とあるのは「同条第八項中」とを加え、「同条第二項第二号」を「同条第七項第二号」に改める。

附則第三十四條の二第一項及び第四項並びに第三十四條の三第一項及び第三項中「同条第二項各号」を「同条第二項」に改める。

附則第三十五條の二第一項中「同法第三十七條の十一第一項の規定の適用を受けるものを除く。」を削り、同条第七項第六号中「附則第三條の四」を「附則第四十條第六項から第九項まで」に、「同条第一項」を「同条第六項」に、「同条第二項第一号中（除く。）の額」を「同条第七項第一号中（除く。）の額（当該金額に百円未満の端数があるとき、又は当該金額に改め、〔合計額〕の下に（当該合計額に百円未満の端数があるとき、又は当該合計額を加え、同条第八項中「第四項第二号」との下に、「同条第六項中」とあるのは「同条第八項中」とを加え、「同条第二項第二号」を「同条第七項第二号」に改める。

第一号」を「同条第七項第一号」に、「同条第二項第二号」を「同条第七項第一号」に改める。

附則第三十九條第一項から第四項まで、第六項、第七項及び第十項中「平成十一年三月三十一日」を「平成十三年三月三十一日」に改める。

附則第四十條を次のように改める。

（個人の道府県民税及び市町村民税並びに法人の事業税の負担軽減に係る特例）

第四十條 近年における我が国の経済社会の構造的な変化、国際化の進展等に対応するとともに現下の著しく停滞した経済活動の回復に資する個人及び法人の所得課税（法人の事業税を含む。以下本項において同じ。）の制度を構築することが国民生活及び国民経済の安定及び向上を図る上で緊要な課題であることにかんがみ、その一環として、これらの事態に対応して早急に実施すべき個人の道府県民税及び市町村民税並びに法人の事業税に係る負担の軽減を図るため、個人及び法人の所得課税の在り方について、税負担の公平の確保、税制の経済に対する中立性の保持及び税制の簡素化の必要性等を踏まえ、今後の我が国経済の状況等を見極めつつ抜本的な見直しを行うまでの間、次項から第十項までに定めるところにより、個人の道府県民税及び市町村民税並びに法人の事業税の特例措置を講ずる。

2 道府県民税の所得割の納税義務者の有する第三十四條第一項第一号に規定する特定扶養親族に係る扶養控除額であつて平成十二年以後の各年度分の道府県民税の所得割に係るものは、同号の規定にかかわらず、同号に規定する金額に二万円を加算した額とする。

3 道府県民税の所得割の納税義務者の有する第三十四條第四項に規定する特定扶養親族に係る扶養控除額であつて平成十二年以後の各年度分の道府県民税の所得割に係るものは、同項の規定にかかわらず、同項に規定する金額に二万円を加算した額とする。

4 前二項の規定は、個人の市町村民税について

関する法律（平成十一年法律第 号）の施行の日

（延滞金及び還付加算金に関する経過措置）
第二条 改正後の地方税法（以下「新法」という。）附則第三条の二及び第十二条第二項の規定は、延滞金及び還付加算金のうち平成十二年一月一日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

（道府県民税に関する経過措置）
第三条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の道府県民税に関する部分は、平成十一年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成十年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 改正前の地方税法（以下「旧法」という。）附則第四条第二項の規定は、平成十一年一月一日前に行われた租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成十一年法律第 号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）以下「改正前の租税特別措置法」という。）第四十一条の五第三項第一号に規定する譲渡資産の同条第六項に規定する譲渡に係る新法第三十二条第二項の規定の適用については、なおその効力を有する。

3 新法附則第四条の二の規定は、平成十二年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成十一年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

4 新法附則第三十四条第一項及び第二項、第三十四條の二、第三十四條の三並びに第四十条第二項及び第三項の規定は、平成十二年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成十一年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

5 所得割の納税義務者が平成十一年四月一日（以下「施行日」という。）前に行つた改正前の

租税特別措置法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等の譲渡による株式等に係る譲渡所得等（同項に規定する株式等に係る譲渡所得等をいう。次項において同じ。）については、なお従前の例による。

6 所得割の納税義務者が施行日から平成十三年三月三十一日までの間に行う改正前の租税特別措置法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等の譲渡による株式等に係る譲渡所得等については、旧法附則第三十五条の二第一項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「同法」とあるのは、「租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成十一年法律第 号）附則第十五条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法」とする。

7 新法附則第八条第一項の規定は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

8 施行日前に旧法附則第八条第一項に規定する基礎技術開発研究用資産を取得し、又は製作し、若しくは建設して、これをその事業の用に供した法人の当該事業の用に供した日を含む事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）
第四条 新法第七十二条の十八第一項及び第二項の規定は、平成十一年度分の個人の事業税から適用し、平成十年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

2 旧法附則第九条の二の規定は、施行日前に開始した事業年度分の法人の事業税については、なおその効力を有する。

（不動産取得税に関する経過措置）
第五条 別段の定めがあるものを除き、新法の規

定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 新法第七十三条の四第一項第四号から第五号までの規定は、平成十二年四月一日以後のこれらの規定に規定する不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の旧法第七十三条の四第一項第四号及び第五号に規定する不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

3 新法第七十三条の二十四第二項及び附則第十条の二第三項の規定は、平成十年四月一日以後に新築された新法第七十三条の二十四第一項に規定する特別適用住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないもの及び当該特別適用住宅に係る土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前に新築された当該特別適用住宅及び当該特別適用住宅に係る土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課すべき不動産取得税については、なお従前の例による。

4 旧法附則第十一条の四第十一項及び第十二項の規定は、施行日前に行われた特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法（平成七年法律第六十一号）第五条第一項の承認（同法第六条第一項の規定による変更の承認を含む。）又は同法第八条第一項の承認（同法第九条第一項の規定による変更の承認を含む。）に係る営業の譲渡を受けた者が取得する旧法附則第十一条の四第十一項に規定する不動産に対して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同法第十二項中「附則第十一条の四第十一項」とあるのは、「地方税法の一部を改正する法律（平成十一年法律第 号）による改正前の地方税法附則第十一条の四第十一項」とする。

（市町村民税に関する経過措置）
第六条 平成十一年五月一日前に課した、又は課すべきであった道府県たばこ税及び市町村たばこ税については、なお従前の例による。

（市町村民税に関する経過措置）
第七条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、平成十一年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成十年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 旧法附則第四条第二項の規定は、平成十一年一月一日前に行われた改正前の租税特別措置法第四十一条の五第三項第一号に規定する譲渡資産の同条第六項に規定する譲渡に係る新法第三十二条第二項の規定の適用については、なおその効力を有する。

（市町村民税に関する経過措置）
第六条 平成十一年五月一日前に課した、又は課すべきであった道府県たばこ税及び市町村たばこ税については、なお従前の例による。

（市町村民税に関する経過措置）
第七条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、平成十一年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成十年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

3 新法附則第四条の二の規定は、平成十二年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成十一年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

4 新法附則第三十四条第一項、第二項及び第五項（同条第二項中「百分の二」を「百分の四」に読み替える部分に限る。）、第三十四条の二、第三十四条の三並びに第四十条第二項から第四項までの規定は、平成十二年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成十一年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

5 所得割の納税義務者が施行日前に行つた改正前の租税特別措置法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等の譲渡による株式等に係る譲渡所得等（同項に規定する株式等に係る譲渡所得等をいう。次項において同じ。）については、なお従前の例による。

6 所得割の納税義務者が施行日から平成十三年三月三十一日までの間に行う改正前の租税特別措置法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等の譲渡による株式等に係る譲渡所得等については、旧法附則第三十五条の二第一項の規

（市町村民税に関する経過措置）
第七条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、平成十一年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成十年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「同法」とあるのは、「租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成十一年法律第 号）附則第十五条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法」とする。

7 新法の規定中分離課税に係る所得割（新法第三百二十八条の規定によつて課する所得割をいう。以下この項及び第九項において同じ。）に關する部分は、平成十一年一月一日以後に支払うべき退職手当等（同条に規定する退職手当等をいう。以下この項から第十項までにおいて同じ。）に係る分離課税に係る所得割について適用し、同日前に支払うべき退職手当等に係る分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

8 前項の場合において、平成十一年中に支払うべき退職手当等で施行日前に支払われたものに係る新法第三百二十八条の六及び附則第七條第五項の規定の適用については、新法第三百二十八条の六中「第三百二十八条の三」とあるのは「附則第四十條第五項の規定の適用がないものとした場合における第三百二十八条の三」と、新法附則第七條第五項中「第三百二十八条の六第一項又は第二項」とあるのは「地方税法の一部を改正する法律（平成十一年法律第 号）附則第七條第八項の規定により読み替えて適用される第三百二十八条の六第一項又は第二項」と、「第三百二十八条の三」とあるのは「附則第四十條第五項の規定の適用がないものとした場合における第三百二十八条の三」と、「別表第二」とあるのは「附則第四十條第五項の規定の適用がないものとした場合における別表第二」とする。

9 平成十一年中に支払うべき退職手当等で施行日前に支払われたものにつき新法第三百二十八条の五第二項の規定により納入された分離課税

に係る所得割の額が、当該退職手当等の金額について新法の規定中分離課税に係る所得割に關する部分を用いた場合における分離課税に係る所得割の額（以下この項において「改正後の市町村民税の退職所得割額」という。）を超える場合には、新法第三百二十八条の五第二項の規定による納入申告書に、改正後の市町村民税の退職所得割額が記載されたものとみなして、新法第三百二十一條の七第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「前条第一項の規定によつて変更された特別徴収税額に係る個人の市町村民税の納税者について、既に特別徴収義務者から当該市町村に納入された特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき特別徴収税額をこえる場合（徴収すべき特別徴収税額がない場合を含む。）においては、当該過納又は誤納」とあるのは「地方税法の一部を改正する法律（平成十一年法律第 号）附則第七條第九項に規定する場合においては、当該過納」と、「当該納税者」とあるのは「当該過納に係る退職手当等の支払を受けた者」と読み替えるものとする。

10 前項前段に規定する場合には、平成十一年中に支払うべき退職手当等で施行日以後に支払われるものに係る新法第三百二十八条の六第一項第二号の規定又は同年中に支払うべき退職手当等に係る新法第三百二十八条の十三第一項の規定の適用については、これらの規定中「徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額」とあるのは、「徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額（地方税法の一部を改正する法律（平成十一年法律第 号）の施行の日前に支払われた退職手当等にあつては、同法附則第七條第九項に規定する改正後の市町村民税の退職所得割額）」とする。

11 新法附則第八條第一項の規定は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

12 施行日前に旧法附則第八條第一項に規定する基礎技術開発研究用資産を取得し、又は製作し、若しくは建設して、これをその事業の用に供した法人の当該事業の用に供した日を含む事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）
第八條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定（新法第四百十一條、第四百十五條、第四百十九條、第四百二十一條の三、第四百二十三條、第四百二十八條及び第四百三十六條の規定を除く。）中固定資産税に関する部分は、平成十一年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成十年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新法第三百四十八條第二項第二号の八の規定は、施行日以後に取得された同号に規定する地下道又は跨線道路橋に対して課する平成十二年以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧法第三百四十八條第二項第二号の八に規定する地下道又は跨線道路橋に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 新法第三百四十八條第二項第十号から第十一号までの規定は、平成十三年以後の年度分の固定資産税について適用し、平成十二年分までの固定資産税については、なお従前の例による。

4 前項の規定にかかわらず、平成十二年三月三十一日までに旧法第三百四十八條第二項第十号に掲げる事業又は施設の用に供された固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
5 新法第三百四十八條第五項の規定は、平成十一年一月二日以後に取得された同項に規定する固定資産に対して課する平成十一年以後の年度分の固定資産税について適用し、平成十一年一月一日までに取得された旧法第三百四十八條第五

項に規定する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
6 新法第三百四十九條の三第二十二項の規定は、施行日以後に取得された同項に規定する構築物に対して課する平成十二年以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧法第三百四十九條の三第二十二項に規定する構築物に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 新法第三百四十九條の三第二十五項の規定は、平成十一年一月二日以後に取得された同項に規定する固定資産に対して課する平成十二年以後の年度分の固定資産税について適用し、平成十一年一月一日までに取得された旧法第三百四十九條の三第二十六項に規定する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

8 新法第三百四十九條の三第二十六項の規定は、平成十一年一月二日以後に取得された同項に規定する固定資産に対して課する平成十一年以後の年度分の固定資産税について適用し、平成十一年一月一日までに取得された旧法第三百四十九條の三第二十七項に規定する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

9 旧法附則第十五條第五項第二号に規定する除害施設又は同項第三号に規定する燃焼改善設備（施行日前に取得されたものに限る。）に対して課する平成十一年度分から平成十五年分までの各年度分の固定資産税については、なお従前の例による。
10 旧法附則第十五條第六項に規定する償却資産のうち大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二條第一項に規定するばい煙を処理するための償却資産（平成十一年一月一日までに取得されたものに限る。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
11 旧法附則第十五條第八項に規定する施設又は設備のうち同条第五項第二号に掲げる除害施設

に係るもの(平成十一年一月一日までに取得されたものに限る。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

12 平成十年七月二十四日から平成十一年三月三十一日までの間に建設され、若しくは設置された旧法附則第十五条第一項第一号に規定する中心市街地特定届出駐車場又は平成九年一月二日から平成十一年三月三十一日までの間に建設され、若しくは設置された同項第二号に規定する特定都市計画駐車場若しくは中心市街地特定届出駐車場以外の特定届出駐車場の用に供する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

13 平成二年一月二日から平成十二年三月三十一日までの間に敷設された旧法附則第十五条第二項に規定する停車場設備等に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

14 昭和六十三年四月一日から平成十一年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第十四項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

15 平成十年四月一日から平成十二年三月三十一日までの間に新設され、かつ、電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第六条第二項に規定する第一種電気通信事業の用に供された旧法附則第十五条第二十八項に規定する電気通信回線設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

16 平成九年四月一日から平成十一年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五条第三十一項に規定する高度有線テレビジョン放送施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

17 平成八年四月一日から平成十一年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第三十七項に規定する線路設備(全国新幹線鉄道整備法(昭和四十五年法律第七十一号)第一条に規定する新幹線鉄道に係るものに限る。)に對

して課する固定資産税については、なお従前の例による。

18 平成八年一月二日から平成十一年三月三十一日までの間に設置された旧法附則第十五条第四十項に規定する停車場設備等に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

19 平成五年四月二十八日から平成十一年三月三十一日までの間に取得され、又は改良された旧法附則第十五条第四十五項に規定する線路設備等に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

20 平成六年一月二日から平成十一年三月三十一日までの間に新築された旧法附則第十六条第五項に規定する家屋に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第九條 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現在に在職する固定資産評価審査委員会の委員の任期は、なお従前の例による。

2 市町村長は、固定資産評価審査委員会の委員であつて平成十二年一月一日以後新法第四百二十三条第三項の規定により最初に選任する各委員(前項に規定する固定資産評価審査委員会の委員の退任又は任期の満了後最初に選任する者を含む。)については、同条第六項の規定にかかわらず、一年以上四年以内の任期を定め、当該任期をもつて選任することができる。

3 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現在に固定資産評価審査委員会が審査の申出に係る事件を取り扱っている場合には、当該固定資産評価審査委員会の委員(旧法第四百二十三條第九項の規定によつて部会が設けられている場合にあっては、当該事件を取り扱っている部会に委員)は、新法第四百二十八條第一項の規定によつて当該事件を取り扱う合議体を構成する委員に指定されたものとみなす。

4 新法第四百二十三條第一項、第四百二十八條第二項、第四百三十二條及び第四百三十三條の

規定は、平成十二年以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出及び平成十一年度分までの固定資産に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出であつて当該登録された価格に係る新法第四百九條第三項の縦覧期間の初日又は新法第四百七條第一項の通知を受けた日が平成十二年一月一日以後の日であるもの(以下この項において「申出期間の初日」という。)について適用し、平成十一年度分までの固定資産に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された事項に係る審査の申出(申出期間の初日が平成十二年一月一日以後の日である審査の申出を除く。)については、なお従前の例による。

第十條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定(新法第六百三條の二の二第三項、第六百七條第二項及び第六百八條第一項第四号並びに附則第三十一條の三の二の規定を除く。)中土地に対して課する特別土地保有税に関する部分(平成十一年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税)については、平成十一年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 別段の定めがあるものを除き、新法の規定(新法第六百三條の二の二第三項、第六百七條第二項及び第六百八條第一項第四号並びに附則第三十一條の三の二の規定を除く。)中土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分(平成十一年度以後の土地の取得)については、なお従前の例による。

3 旧法第五百八十六條第二項第一号の五に規定する土地(平成十三年三月三十一日までに、取得され、かつ、同号に規定する設備に係る建築物の敷地の用に供されるものに限る。)又はその

取得に対して課する特別土地保有税については、同号の規定は、なおその効力を有する。

4 旧法第五百八十六條第二項第十号に規定する土地(平成十六年三月三十一日までに、取得され、かつ、同号に規定する事業(中小企業経営革新支援法附則第二条の規定による廃止前の中小企業近代化促進法(昭和三十八年法律第六十四号)第四条第一項又は第二項の規定による承認を受けた構造改善計画に係るものに限る。)の用に供されるものに限る。)又はその取得に対して課する特別土地保有税については、同号の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同号中「中小企業近代化促進法」とあるのは、「中小企業経営革新支援法(平成十一年法律第 号)附則第二条の規定による廃止前の中小企業近代化促進法」とする。

5 新法第六百一一条第一項及び第六百三條の二の二第一項の規定中土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分は、新法第五百九十九條第一項の規定により平成十一年八月三十一日までに申告納付すべき土地の取得に対して課すべき特別土地保有税から適用し、申告納付の期限が平成十一年二月末日以前である土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

6 旧法附則第三十一條の二第三項に規定する土地(平成十三年三月三十一日までに、取得され、かつ、同項に規定する設備に係る工場用又は研究所用の建築物の敷地の用に供されるものに限る。)又はその取得に対して課する特別土地保有税については、同項の規定は、なおその効力を有する。

(自動車取得税に関する経過措置)
第十一條 新法附則第三十二條第三項、第四項及び第六項から第十項までの規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

第十二條 新法附則第三十二條第三項、第四項及び第六項から第十項までの規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

2 施行日前の旧法附則第三十二条第七項及び第八項に規定する自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。
(軽油引取税に関する経過措置)

第十二条 新法第七百条の四第一項第一号の規定は、施行日以後の軽油の消費に対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の消費に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

2 新法第七百条の十四の二の規定は、施行日以後に行われる新法第七百条の三第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油又は燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費及び新法第七百条の四第一項各号の軽油の消費又は譲渡に対して課すべき軽油引取税並びに施行日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が新法第七百条の三第六項の規定に該当するに至った場合において課すべき軽油引取税について適用する。

3 新法第七百条の二十二の五第一項から第四項まで及び第七百条の二十四第一項第二号から第四号までの規定は、施行日以後の軽油の引取り、引渡し、納入、製造及び輸入について適用し、施行日前の軽油の引取り、引渡し、納入、製造及び輸入については、なお従前の例による。
(事業所税に関する経過措置)

第十三条 第三項に定めるものを除き、新法の規定中事業に係る事業所税(新法第七百一条の三十二第一項に規定する事業に係る事業所税をいう。以下この項及び第三項において同じ)に関する部分は、施行日以後に終了する事業年度の分の法人の事業及び平成十一年以後の年分の個人の事業(施行日前に廃止された個人の事業を除く。)に対して課すべき事業に係る事業所税について適用し、施行日前に終了した事業年度の分の法人の事業並びに平成十一年前の年分の個人の事業及び平成十一年分の個人の事業で施行日前に廃止されたものに対して課する事業に係る事業所税については、なお従前の例による。

2 次項に定めるものを除き、新法の規定中新増設に係る事業所税(新法第七百一条の三十二第二項に規定する新増設に係る事業所税をいう。以下この項及び次項において同じ)に関する部分は、施行日以後に行われる事業所用家屋(新法第七百一条の三十一第一項第七号に規定する事業所用家屋をいう。以下この項及び次項において同じ)の新築又は増築に対して課すべき新増設に係る事業所税について適用し、施行日前に行われた事業所用家屋の新築又は増築に対して課する新増設に係る事業所税については、なお従前の例による。

3 施行日前に中小企業経営革新支援法附則第二条の規定による廃止前の中小企業近代化促進法第四条第一項又は第二項の規定による承認を受けた構造改善計画に従って実施される構造改善事業の用に供する施設に係る事業に対して課すべき事業に係る事業所税及び事業所用家屋の新築又は増築に対して課すべき新増設に係る事業所税については、旧法第七百一条の三十四第三項第十九号の規定(中小企業近代化促進法に係る部分に限る。)は、なおその効力を有する。この場合において、同号中「中小企業近代化促進法」とあるのは、「中小企業経営革新支援法(平成十一年法律第 号)附則第二条の規定による廃止前の中小企業近代化促進法」とする。
(罰則に関する経過措置)

第十四条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(地方自治法の一部改正)
第十六条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。
第二百二条の二第五項中「事項」を「価格」に改める。
(地方財政法の一部改正)

第十七条 地方財政法(昭和二十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。
第三十三條の五第一項中「地方税法及び地方

財政法の一部を改正する法律(平成十年法律第八十五号)第一条の規定による改正後の地方税法(以下この条において「平成十年改正後の地方税法」という。)を「地方税法の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号)次項において「地方税法改正法」という。)による改正前の地方税法(以下この条において「旧地方税法」という。)に、「及び平成十年改正後の地方税法」を、「及び旧地方税法」に改め、同条第二項中「平成十年改正後の地方税法」を「旧地方税法」に改める。
(大規模な公有水面の埋立てに伴う村の設置に係る地方自治法等の特例に関する法律の一部改正)

第十八条 大規模な公有水面の埋立てに伴う村の設置に係る地方自治法等の特例に関する法律(昭和二十九年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。
第九条第二項中「及び第四百二十四条第一項を」と及び地方税法の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号)以下「平成十一年地方税法改正法」という。)附則第九条第二項に、「地方税法第四百二十四条第一項」を「平成十一年地方税法改正法附則第九条第二項」に改める。

(たばこ事業法の一部改正)
第十九条 たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。
附則第七條第二項中「あるのは、」を「あるのは、」に、「並びに」を「並びに」と、同条第

六項中「同章第五節」とあるのは「同章第五節及び同法附則第十二條の二」と、「及び同法第三章第四節」とあるのは「並びに同法第三章第四節及び同法附則第三十條の二」に改める。
(地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律の一部改正)

第二十條 地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律(平成六年法律第十五号)の一部を次のように改正する。
附則第九條第二項中「新法第三百四十九條の三第三十六項」を「地方税法の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号)による改正後の地方税法(以下この条において「平成十一年改正後の地方税法」という。)第三百四十九條の三第三十四項」に、「新法第七百二條第一項」を「平成十一年改正後の地方税法第七百二條第一項」に改め、同条第四項及び第五項中「新法第三百四十九條の三第三十六項」を「平成十一年改正後の地方税法第三百四十九條の三第三十四項」に、「同条第三十六項又は新法第七百二條第一項」を「同条第三十四項又は平成十一年改正後の地方税法第七百二條第一項」に改める。

(地方税法の一部を改正する法律の一部改正)
第二十一條 地方税法の一部を改正する法律(平成七年法律第四十号)の一部を次のように改正する。
附則第十二條第三項中「新法第七百二條第二項」を「地方税法の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号)による改正後の地方税法第七百二條第二項」に、「第二十七項から第三十三項まで又は第二十六項」を「第二十六項から第三十一項まで、第三十四項から第三十六項まで又は第三十八項」に改める。
(地方税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十二條 地方税法等の一部を改正する法律(平成八年法律第十二号)の一部を次のように改正する。
附則第四條第四項の表以外の部分中「地方税

法等の一部を改正する法律（平成十年法律第二十七号）第一条の規定による改正後の地方税法（以下この項において「平成十年改正後の地方税法」という。）を「地方税法の一部を改正する法律（平成十一年法律第 号）による改正後の地方税法（以下この項において「平成十一年改正後の地方税法」という。）に、「平成十年改正後の地方税法第七十三条の二十七の二第一項」を「平成十一年改正後の地方税法第七十三条の二十七の二第一項」に、「平成十年改正後の地方税法附則第十一條第二項」を「平成十一年改正後の地方税法附則第十一條第二項」に、「同条第十三項に規定する道路一体建物」を「同条第十二項に規定する道路一体建物」に、「平成十年改正後の地方税法附則第十一條の四第五項第一号」を「平成十一年改正後の地方税法附則第十一條の四第五項第一号」に、「平成八年一月一日以後に平成十年改正後の地方税法第七十三条の十四第八項」を「平成八年一月一日以後に平成十一年改正後の地方税法第七十三条の十四第八項」に、「附則第十一條第二項若しくは第十三項」を「附則第十一條第二項若しくは第十三項」に、「平成十年改正後の地方税法第三百八十八條第一項」を「平成十一年改正後の地方税法第三百八十八條第一項」に、「平成十年改正後の地方税法附則第十一條の五第一項」を「平成十一年改正後の地方税法附則第十一條の五第一項」に、「平成十年改正後の地方税法」を「平成十一年改正後の地方税法」に、「同項の表附則第十一條第十三項の項中「附則第十一條第十三項」を「附則第十一條第十二項」に改める。

（地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律の一部改正）
 第二十三條 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成九年法律第九号）の一部を次のように改正する。
 附則第四條第五項の表以外の部分中「地方税法等の一部を改正する法律（平成十年法律第二十七号）第一条の規定による改正後の地方税法（以下この項において「平成十年改正後の地方税法」という。）を「地方税法の一部を改正する法律（平成十一年法律第 号）による改正後の地方税法（以下この項において「平成十一年改正後の地方税法」という。）に、「平成十年改正後の地方税法第七十三条の十四第八項」を「平成九年一月一日以後に平成十一年改正後の地方税法第七十三条の十四第八項」に、「附則第十一條第二項若しくは第十三項」を「附則第十一條第二項若しくは第十三項」に、「平成十年改正後の地方税法第三百八十八條第一項」を「平成十一年改正後の地方税法第三百八十八條第一項」に、「平成十年改正後の地方税法附則第十一條の五第一項」を「平成十一年改正後の地方税法附則第十一條の五第一項」に、「平成十年改正後の地方税法」を「平成十一年改正後の地方税法」に改め、同項の表附則第十一條第十三項の項中「附則第十一條第十三項」を「附則第十一條第十二項」に改める。
 附則第九條第九項中「地方税法等の一部を改正する法律（平成十年法律第二十七号）第一条の規定」を「地方税法の一部を改正する法律（平成十一年法律第 号）」に、「第三十八項」を「第三十七項」に改める。
 附則第十五條第三号中「固定資産税について」及び「なるべき額を」の下に「平成十一年改正前の地方税法」を加える。

（地方交付税法の一部改正）
 第一条 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

第十二條第一項の表道府県の項第三号中
 5 その他の教育費
 人口
 高等専門学校及び大学の学生の数
 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数
 人口

改め、同表道府県の項第四号中
 4 高齢者保健福祉費
 (1) 経常経費
 六十五歳以上人口
 (2) 投資的経費
 七十歳以上人口
 六十五歳以上人口
 高齢者人口
 高齢者人口
 高齢者人口

道府県の項第五号中
 2 林野行政費
 (1) 経常経費
 公有以外の林野の面積
 林野の面積
 公有林野の面積
 人口
 人口
 人口
 人口

第八号中「昭和五十三年度から平成九年度まで」を「昭和五十四年度から平成十年度まで」に改め、同表道府県の項第十号及び第十一号中「平成九年度」を「平成十年度」に改め、同表道府県の項第十一号中「各年度」の下に「及び平成十年度」を加え、同表市町村の項第三号中
 4 その他の教育費
 (1) 経常経費
 幼稚園の幼児数
 人口
 人口
 人口
 人口

に改め、同表道府県の項
 4 高齢者保健福祉費
 (1) 経常経費
 六十五歳以上人口
 (2) 投資的経費
 七十歳以上人口
 六十五歳以上人口
 高齢者人口
 高齢者人口
 高齢者人口

に改め、同表市町村の項第六号中
 3 戸籍住民基本台帳費 世帯数
 人口
 人口
 人口
 人口

3 戸籍住民基本台帳費 戸籍数 世帯数

に改め、同表市町村の項第九号中「昭和五十三年度から平成九年度まで」を「昭和五十四年度から平成十年度まで」に改め、同表市町村の項第十一号及び第十二号中「平成九年度」を「平成十年度」に改め、同表市町村の項第十三号中「の各年度」の下に「及び平成十年度」を加え、同条第二項の表第十八号中「当該道府県立の高等学校」の下に「中等教育学校の後期課程を含む。以下この号において同じ。」を加え、同表第十九号中「当該地方団体立の高等学校」の下に「中等教育学校の後期課程を含む。」を加え、同表第四十一号を同表第四十八号とし、同表第四十号中「特別減税等による平成六年度から平成八年度までの各年度」の下に「及び平成十年度」を加え、

(4) 地方税法及び国有資産等所付金法の一部を改正する法律（平成九年法律第九号）第一条の規定による改正前の地方税法附則第三条の四の規定による個人の道府県民税又は市町村民税に係る特別減税による平成八年度の減収額

在市町村交（平成九年より改正前規定による民税に係る減収額

- (4) 地方税法及び国有資産等所付金法の一部を改正する法律（平成九年法律第九号）第一条の規定による改正前の地方税法附則第三条の四の規定による個人の道府県民税又は市町村民税に係る特別減税による平成八年度の減収額
(5) 地方税法の一部を改正する法律（平成十一年法律第 号）による改正前の地方税法附則第三条の四の規定による個人の道府県民税又は市町村民税に係る特別減税による平成十年度の減収額
(6) 地方税法の一部を改正する法律（平成十一年法律第 号）による改正前の地方税法附則第十一条の四第十三項及び第十四項の規定による不動産取得税の減額に係る平成十年度の減収額

に改め、同号を同表第四十七号とし、

同表第三十九号中「平成九年度」を「平成十年度」に改め、「一般公共事業」の下に「空港整備事業」を加え、同号を同表第四十六号とし、同表第三十八号中「平成九年度」を「平成十年度」に改め、同号を同表第四十五号とし、同表第三十七号を同表第四十四号とし、同表第

三十六号中「昭和五十三年度から平成九年度まで」を「昭和五十四年度から平成十年度まで」に改め、同号を同表第四十三号とし、同表第三十二号から第三十五号までを七号ずつ繰り下げ、同表第三十一号を同表第三十八号とし、同号の前に次の一号を加える。

三十七 戸籍数 当該市町村の戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第七條の規定により戸籍簿につづられた戸籍及び同法第一百七條の三第二項の規定により戸籍簿に蓄積された戸籍の数

第十二条第二項の表中第三十号を第三十六号とし、第二十九号を第三十五号とし、第二十八号を第三十四号とし、同号の前に次の二号を加える。

三十一 公有以外の林野の面積 最近の世界農業センサスの結果による当該道府県の林野（国有林野並びに道府県及び分収林特別措置法（昭和三十三年法律第五十七号）第九條第二号に掲げる森林整備法人（以下「森林整備法人」という。の所管する林野を除く。）の面積
三十三 公有林野の面積 最近の世界農業センサスの結果による当該道府県の区域内の道府県及び森林整備法人の所管する林野の面積

に次の一号を加える。

第十二条第二項の表中第二十七号を第三十一号とし、第二十六号を第三十号とし、同号の前

二十九 七十歳以上 最近の国勢調査の結果による当該地方団体の七十歳以上の人人口

第十二条第二項の表第二十五号中「高齢者人口」を「六十五歳以上人口」に改め、同号を同表第二十八号とし、同表中第二十四号を第二十二

二十三 高等専門学校及び大学の学生数 最近の学校基本調査の結果による当該道府県立の高等専門学校及び短期大学の学科及び専攻科並びに大学の学部、専攻科及び大学院に在学する学生の数
二十四 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数 最近の学校基本調査の結果による当該道府県の区域内の私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特殊教育諸学校に在学する幼児、児童及び生徒の数
二十五 幼稚園の幼児数 最近の学校基本調査の結果による当該市町村立の幼稚園に在学する幼児数

第十三条第五項の表道府県の項第三号中 5 その他の教育 人口

段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正を 5 その他の教育 人口 高等専門学校及び大学の学生の数 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数

段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正
種別補正、態容補正及び寒冷補正
種別補正
を
六十五歳以上人口
六十五歳以上人口
に改め、同表道府県の項第四号中「高齢者人口」
に改め、同表道府県の項第五号中
2 林野
(1) 経

行政費
林野の面積
段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正
を
2 林野行
(1) 経

政費
公有以外の林野の面積
段階補正、態容補正及び寒冷補正
を
に改め、同表道府県

経費
公有林野の面積
段階補正、態容補正及び寒冷補正
を
に改め、同表道府県

人口
段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正
を
4 その他の教育
(1) 経常経費

人口
段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正
を
に改め、同表市町村の項第四

幼稚園の幼児数
段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正
を
に改め、
同表市町村の項第六号中
3 戸籍住民基本世帯数
台帳費
段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正

度補正、態容補正
を
3 戸籍住民基本世帯数
台帳費
世帯数
に改め、同表市町村の項第八号中「昭和五十三年度から平成九年度まで」を「昭和五

十四年度から平成十年度まで」に改め、同表市町村の項第十号及び第十一号中「平成九年度」を「平成十年度」に改め、同表市町村の項第十二号中「各年度」の下に「及び平成十年度」を加える。
附則第三条の次に次の一条を加える。
(交付税の総額の特例)
第三条の二 当分の間、第六条の規定の適用については、同条第一項中「所得税、法人税及び酒税の収入額のそれぞれ百分の三十二」とあるのは「所得税及び酒税の収入額のそれぞれ百分の三十二、法人税の収入額の百分の三十五・八(平成十一年度にあつては、百分の三十二・五)」と、同条第二項中「所得税、法人税及び酒税の収入見込額のそれぞれ百分の三十二」とあるのは「所得税及び酒税の収入見込額のそれぞれ百分の三十二、法人税の収入見込額の百分の三十五・八(平成十一年度にあつては、百分の三十二・五)とする。」
附則第四条の見出し中「平成十年度分」を「平成十一年度分」に改め、同条各号列記以外の部分中「平成十年度」を「平成十一年度」に、「第六号」を「第八号」に、「二千億円」を「千五百億円」に、「第七号から第九号まで」を「第九号から第十一号まで」に改め、同条第二号及び第三号を次のように改める。
二 地方交付税法等の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号)による改正前の地方交付税法(以下この条において「旧法」という) 附則第四条の二第四項の規

定において平成十一年度分の交付税の総額に加算することとされていた額 二千四百十九億円
三 第十一号に掲げる額に相当する額のうち次条第四項の規定に基づき平成十三年度から平成二十四年度までの各年度分の交付税の総額に加算する額の合算額に相当する額の借入金及び当該借入金に係る債務の弁済に起因する一時借入金に係るものとして一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れられる額 千五百十億円
附則第四条第九号中「平成十年度」を「平成十一年度」に、「四千九百七十三億八千万円」を「五千八百八十二億六千万円」に改め、同号を「同条第十一号」とし、同条第八号中「平成九年度」を「平成十年度」に、「十五兆二千三百三十六億九千八百二十九千円」を「十七兆七千八百七十一億五千五百八十二万九千円」に改め、同号を「同条第十号」とし、同条第七号中「平成九年度」を「平成十年度」に、「附則第四条の二第二項」を「附則第四条の二第三項」に、「平成十年度から平成十九年度まで」を「平成十三年度から平成二十四年度まで」に、「一兆九千三百億五千万円」を「三兆三千九百八十五億三千五百万円」に改め、同号を同条第九号とし、同条第六号中「平成十年度」を「平成十一年度」に、「前号」を「前二号」に、「十七兆七千八百七十一億五千五百八十二万九千円」を「二十一兆九千九百九十八億二千五百八十二万九千円」に改

に改め、同表市町村の項第八号中「昭和五十三年度から平成九年度まで」を「昭和五十四年度から平成十年度まで」に改め、同表道府県の項第十号及び第十一号中「平成九年度」を「平成十年度」に改め、同表道府県の項第十二号中「各年度」の下に「及び平成十年度」を加える。
附則第三条の次に次の一条を加える。
(交付税の総額の特例)
第三条の二 当分の間、第六条の規定の適用については、同条第一項中「所得税、法人税及び酒税の収入額のそれぞれ百分の三十二」とあるのは「所得税及び酒税の収入額のそれぞれ百分の三十二、法人税の収入額の百分の三十五・八(平成十一年度にあつては、百分の三十二・五)」と、同条第二項中「所得税、法人税及び酒税の収入見込額のそれぞれ百分の三十二」とあるのは「所得税及び酒税の収入見込額のそれぞれ百分の三十二、法人税の収入見込額の百分の三十五・八(平成十一年度にあつては、百分の三十二・五)とする。」
附則第四条の見出し中「平成十年度分」を「平成十一年度分」に改め、同条各号列記以外の部分中「平成十年度」を「平成十一年度」に、「第六号」を「第八号」に、「二千億円」を「千五百億円」に、「第七号から第九号まで」を「第九号から第十一号まで」に改め、同条第二号及び第三号を次のように改める。
二 地方交付税法等の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号)による改正前の地方交付税法(以下この条において「旧法」という) 附則第四条の二第四項の規

め、同号を同条第八号とし、同号の前に次の一号を加える。

七 平成十一年度における借入金金の額に相当する額のうち次条第五項の規定に基づき平成十三年度から平成二十二年までの各年度分の交付税の総額に相当する額の合算額に相当する額 七千五百八十二億二千円
 附則第四条第五号中「平成十年度」を「平成十一年度」に、「次条第三項」を「次条第四項」に、「三兆三千九百八十五億三千五百円」を「六兆八千四百六十九億八千五百円」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号の二から第四号の五までを削り、同条第四号中「前三号」を「前各号」に、「繰り入れられる額 二百億円」を「繰り入れられる臨時特例加算額 二千二百一億円」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。
 四 第十一号に掲げる額に相当する額のうち

次条第五項の規定に基づき平成十三年度から平成二十二年までの各年度分の交付税の総額に相当する額の合算額に相当する額の借入金及び当該借入金に係る債務の弁済に起因する一時借入金に係るものとして一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れられる額 六十億円
 附則第四条の二の前の見出しを「平成十一年度から平成二十二年までの各年度分の交付税の総額の特例等」に改め、同条第一項及び第二項中「平成十一年度」を「平成十二年度」に改め、同条第五項を同条第八項とし、同項の前に次の三項を加える。
 5 平成十三年度から平成二十二年までの各年度分の交付税の総額については、第一項の額に、次の表の上欄に掲げる当該各年度に相当する同表の下欄に定める金額を加算する。

年 度	金 額
平成十三年度	四百七十六億円
平成十四年度	五百二十三億円
平成十五年度	五百七十六億円
平成十六年度	六百三十三億円
平成十七年度	六百九十七億円
平成十八年度	七百六十六億円
平成十九年度	八百四十三億円
平成二十年度	九百二十七億円
平成二十一年度	千二十億円
平成二十二年度	千二百一十一億二千円

6 平成十二年度から平成二十六年までの各年度分の交付税の総額は、平成十二年度にあつては第一項の額に第二項及び第三項の規定により加算される額並びに次の表の上欄に掲げる同年度に相当する同表の下欄に定める金額を加算した額とし、平成十三年度から平成二十二年までの各年度にあつては第一項の額に第二項から第五項までの規定により加算さ

年 度	金 額
平成十三年度	四百九十七億円
平成十四年度	五千四百九十五億円
平成十五年度	六千四百五十二億円
平成十六年度	六千七百六十六億円
平成十七年度	七千四百五十億円
平成十八年度	八千八百八十二億五千万円
平成十九年度	七千三百四十六億円
平成二十年度	六千四百九十五億円
平成二十一年度	七千四百四十四億円

れる額及び同表の上欄に掲げる当該各年度に相当する同表の下欄に定める金額を加算した額とし、平成二十三年度及び平成二十四年度にあつては第一項の額に当該各年度において第二項及び第四項の規定により加算される額並びに同表の上欄に掲げる当該各年度に相当する同表の下欄に定める金額を加算した額とし、平成二十五年及び平成二十六年にあつては

は第一項の額に当該各年度に相当する同表の下

年 度	金 額
平成十二年度	四千四百三十四億円
平成十三年度	四千二百十四億八千万円
平成十四年度	三千七百七十四億円
平成十五年度	二千七百七十五億円
平成十六年度	二千八百十七億円
平成十七年度	三千五百八十三億円
平成十八年度	四千二百六十六億円
平成十九年度	四千四百九十四億円
平成二十年度	四千四百八十八万九千円
平成二十一年度	五千五百六十一億円
平成二十二年度	四千九百八十九億円
平成二十三年度	三千九百三十九億円
平成二十四年度	二千九百七十八億円
平成二十五年	二千三億円
平成二十六年	九百八十八億円

欄に定める金額を加算した額とする。

7 平成十三年度から平成二十二年までの各年度分として交付すべき交付税の総額に係る第六条第二項の規定による額の算定については、同項に規定する当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであった額を超えて交付された額のうち、平成九年度において交付すべきであった額を超えて交付された額である六千七百二十四億七千五百六十二万二千

円について、平成十三年度から平成二十一年度までの各年度に当該各年度分の交付税の総額から六百七十二億円を、平成二十二年に当該年度分の交付税の総額から六百七十六億七千五百六十二万二千円をそれぞれ減額する。
 附則第四条の二第四項を削り、同条第三項の表を次のように改め、同項を同条第四項とする。

平成二十二年
平成二十三年
平成二十四年

七千八百五十九億三千五百万円
四百二十九億四
百三十四億円

附則第四条の二第二項の次に次の一項を加える。

3 平成二十二年から平成二十二年までの各年度分の交付税の総額については、第一項の額に、当該各年度において交付税及び譲与税配付金特別会計法附則第六条の三の規定に基づき、一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れられる額を加算する。

附則第四条の三第一項中「平成十一年度及び」を削り、「において借入金」の下に「次条に規定する借入金を除く。」を加え、「当該各年度」を「平成十一年度」に、「前条第三項の表」を「前条第四項の表」に改め、同条第二項中「当該各年度」を「平成十一年度」に、「当該年度」を「同年度」に、「当該年度の前年度」を「平成十一年度」に、「これらの借入金」を「当該借入金」に、「前条第五項」を「前条第八項」に改め、同条の次に次の一項を加える。

第四條の四 平成二十二年以降の各年度において、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成十一年法律第 号)の施行による所得税及び法人税の減少並びに租税特別

措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号)の施行によるたばこ税の減少による交付税の総額の減少を補うため、交付税及び譲与税配付金特別会計法の定めるところにより交付税及び譲与税配付金特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定において借入金をした場合において、当該各年度における借入金の増加額があるときは、当分の間、当該借入金に相当する額の範囲内の額で借入金をした年度後の年度において一般会計から同勘定に繰り入れることが必要なものとして法律で定める額を、法律の定めるところにより、附則第四条の二第五項の表に定める金額に加算するものとする。

2 前項の各年度における借入金の増加額は、当該年度における借入金の額に相当する額から当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額を控除した残額をいう。この場合において、これらの借入金の額については、附則第四条の二第八項の規定を準用する。

附則第五条第一項の表に次の一号を加える。

六 被災者生活再建支援基金に対する拠出の財 千円につき 八〇〇

六 被災者生活再建支援基金に対する拠出の財 千円につき 八〇〇

六 被災者生活再建支援基金(平成十年法律第六十六号)第六條第一項に基づき内閣総理大臣が指定した被災者生活再建支援基金に対する拠出の財源に充てるため発行を許可された地方債のうちの自治大臣が指定したものに係る元利償還金

別表を次のように改める。

別表(第十二条関係)

道府県	地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位	費用
道府県	道府県	一 警察費	警察職員数	一人につき	一〇、四八九、〇〇〇
		二 土木費			
		1 道路橋りょう			
		1 経常経費	道路の面積	千平方メートルにつき	二四九、〇〇〇
		(2) 投資的経費	道路の延長	一キロメートルにつき	七、〇一五、〇〇〇
		2 河川費	河川の延長	一キロメートルにつき	一四一、〇〇〇
		(1) 経常経費	河川の延長	一キロメートルにつき	八一八、〇〇〇
		(2) 投資的経費	河川の延長	一キロメートルにつき	八一八、〇〇〇
		3 港湾費			
		(1) 経常経費	港湾(漁港を含む)における係留施設の延長	一メートルにつき	三五、九〇〇
		(2) 投資的経費	港湾における外郭施設の延長	一メートルにつき	九、〇八〇
		4 その他の土木費	漁港における外郭施設の延長	一メートルにつき	六、六二〇
		(1) 経常経費	人口	一人につき	一、三六〇
		(2) 投資的経費	人口	一人につき	二、七二〇
		三 教育費			
1 小学校費	教職員数	一人につき	五、二三八、〇〇〇		
2 中学校費	教職員数	一人につき	五、一一七、〇〇〇		
3 高等学校費	教職員数	一人につき	七、八三六、〇〇〇		
(1) 経常経費	生徒数	一人につき	七〇、一〇〇		
(2) 投資的経費	生徒数	一人につき	五三、六〇〇		
4 特殊教育諸学校費					
(1) 経常経費	教職員数	一人につき	五、四〇三、〇〇〇		
(2) 投資的経費	児童及び生徒の数	一人につき	二七五、〇〇〇		
5 その他の教育費	学級数	一学級につき	一、二六五、〇〇〇		
(2) 投資的経費	学級数	一学級につき	一、六一七、〇〇〇		
(1) 経常経費	人口	一人につき	二、二四〇		
(2) 投資的経費	人口	一人につき	三五八、〇〇〇		
	高等専門学校及び大学の学生の数	一人につき	三五八、〇〇〇		

<p>四 厚生労働費</p>	<p>1 生活保護費 2 社会福祉費 (1) 経常経費 (2) 投資的経費</p>	<p>町村部人口 一人につき 四、九九〇</p>	<p>八 地方税減収補てん償還費</p>	<p>地方税の減収補てんのため昭和五十一年度から平成十一年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額</p>	<p>千円につき 六二</p>
<p>3 衛生費 4 高齢者保健福祉費</p>	<p>人口 一人につき 六、〇四〇 四七一 五、五九〇</p>	<p>九 地域財政特別対策償還費</p>	<p>地域財政特別対策のため昭和五十七年度から平成五十七年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額</p>	<p>千円につき 七九</p>	
<p>五 産業経済費</p>	<p>(1) 経常経費 六十五歳以上人口 一人につき 二二、六〇〇 七〇歳以上人口 一人につき 四八、一〇〇 (2) 投資的経費 六十五歳以上人口 一人につき 四、二〇〇 人口 一人につき 七六七</p>	<p>十 臨時財政特別償還費</p>	<p>臨時財政特別対策のため昭和六十一年度から平成二十一年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額</p>	<p>千円につき 八七</p>	
<p>2 林野行政費</p>	<p>(1) 経常経費 農家数 一人につき 一〇一、〇〇〇 (2) 投資的経費 耕地の面積 一人につき 九一、〇〇〇</p>	<p>十一 財源対策償還費</p>	<p>平成六年度から平成十年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行を許可された地方債の額</p>	<p>千円につき 九九</p>	
<p>3 水産行政費</p>	<p>(1) 経常経費 公有林野の面積 一人につき 一、一〇〇 (2) 投資的経費 林野の面積 一人につき 九、八四〇</p>	<p>十二 減税補てん償還費</p>	<p>個人の道府県民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度までの各年度及び平成十年度の減収を補てんするため当該各年度において特別に起こすことができることとした地方債の額</p>	<p>千円につき 四一</p>	
<p>2 徴税費</p>	<p>人口 一人につき 一、八六〇</p>	<p>十三 臨時税収補てん償還費</p>	<p>臨時税収補てんのため平成九年度において特別に起こすことができることとした地方債の額</p>	<p>千円につき 二一</p>	
<p>七 災害復旧費</p>	<p>1 企画振興費 (1) 経常経費 人口 一人につき 一、〇一〇 (2) 投資的経費 人口 一人につき 九、四二〇 2 恩給費 世帯数 一人につき 一、四二五 3 その他の諸費 恩給受給権者数 一人につき 一、四二五 4 経常経費 人口 一人につき 四、八五〇 (1) 経常経費 人口 一人につき 四、〇七〇 (2) 投資的経費 面積 一平方キロメートルにつき 一、三三三、〇〇〇 災害復旧事業費の 千円につき 九五〇</p>	<p>十三 臨時税収補てん償還費</p>	<p>臨時税収補てんのため平成九年度において特別に起こすことができることとした地方債の額</p>	<p>千円につき 二一</p>	

市町村		人口	一人につき	円
一 消防費				
二 土木費				
1 道路橋りょう費				
(1) 経常経費	道路の面積	平方メートルにつき	一二四、〇〇〇	
(2) 投資的経費	道路の延長	一キロメートルにつき	七四六、〇〇〇	
2 港湾費				
(1) 経常経費	港湾（漁港を含む）における係留施設の延長	一メートルにつき	三五、〇〇〇	
(2) 投資的経費	港湾における外郭施設の延長 漁港における外郭施設の延長	一メートルにつき	九、〇八〇	
3 都市計画費				
(1) 経常経費	都市計画区域における人口	一人につき	一、三五〇	
(2) 投資的経費	都市計画区域における人口	一人につき	一、二九〇	
4 公園費				
(1) 経常経費	人口	一人につき	六五九	
(2) 投資的経費	人口	一人につき	三二八	
5 下水道費				
(1) 経常経費	人口	一人につき	一六〇	
(2) 投資的経費	人口	一人につき	九五	
6 その他の土木費				
(1) 経常経費	人口	一人につき	一、四九〇	
(2) 投資的経費	人口	一人につき	六八一	
三 教育費				
1 小学校費				
(1) 経常経費	児童数	一人につき	四六、六〇〇	
(2) 投資的経費	学校数	一校につき	九〇六、〇〇〇	
2 中学校費				
(1) 経常経費	生徒数	一人につき	三九、三〇〇	
(2) 投資的経費	学校数	一校につき	一一三、〇〇〇	
(3) 投資的経費	学校数	一校につき	二、〇二七、〇〇〇	
四 厚生費				
1 生活保護費				
(1) 経常経費	人口	一人につき	五、九四〇	
(2) 投資的経費	幼稚園の幼児数	一人につき	三八八、〇〇〇	
2 社会福祉費				
(1) 経常経費	人口	一人につき	六、三〇〇	
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五九三	
3 保健衛生費				
(1) 経常経費	人口	一人につき	三、六〇〇	
4 高齢者保健福祉費				
(1) 経常経費	六十五歳以上人口	一人につき	六七、五〇〇	
(2) 投資的経費	七十歳以上人口	一人につき	四八、一〇〇	
(3) 投資的経費	六十五歳以上人口	一人につき	三、二二〇	
五 産業経済費				
1 農業行政費				
(1) 経常経費	農家数	一戸につき	五九、七〇〇	
(2) 投資的経費	農家数	一戸につき	四四、五〇〇	
2 商工行政費				
(1) 経常経費	人口	一人につき	一、一九〇	
3 その他の産業経済費				
(1) 経常経費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	一人につき	一〇四、〇〇〇	
(2) 投資的経費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	一人につき	二二七、〇〇〇	
六 その他の行政費				
(1) 企画振興費	人口	一人につき	四、七六〇	
(2) 経常経費	人口	一人につき	四、七六〇	
七 高等学校費				
(1) 経常経費	教職員数	一人につき	七、九七九、〇〇〇	
(2) 投資的経費	生徒数	一人につき	六九、四〇〇	
(3) その他の教育費	生徒数	一人につき	三五、四〇〇	

十二 財源対策償還費	十一 臨時財政特例償還費	十 地域財政特例対策償還費	九 地方税減収補てん償還費	八 辺地対策事業債償還費	七 災害復旧費	(2) 投資的経費	(1) 経常経費	4 その他の諸費	3 戸籍住民基本台帳費	2 徴税費	(2) 投資的経費
平成六年度から平成十年度までの各年度の財源対策のため当該各年度に	臨時財政特例対策のため昭和六十三年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	地域財政特例対策のため昭和五十七年度から平成五十七年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	地方税の減収補てんのため昭和五十四年度から平成五十四年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	辺地対策事業債の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	災害復旧事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	面積 人口	面積 人口	人口 世帯数	世帯数 戸籍数	世帯数 戸籍数	人口 世帯数
千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	一人につき 一平方キロメートルにつき 一人につき	一人につき 一平方キロメートルにつき	一人につき 一世帯につき	一世帯につき 一籍につき	一世帯につき 一籍につき	一人につき 一世帯につき
九九	八七	七九	六二	八〇〇	九五〇	二、〇〇〇 四八〇、〇〇〇 二、〇〇〇	二、〇〇〇 四八〇、〇〇〇	二、九七〇	一〇、一〇〇 一、八〇〇	一〇、一〇〇 一、八〇〇	一、三二〇 一〇、一〇〇

<p>（交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正） 第二条 交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和二十九年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。 附則第四条の次に次の一条を加える。 （一般会計からの繰入金の特例） 第四条の二 当分の間、第四条の規定の適用については、同条中「所得税、法人税及び酒税の収入見込額のそれぞれ百分の三十二」とあるのは、「所得税及び酒税の収入見込額のそれぞれ百分の三十二」、法人税の収入見込額の百分の三十五・八（平成十一年度にあつては、百分の三十二・五）とする。 附則第五条第一項の表以外の部分中「平成十</p>		<p>十三 減税補てん債償還費 千円につき 四一</p>												
<p>十四 臨時税収補てん債償還費 千円につき 二〇</p>	<p>（交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正） 第二条 交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和二十九年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。 附則第四条の次に次の一条を加える。 （一般会計からの繰入金の特例） 第四条の二 当分の間、第四条の規定の適用については、同条中「所得税、法人税及び酒税の収入見込額のそれぞれ百分の三十二」とあるのは、「所得税及び酒税の収入見込額のそれぞれ百分の三十二」、法人税の収入見込額の百分の三十五・八（平成十一年度にあつては、百分の三十二・五）とする。 附則第五条第一項の表以外の部分中「平成十</p>	<p>年度から平成三十七年度まで」を「平成十一年度から平成三十七年度まで」に、「平成十一年度から平成三十七年度までの各年度」を「平成十一年度及び平成十二年度」に、「二十一兆千八百五十六億九千八百九十九千円」を「二十九兆六千五百億三千八百八十二万九千円」に、「平成十年度分等の借入金限度額」を「平成十一年度分等の借入金限度額」に、「同表の控除額の欄の上欄に定める金額と同表の控除額の欄の下欄に定める金額との合算額をいう」を「同表の控除額の欄の上欄に定める金額、同表の控除額の欄の中欄に定める金額及び同表の控除額の欄の下欄に定める金額の合算額をいう」に改め、同項の表を次のように改める。</p>												
<table border="1"> <tr> <th>年 度</th> <th>控</th> <th>除</th> <th>額</th> </tr> <tr> <td>平成十三年度</td> <td>地方交付税法附則第 四条第六号の額に相 当する借入金限度額 に係るもの</td> <td>地方交付税法附則第 四条第七号の額に相 当する借入金限度額 に係るもの</td> <td>その他のもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td>四千九百十七億円</td> <td>四百七十六億円</td> <td>一兆三百四十二億八千二百八十二万九千円</td> </tr> </table>	年 度	控	除	額	平成十三年度	地方交付税法附則第 四条第六号の額に相 当する借入金限度額 に係るもの	地方交付税法附則第 四条第七号の額に相 当する借入金限度額 に係るもの	その他のもの		四千九百十七億円	四百七十六億円	一兆三百四十二億八千二百八十二万九千円	<p>個人、市町村、民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度までの各年度及び平成十年度の減収を補てんするため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額</p>	<p>おいて発行を許可された地方債の額</p>
年 度	控	除	額											
平成十三年度	地方交付税法附則第 四条第六号の額に相 当する借入金限度額 に係るもの	地方交付税法附則第 四条第七号の額に相 当する借入金限度額 に係るもの	その他のもの											
	四千九百十七億円	四百七十六億円	一兆三百四十二億八千二百八十二万九千円											

平成十四年度	五千四百九十五億円	五百二十三億円	五千七百四十八億円
平成十五年度	六千五百五十二億円	五百七十六億円	七千五百五十七億円
平成十六年度	六千七百六十六億円	六百三十三億円	九千八百六十九億円
平成十七年度	七千四百五十億円	六百九十七億円	一兆三千八百五十一億円
平成十八年度	八千八百八十二億五千 万円	七百六十六億円	一兆五千七百九億円
平成十九年度	七千三百四十六億円	八百四十三億円	一兆七千二百七十三億円
平成二十年度	六千四百九十五億円	九百二十七億円	一兆八千九百九十四億円
平成二十一年度	七千四百四十四億円	千二百億円	二兆八千八百八十二億六千万円
平成二十二年	七千八百五十九億三 千五百万円	千二百一十一億二千万 円	一兆八千九百二十六億四千万円
平成二十三年	四億二十九億円		一兆五千二百二十六億五千万円
平成二十四年度	二百三十四億円		一兆二千九百八十二億円
平成二十五年			一兆二千九百九十九億六千万円
平成二十六年			九千七百三十四億七千万円
平成二十七年			二千八百四十六億三千八百万円
平成二十八年			千七百八十四億円
平成二十九年			千九百六十五億円
平成三十年			二千三十七億円
平成三十一年			二千二百二十七億円
平成三十二年			二千二百二十二億円
平成三十三年			二千三百二十三億円
平成三十四年			二千四百二十八億円
平成三十五年			三千七百三十七億円
平成三十六年			三千九百五億円
平成三十七年			

附則第六条中「平成十年度」を「平成十一年度」に改める。

附則第六条の二第一項中「平成十一年度」を「平成十二年度」に改め、同項第二号及び第三号中「附則第四条の二第三項」を「附則第四条の二第四項」に改め、同条第二項第一号中「附則第四条の二第三項」を「附則第四条の二第四項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第六条の三 平成十二年度から平成二十一年度までの各年度に限り、当該各年度における地方交付税法附則第四条の二第一項第四号に掲げる額のうち、次に掲げる一時借入金又は借

入金に係る当該各年度における利子の支払に充てるため必要な額に相当する額を、一般会計から交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れるものとする。

一 次号の借入金に係る債務の弁済に起因する当該年度の第十三条第一項の規定による一時借入金

二 当該年度の前年度の附則第五条第一項の規定による借入金のうち、地方交付税法附則第四条の二第五項の規定に基づき当該年度から平成二十二年まで各年度分の交付税の総額に相当する額の合算額に相当す

る額の借入金
三 当該年度の附則第五条第一項の規定による借入金のうち、地方交付税法附則第四条の二第五項の規定に基づき当該年度の翌年度から平成二十二年まで各年度分の交付税の総額に相当する額の合算額に相当する額の借入金(平成二十一年度にあつては、同項の規定に基づき平成二十二年年度の交付税の総額に相当する額に相当する額の借入金)

2 平成二十二年に限り、同年度における地方交付税法附則第四条の二第一項第四号に掲げる額のうち、次に掲げる一時借入金又は借入金に係る同年度における利子の支払に充てるため必要な額に相当する額を、一般会計から交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れるものとする。

一 次号の借入金に係る債務の弁済に起因する平成二十二年の第十三条第一項の規定による一時借入金

二 平成二十一年度の附則第五条第一項の規定による借入金のうち、地方交付税法附則第四条の二第五項の規定に基づき平成二十二年年度の交付税の総額に相当する額に相当する額の借入金

附則第七条各号列記以外の部分中「前条」を「前二条」に、「平成十年度」を「平成十一年度」に、「第四号の五」を「第五号」に改め、「平成十一年度及び」を削り、「第三号」を「第四号」に、「平成二十四年度」を「平成二十二年」に、「平成二十五年」を「平成二十三年」に、「平成二十四年度」を「平成二十二年」に改め、同条第一号中「前条」を「前二条」に改め、同条第二号中「附則第四条の二第三項」を「附則第四条の二第四項」に改め、同条の表を次のように改める。

年 度	金 額
平成十三年	四千九百十七億円
平成十四年	五千四百九十五億円
平成十五年	六千五百五十二億円
平成十六年	六千七百六十六億円
平成十七年	七千四百五十億円
平成十八年	八千八百八十二億五千 万円
平成十九年	七千三百四十六億円
平成二十年	七千三百四十四億円
平成二十一年	七千八百五十九億三 千五百万円
平成二十二年	七千四百四十四億円
平成二十三年	四億二十九億円
平成二十四年	二百三十四億円

附則第七条第三号の表を次のように改め、同条を同条第四号とする。

年 度	金 額
平成十二年度	四千四百三十四億円
平成十三年度	四千二百四十四億八千万円
平成十四年度	千三百七十四億円
平成十五年度	二千七十五億円
平成十六年度	二千八百七十七億円
平成十七年度	三千五百八十三億円
平成十八年度	四千二百六十六億円
平成十九年度	四千四百九十四億円
平成二十年度	四千四百六十億千四百八十八万九千円
平成二十一年度	五千五百六十一億円
平成二十二年度	四千九百八十九億円
平成二十三年度	三千九百三十九億円
平成二十四年度	二千九百七十八億円
平成二十五年	二千三百億円
平成二十六年	九百八十八億円

附則第七条第二号の次に次の一号を加える。
三 次の表の上欄に掲げる当該各年度に応ずる同表の下欄に定める地方交付税法附則第

四 条の二第五項の規定により各年度分の交付税の総額に加算する金額

年 度	金 額
平成十三年度	四百七十六億円
平成十四年度	五百二十三億円
平成十五年度	五百七十六億円
平成十六年度	六百三十三億円
平成十七年度	六百九十七億円
平成十八年度	七百六十六億円
平成十九年度	八百四十三億円
平成二十年度	九百二十七億円
平成二十一年度	千一十億円
平成二十二年	千百二十一億一千万円

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成十一年度分の地方交付税から適用する。
(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改

正に伴う経過措置)
第三条 第二条の規定による改正後の交付税及び譲与税配付金特別会計法の規定は、平成十一年度分の予算から適用する。
(平成十一年度における基準財政収入額の算定方法の特例)
第四条 平成十一年度分の地方交付税に限り、各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定によつて算定した額に、地方税法の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号)による改

正前の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則第三条の四の規定による個人の道府県民税又は市町村民税に係る特別減税による平成十一年度の減収見込額の道府県にあっては百分の八十の額、市町村にあっては百分の七十五の額を加算した額とする。
2 前項の減収見込額は、次の表の上欄に掲げる地方公共団体につき、それぞれ同表の中欄に掲げる収入の項目ごとに、当該下欄に掲げる算定の基礎によつて、自治省令で定める方法により、算定するものとする。

地方公共団体の種類	収入の項目	減収見込額の算定の基礎
道府県	道府県民税の所得割	前年度分の所得割の課税の基礎となつた納税義務者数等の数及び課税標準等の額
市町村	市町村民税の所得割	前年度分の所得割の課税の基礎となつた納税義務者数等の数及び課税標準等の額

地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律案
地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律

目次

第一章 総則(第一条、第二条)

第二章 地方特例交付金(第三条―第十二条)

第三章 地方債の特例(第十三条)

第四章 地方交付税の特例等(第十四条―第十八条)

附 則

第一章 総則

(趣旨)
第一条 この法律は、地方税法の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号)以下「地方税法改正法」という。及び経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の

負担軽減措置に関する法律(平成十一年法律第 号)以下「法人税等負担軽減措置法」という。の施行により道府県民税(都民税を含む。以下同じ。)及び市町村民税(特別区民税を含む。以下同じ。)並びに法人の事業税の収入が減少することに伴う地方公共団体の財政状況にかんがみ、その財政の健全な運営に資するため、当分の間の措置として、地方特例交付金の交付その他の必要な財政上の特別措置を定めるものとする。
(定義)
第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一 道府県民税所得割減収見込額 地方税法改正法による改正後の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)以下「平成十一年改正後の地方税法」という。附則第四十条第二項、第三項、第六項及び第七項の規定の適用

がないものとした場合における各年度の個人の道府県民税の所得割の収入見込額から当該各年度の個人の道府県民税の所得割の収入見込額を控除した額をいう。

二 道府県民税法人税割減収見込額 法人税について法人税等負担軽減措置法第十六条並びに法人税等負担軽減措置法附則第十条による改正後の租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第六十七条の二及び第六十八条の三の規定の適用がなく、かつ、法人税等負担軽減措置法附則第十条による改正前の租税特別措置法第六十七条の二及び第六十八条の三の規定の適用があるものとした場合における各年度の法人の道府県民税の法人税割（平成十一年改正後の地方税法第七百三十四条第二項の規定に基づき都民税として課される同項第三号に掲げる税のうち平成十一年改正後の地方税法第五号第二項第一号に係るもの）であつて法人税額を課税標準として課するものを除く。以下同じ。）の収入見込額から当該各年度の法人の道府県民税の法人税割の収入見込額を控除した額をいう。

三 法人事業税減収見込額 平成十一年改正後の地方税法附則第九条の二及び第四十条第十項の規定の適用がなく、かつ、地方税法改正法による改正前の地方税法（以下「平成十一年改正前の地方税法」という。）附則第九条の二の規定の適用があるものとした場合における各年度の法人の事業税の収入見込額から当該各年度の法人の事業税の収入見込額を控除した額をいう。

四 市町村民税所得割減収見込額 平成十一年改正後の地方税法附則第四十条第二項から第五項まで、第八項及び第九項の規定の適用がないものとした場合における各年度の個人の市町村民税の所得割の収入見込額から当該各年度の個人の市町村民税の所得割の収入見込額を控除した額をいう。

五 市町村民税法人税割減収見込額 法人税に

ついて法人税等負担軽減措置法第十六条並びに法人税等負担軽減措置法附則第十条による改正後の租税特別措置法第六十七条の二及び第六十八条の三の規定の適用がなく、かつ、法人税等負担軽減措置法附則第十条による改正前の租税特別措置法第六十七条の二及び第六十八条の三の規定の適用があるものとした場合における各年度の法人の市町村民税の法人税割（平成十一年改正後の地方税法第七百三十四条第二項の規定に基づき都民税として課される同項第三号に掲げる税のうち平成十一年改正後の地方税法第五号第二項第一号に係るもの）であつて法人税額を課税標準として課するものを含む。以下同じ。）の収入見込額から当該各年度の法人の市町村民税の法人税割の収入見込額を控除した額をいう。

六 道府県たばこ税増収見込額 平成十一年改正後の地方税法附則第十二条の二の規定の適用がなく、かつ、平成十一年改正前の地方税法附則第十二条の二の規定の適用があるものとした場合における各年度の道府県たばこ税（都たばこ税を含む。以下同じ。）の収入見込額を当該各年度の道府県たばこ税の収入見込額から控除した額をいう。

七 市町村たばこ税増収見込額 平成十一年改正後の地方税法附則第三十条の二の規定の適用がなく、かつ、平成十一年改正前の地方税法附則第三十条の二の規定の適用があるものとした場合における各年度の市町村たばこ税（特別区たばこ税を含む。以下同じ。）の収入見込額を当該各年度の市町村たばこ税の収入見込額から控除した額をいう。

2 前項各号に規定する収入見込額は、同項各号に規定する地方税を平成十一年改正後の地方税法第一条第一項第五号に規定する標準税率（標準税率の定めのない地方税については、平成十一年改正後の地方税法に定める税率とする）によつて課するものとした場合の収入見込額とする。

第二章 地方特例交付金

（交付金の交付）

第三条 毎年度、地方公共団体に対して、地方税法改正法及び法人税等負担軽減措置法の施行による道府県民税及び市町村民税並びに法人の事業税に係る各年度の減収額を埋めるため、地方特例交付金（以下「交付金」という。）を交付する。

（交付金の総額）

第四条 毎年度分として交付すべき交付金の総額は、当該年度における第一号に掲げる額の四分の三に相当する額から第二号及び第三号に掲げる額の合算額を控除した額に第四号に掲げる額を加算した額として予算で定める額とする。

- 一 イからホまでに掲げる額の合算額
- イ 道府県民税所得割減収見込額の総額
- ロ 道府県民税法人税割減収見込額の総額
- ハ 法人事業税減収見込額の総額
- ニ 市町村民税所得割減収見込額の総額

ホ 市町村民税法人税割減収見込額の総額

二 イ及びロに掲げる額の合算額

イ 道府県たばこ税増収見込額の総額

ロ 市町村たばこ税増収見込額の総額

三 当該年度の一般会計の当初予算における法人税の収入見込額の百分の三・八（平成十一年度にあつては、百分の〇・五）に相当する額

四 当該年度の前年度又は前々年度において、第十二条において準用する地方交付税法（昭和二十五年法律第二十一号）第十九条第二項から第五項までの規定により返還され、又は納付された額

2 前項第一号イからホまでに掲げる額並びに同項第二号イ及びロに掲げる額は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数値を基礎として、政令で定めるところにより、見積るものとする。

一 道府県民税所得割減収見込額の総額	前年度分の道府県民税の所得割の課税の基礎となつた納税義務者等の数及び課税標準等の額
二 道府県民税法人税割減収見込額の総額	前々年度の道府県民税の法人税割の課税標準等の額
三 法人事業税減収見込額の総額	前々年度の法人の事業税の課税標準等の額
四 市町村民税所得割減収見込額の総額	前年度分の市町村民税の所得割の課税の基礎となつた納税義務者等の数及び課税標準等の額
五 市町村民税法人税割減収見込額の総額	前々年度の市町村民税の法人税割の課税標準等の額
六 道府県たばこ税増収見込額の総額	前々年度の道府県たばこ税の課税標準数量
七 市町村たばこ税増収見込額の総額	前々年度の市町村たばこ税の課税標準数量

（各地方公共団体に交付すべき交付金の算定方法）

第五条 毎年度分として各都道府県に対して交付すべき交付金の額は、当該年度における当該都道府県の第一号から第三号までに掲げる額の合算額（都にあつては、当該合算額に特別区に係

第三項第二号に掲げる額を加算した額。以下「都道府県減収見込額」という。)に基礎率を乗じて得た額から、第三号及び第四号に掲げる額の合算額(次項に規定する不交付見込都道府県にあつては、第四号に掲げる額)を控除した額とする。

- 一 道府県民税所得割減収見込額
 - 二 道府県民税法人税割減収見込額
 - 三 法人事業税減収見込額
 - 四 道府県たばこ税増収見込額
- 2 前項の基礎率は、交付見込都道府県(政令で定めるところにより、地方交付税法第十条第一項の規定による普通交付税の交付を受けることとなると見込まれる都道府県をいう。以下同じ。)又は不交付見込都道府県(交付見込都道府県以外の都道府県をいう。以下同じ。)の別

に政令で定める方法により算定した率を、四分の三に加え、又はこれから減じて得た率とする。

3 毎年度分として各市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対して交付すべき交付金の額は、当該年度における当該市町村の第一号及び第二号に掲げる額の合算額(特別区にあつては、第一号に掲げる額。以下「市町村減収見込額」という。)の四分の三に相当する額から、第三号に掲げる額を控除した額とする。

- 一 市町村民税所得割減収見込額
- 二 市町村民税法人税割減収見込額
- 三 市町村たばこ税増収見込額

4 第一項各号及び前項各号に掲げる額は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる算定の基礎によつて、自治省令で定める方法により、算定するものとする。

一 道府県民税所得割減収見込額	前年度分の道府県民税の所得割の基礎となつた納税義務者等の数及び課税標準等の額
二 道府県民税法人税割減収見込額	当該都道府県の区域内に事務所を有する法人に係る最近の事業年度に係る道府県民税の法人税割の課税標準等の額
三 法人事業税減収見込額	当該都道府県の区域内に事務所を有する法人に係る最近の事業年度に係る事業税の課税標準等の額
四 市町村民税所得割減収見込額	前年度分の市町村民税の所得割の基礎となつた納税義務者等の数及び課税標準等の額
五 市町村民税法人税割減収見込額	当該市町村の区域内に事務所又は事業所を有する法人に係る最近の事業年度に係る市町村民税の法人税割の課税標準等の額
六 道府県たばこ税増収見込額	前年度の道府県たばこ税の課税標準数量
七 市町村たばこ税増収見込額	前年度の市町村たばこ税の課税標準数量

(交付・不交付の見込みに係る精算)

第六条 当該年度の前年度における交付見込都道府県が当該前年度において普通交付税の交付を受けなかつた場合には、当該前年度において前条第一項の規定により算定した交付金の額を当

該前年度において当該交付見込都道府県が不交付見込都道府県であつたとした場合の同項の規定により算定した交付金の額から控除した額を、当該年度において同項の規定により算定した交付金の額に加算する。

2 当該年度の前年度における不交付見込都道府県が当該前年度において普通交付税の交付を受けた場合には、当該前年度において前条第一項の規定により算定した交付金の額から当該前年度において当該不交付見込都道府県が交付見込都道府県であつたとした場合の同項の規定により算定した交付金の額を控除した額(以下この項において「精算額」という。)を、当該年度において同項の規定により算定した交付金の額から減額する。この場合において、当該年度の交付金の額から精算額を減額してもなお減額しきれない額があるときは、自治省令で定めるところにより、当該減額しきれない額を、翌年度以降の交付金の額から減額する。

第七條 第四条に規定する当該年度分として交付すべき交付金の総額と、当該年度において前二條の規定により各地方公共団体について算定した交付金の額の合算額に第十二條において準用する地方交付税法第十九條第二項の規定により交付すべき交付金の額を加算した額との間に差額があるときは、自治省令で定めるところにより、その差額を各地方公共団体の都道府県減収

交付時期	交付時期ごとに交付すべき額
四月	前年度の当該地方公共団体に対する交付金の額の総額の前年度の交付金の総額に対する割合を乗じて得た額の二分の一に相当する額
九月	当該年度において交付すべき当該地方公共団体に対する交付金の額から既に交付した交付金の額を控除した額

2 当該年度の国の予算の成立しないこと等の事由により、前項の規定により難い場合における交付金の交付時期及び交付時期ごとに交付すべき額については、国の暫定予算の額及びその成立の状況、前年度の交付金の額等を参酌して、自治省令で定めるところにより、特例を設けることができる。

3 地方公共団体が前二項の規定により各交付時

見込額及び市町村減収見込額であん分し、当該あん分した額に相当する額をそれぞれ当該地方公共団体の交付金の額に加算し、又はこれから減額する。

(算定の時期等)

第八條 自治大臣は、前三條の規定により交付すべき交付金の額を、遅くとも毎年八月三十一日までに決定しなければならない。

2 自治大臣は、前項の規定により交付金の額を決定したときは、これを当該地方公共団体に通知しなければならない。

(交付金の交付時期)

第九條 交付金は、毎年度、次の表の上欄に掲げる時期に、それぞれ同表の下欄に定める額を交付する。ただし、四月において交付すべき交付金については、当該年度において交付すべき交付金の額が前年度の交付金の額に比して著しく減少することとなると認められる地方公共団体又は当該年度において交付金の交付を受けないこととなると認められる地方公共団体に対しては、同表の下欄に定める額の全部又は一部を交付しないことができる。

4 第一項の場合において、四月一日以前一年以内及び四月二日から当該年度の交付金の四月に交付すべき額が交付されるまでの間に地方公共団体の廃置分合又は境界変更があつた場合にお

る前年度の関係地方公共団体の交付金の額の算定方法は、自治省令で定める。

(市町村交付金の算定及び交付に関する都道府県知事の義務)

第十条 都道府県知事は、政令で定めるところにより、当該都道府県の区域内の市町村に対し交付すべき交付金の額の算定及び交付に関する事務を取り扱わなければならない。

(交付金の額の算定に用いる資料の提出等)

第十一条 都道府県知事は、自治省令で定めるところにより、当該都道府県の交付金の額の算定に用いる資料を都道府県知事に提出しなければならない。この場合において、都道府県知事は、当該資料を審査し、自治大臣に送付しなければならない。

3 自治大臣は、都道府県及び政令で定める市町村について、前二項の規定により提出された資料に關し、検査を行わなければならない。

4 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村(前項の政令で定める市町村を除く。)について、第二項の規定により提出された資料に關し、検査を行わなければならない。

(地方交付税法の準用)

第十二条 地方交付税法第八条、第九条、第十八条から第二十条まで及び第二十二條の規定は、交付金について準用する。この場合において、同法第八条及び第九条中「地方団体」とあるのは「地方公共団体」と、同法第十八條第一項中「地方団体」とあるのは「地方公共団体」と、第十條第四項又は第十五條第三項とあるのは「地方特別交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第八条第二項」と、「決定又は変更」とあるのは「決定」と、「市町村」とあるのは「市町村(特別区を含む。次項において同じ。)」と、同条第二項中「地方団体」とあるのは「地方公

共同体」と、同法第十九條第一項中「第十條第四項」とあるのは「地方特別交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第八条第二項」と、「前条第一項」とあるのは「同法第十二條において準用する前条第一項」と、「地方団体」とあるのは「地方公共団体」と、「基準財政需要額又は基準財政収入額」とあり、及び「基準財政需要額若しくは基準財政収入額」とあるのは「同法第五條第一項各号及び第三項各号に掲げる額」と、同条第二項中「地方団体」とあるのは「地方公共団体」と、「当該地方団体に交付すべき普通交付金の額の算定に用いられるべき当該年度の基準財政収入額が基準財政需要額をこえるもの」とあり、及び「基準財政収入額が基準財政需要額をこえることとなる地方団体」とあるのは「交付金が交付されない地方公共団体」と、「地方団体の」とあるのは「地方公共団体の」と、同条第三項中「市町村」とあるのは「市町村(特別区を含む。以下この条において同じ。)」と、「地方団体」とあるのは「地方公共団体」と、同条第四項から第七項までの規定中「地方団体」とあるのは「地方公共団体」と、同条第八項中「団体」とあるのは「地方公共団体」と、同法第二十條第一項中「第十條第三項及び第四項、第十五條第二項及び第三項並びに前二條」とあるのは「地方特別交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第八条及び同法第十二條において準用する前二條」と、「地方団体」とあるのは「地方公共団体」と、同条第二項中「第十條第三項、第十五條第二項、第十八條第二項並びに前条第一項から第五項まで及び第八項」とあるのは「地方特別交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第八条第一項並びに同法第十二條において準用する第十八條第二項並びに前条第一項から第五項まで及び第八項」と、「地方団体」とあるのは「地方公共団体」と、同法第二十二條中「地方団体」とあるのは「地方公共団体」と読み替えるものとする。

第三章 地方債の特例

第十三条 地方公共団体は、地方税法改正法及び法人税等負担軽減措置法の施行による道府県民税及び市町村民税並びに法人の事業税に係る各年度の減収額を埋めるため、地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第五條の規定にかかわらず、地方債を起すことができる。

2 前項の規定により起すことができる当該各年度の地方債の額は、都道府県にあっては当該都道府県の都道府県減収見込額に、一から第五條第二項に規定する基礎率を控除して得た率を乗じて得た額とし、市町村にあっては当該市町村の市町村減収見込額の四分の一に相当する額とする。

3 前項の規定を適用して計算した額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

第十四条 各地方公共団体に対して交付すべき普通交付金の額の算定に用いる基準財政収入額を算定する場合における地方交付税法第十四條第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「控除した額とする」とあるのは「控除した額とする」と、地方特別交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(平成十一年法律第

号)第五條から第七條までの規定により当該道府県に対して交付すべき地方特別交付金の額の百分の八十の額」と、「当該市町村の自動車取得税交付金の収入見込額の百分の七十五の額」とあるのは「当該市町村の自動車取得税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、地方特別交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第五條から第七條までの規定により当該市町村に対して交付すべき地方特別交付金の額の百分の七十五の額」と、「当該指定市の軽油引取税交付金の収入見込額の百分の七十五の額」とあるのは「当該指定市の軽油引取税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、地方特別交付金等

の地方財政の特別措置に関する法律第五條から第七條までの規定により当該指定市に対して交付すべき地方特別交付金の額の百分の七十五の額」とする。

2 前項の規定にかかわらず、都及び特別区に係る普通交付金の額の算定に用いる基準財政収入額を算定する場合における地方交付税法第十四條第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「ゴルフ場利用税の収入見込額」とあるのは「都たばこ税の収入見込額については基準税率をもつて算定した都たばこ税の収入見込額から都に係る地方特別交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(平成十一年法律第

号)第五條第一項第四号に掲げる額に自治省令で定める率(以下この項において「都区調整率」という。)を乗じて得た額(以下この項において「たばこ税調整額」という。)の百分の八十に相当する額を控除した額とし、ゴルフ場利用税の収入見込額」と、「控除した額とする」とあるのは「控除した額とする」と、地方特別交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第五條から第七條までの規定により都に対して交付すべき地方特別交付金の額から当該地方特別交付金の額に都区調整率を乗じて得た額(以下この項において「交付金調整額」という。)を控除した額の百分の八十の額」と、「当該市町村の普通税(法定外普通税を除く。)-及び事業所税の収入見込額」とあるのは「当該市町村の普通税(法定外普通税を除く。)-及び事業所税の収入見込額(特別区たばこ税の収入見込額については、基準税率をもつて算定した特別区たばこ税の収入見込額にたばこ税調整額の百分の七十五を加算した額とする。)-、当該市町村の自動車取得税交付金の収入見込額の百分の七十五の額」とあるのは「当該市町村の自動車取得税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、地方特別交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第五條から第七條までの規定により特別区に対して交付すべき地方特別交付金

の額に交付金調整額を加算した額の百分の七十

五の額」とする。

3 各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる基準財政収入額を算定する場合における地方交付税法第十四条第三項の規定の適用については、当分の間、同項の表道府県の項中「十三

軽油引取税 前年度の軽油引取税に係る課税標準たる数量

とあるのは 十

三 軽油引取税 前年度の軽油引取税に係る課税標準たる数量

三の二 地方特例 当該年度について地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第 号）第五条から第七条までの規定により算定した額

と、同項の

表市町村の項中「十三 軽油引取税交付金の交付額

付金 前年度の軽油引取税交付金の交付額

とあるのは 十三の二 地方特例

付金 当該年度について地方特例交付金等の地方財政の特例措置

に関する法 とする。

第十五条 各地方公共団体に対して交付すべき普通

交付税の額の算定に用いる前条第一項の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額は、当分の間、前条第一項の規定により読み替えられた同法第十四条第一項の規定によつて算定した額に、道府県にあつては当該道府県の当該年度の都道府県減収見込額に、市町村にあつては当該年度の市町村の当該年度の市町村減収見込額の四分の一に相当する額の百分の七十五の額を加算した額とする。

2 前項の規定にかかわらず、都及び特別区に係る普通交付税の額の算定に用いる前条第二項の規定により読み替えられた地方交付税法第十四

（特例） 第十六条 地方財政法第四条の三第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「普通税」とあるのは、「普通税、地方特例交付金」とする。

（特別区財政調整交付金の特例）

第十七条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十二条第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「収入額」とあるのは、「収入額と地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第 号）第十四条第二項の規定により読み替えられた地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十号）第十四条第一項に規定するたばこ税調整額及び交付金調整額との合算額」とする。

（命令への委任） 第十八条 この法律に定めるもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、命令で定める。

附則

（施行期日等） 第一条 この法律は、公布の日から起算して、平成十一年度分の交付金、同年度に許可される地方債及び同年度分の地方交付税から適用する。ただし、第十七条の規定は、平成十二年四月一日から施行する。

（平成十一年度における減収見込額の特例） 第二条 平成十一年度限り、第二条の規定の適用については、同条第一項第一号中、「附則第四十條第二項、第三項、第六項及び第七項」とあるのは、「附則第四十條第六項及び第七項」と、同項第四号中、「附則第四十條第二項から第五項まで、第八項及び第九項」とあるのは、「附則第四十條第五項、第八項及び第九項」とする。

（平成十一年度における四月交付金の交付金の額の特例） 第三条 平成十一年度限り、地方公共団体に対し四月に交付すべき交付金の額は、第九条第一項の規定にかかわらず、地方交付税法第十四条第三項の表の中欄に掲げる収入の項目のうち道

府県民税の所得割及び法人税割、法人の行う事業に対する事業税並びに道府県たばこ税並びに市町村民税の所得割及び法人税割並びに市町村たばこ税に係る平成十年度の同表の基準税額等を参酌し、自治省令で定めるところにより算定した額とする。

（交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正） 第四条 交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和二十九年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。

附則第七条の次に次の一条を加える。

（地方特例交付金に係る繰入れ） 第七条の二 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第 号）第四条第一項に規定する地方特例交付金の総額から同項第四号に掲げる額を控除した額に相当する額は、毎会計年度、一般会計から交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れらるものとす。

附則第八条中「若しくは附則第六条」を、「附則第六条若しくは前条」に改め、「歳入とし、」の下に「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律による地方特例交付金又は」を加える。

（交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正に伴う経過措置） 第五条 前条の規定による改正後の交付税及び譲与税配付金特別会計法の規定は、平成十一年度分の予算から適用する。

（自治省設置法の一部改正） 第六条 自治省設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）を次のように改正する。

第四十二条の二 地方特例交付金に関すること。 第五十九条の次に次の一号を加える。 十九の二 地方特例交付金の総額を見積り、並びに地方公共団体に交付すべき地方特例交付金の額を決定し、及びこれを交付する

こと。

第十条中第四号の五を第四号の九とし、第四号の二から第四号の四までを四号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の四号を加える。

四の二 地方特例交付金の交付に関する命令の立案に関すること。

四の三 各地方公共団体に交付すべき地方特例交付金の交付額の決定に関すること。

四の四 地方特例交付金の交付額の減額又は返還及びこれに関する異議の申出についての決定に関すること。

四の五 地方特例交付金の額の算出の基礎についての地方公共団体の審査の請求の審査及び地方特例交付金の額の減額等の意見の聴取に基づく処分に関すること。

平成十一年八月十七日印刷

平成十一年八月十八日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

P